

令和4年 第1回

# 甲佐町議会 3月定例会会議録

令和4年3月11日～令和4年3月16日

熊本県甲佐町議会

## 令和4年第1回甲佐町議会（定例会）目次

### ○3月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 町長の提案理由の説明について	8
日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	11
日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12
日程第8 報告第1号 専決処分の報告について	14
日程第9 報告第2号 専決処分の報告について	17
日程第10 議案第3号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	18
散会	20

### ○3月14日（第2号）

出席議員	21
欠席議員	21
本会議に職務のために出席した者の職氏名	21
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	21
開議	22
日程第1 一般質問	22
散会	73

### ○3月15日（第3号）

出席議員	74
欠席議員	74
本会議に職務のために出席した者の職氏名	74
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	74



日程第21	議案第24号	安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の 指定期間の変更について……………	127
日程第22	議案第25号	令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）……………	129
日程第23	議案第26号	令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）……………	145
日程第24	議案第27号	令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）…	147
日程第25	議案第28号	令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）……………	151
日程第26	議案第29号	令和4年度甲佐町一般会計予算……………	153
	延会……………		157

### ○3月16日（第4号）

	出席議員……………		158
	欠席議員……………		158
	本会議に職務のために出席した者の職氏名……………		158
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………		158
	開議……………		160
日程第1	議案第29号	令和4年度甲佐町一般会計予算……………	160
日程第2	議案第30号	令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算……………	203
日程第3	議案第31号	令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算……………	206
日程第4	議案第32号	令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算……………	208
日程第5	議案第33号	令和4年度甲佐町水道事業会計予算……………	210
追加日程第1	議案第34号	甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改 正する条例の制定について……………	214
追加日程第2	発議第1号	ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決 議について……………	216
日程第6	議員派遣について……………		217
日程第7	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		218
日程第8	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		218
日程第9	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………		218
	閉会……………		219

3月11日（金曜日）

令和4年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和4年3月11日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会・開議 3月11日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 3月11日 午前11時13分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	10番 井芹しま子
11番 宮川安明	12番 本田新	

1. 欠席議員

9番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 3番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて

日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつ  
いて

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

日程第10 議案第3号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規  
約の一部変更について

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。9番、福田謙二議員から本日の会議の欠席届が出ておりますので、ご連絡を申し上げます。

これより、令和4年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしています。傍聴者におかれても、マスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番、甲斐高士議員、3番、田中孝義議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議会運営委員長（本田 新君） では、ご報告いたします。先の定例会において付託を受けておりました令和4年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る2月28日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日3月11日から16日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告、町長の提案理由の説明、人

事案件、報告案件、同文議決案件の審議、12日及び13日は、議案調査のため休会、14日は一般質問、15日は条例案件、契約案件、財産の処分及び無償譲渡案件、指定管理者の指定案件、令和3年度一般会計補正予算、並びに各特別会計補正予算、及び令和4年度一般会計予算の審議、16日は引き続き、令和4年度一般会計予算、並びに各特別会計予算、企業会計予算及び、その他議会提出案件についての審議。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいま本田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日3月11日から16日までの6日間と決定いたしました。

同意第1号及び同意第2号の人事案件、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告案件、議案第3号、同文議決案件、議案第4号から議案第17号までの条例案件、議案第18号及び議案第19号の契約案件、議案第20号、財産の処分案件、議案第21号から議案第23号までの財産の無償譲渡案件、議案第24号、指定管理者の指定案件、議案第25号から議案第28号までの令和3年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第29号から議案第33号までの令和4年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

---

### 日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。

奥名町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますけれども、行政報告を申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症に関する状況についてご報告を申し上げます。

本町の感染状況におきましては、1月から徐々に増えはじめまして、2月から3月上旬にかけては一日の感染者数が、10人以上の日もある状況となっております。

県全体としては、おおむね減少傾向にもありますけれども、新規感染者数はまだまだ高い数値にあり、感染が落ち着いたとは言えない状況でございます。なお、陽性者の累計は3月10日現在で325人となっております。3回目接種につきましては、2月3日から開始をしており、3月10日までの接種率は54.5%という状況となっております。

今後においては、未接種者に対する接種勧奨を進めていくとともに、5歳から11歳の子供に対する接種対策も進めてまいります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金について、ご報告を申し上げます。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、0歳から高校3年生までの児童を養育している保護者に対して、児童一人当たり10万円給付を行っております。昨年12月下旬から給付を開始し、2月末時点で1,533人の児童を対象として支給を行いました。また、出生児等についても、対象となることから随時申請を受付けておりまして、今年度末までの累計で1,567人の児童に対する支給を見込んでいます。

次に、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について、ご報告を申し上げます。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金につきましては、2月10日に該当する世帯に対しまして、確認書1,402通の世帯に対しての郵送をしており、現在、受付けと振込みを順次行っている状況でございます。受付け累計は、1,112世帯分となっておりますけれども、2月28日に472世帯分を振込み、3月14日に640世帯分を振り込む予定としておりまして、2回分を合わせて給付額は1億1,120万円となっております。今後におきましても、月2回のペースで振込みという事務の流れで給付を進めてまいります。

また、家計急変世帯につきましては、該当世帯みずからの申請が必要となることから、町の公式ホームページや各行政区の組の回覧で制度内容の周知を図っているところであります。

次に、総合運動公園について、ご報告申し上げます。

震災からの創造的復興の一つとして、国土交通省の「かわまちづくり事業」を活用し整備を行っております総合運動公園につきましては、現在までサッカーコート2面、テニスコート、8面の供用を開始しており、町内外から多くの方々に利用され、賑わいを見せている状況でございます。

令和3年度につきましては、野球場、それからソフトボール場の整備及び管理棟の建設を進めておりまして、本年度末までにはすべて完了することとなっておりますので、これらの施設につきましては、野球場のほうは芝養生のため、しばらくは使用できませんけれども、それ以外の施設については、令和4年度当初からの供用に向けて準備を進めているところでございます。

また、令和4年度に引き続き周辺施設の整備を進めることとしておりまして、これにより総合運動公園のすべての施設の整備がいよいよ完了ということになります。

次に、田口橋交差点の整備状況について、ご報告申し上げます。

県道御船甲佐線の田口橋平面交差点整備については、大型車両の通行を可能とするために、緑川右岸側の交差点平面化の整備が行われているところでございます。

町も、これまで地元説明会や事業用地にあたる地権者の方々への協力要請を県と一緒に行ってまいりましたが、ようやく交差点整備エリア内の家屋移転が完了し、本年3月に本線工事が発注をされ、令和5年3月に全線開通となる予定でございます。この工事の完成により、県南地域と熊本市を結ぶ道路がさらなる広域的な人流と物流のネットワークを構成する重要な路線として位置付けられ、本町の今後の産業発展と土地の有効活用についても大きな効果をもたらすものと期待をしているところでございます。

次に、治水・内水対策について、ご報告を申し上げます。

治水・内水対策については、「甲佐町国土強靱化地域計画」に基づき、国・県とも連携を図りながら取り組みを進めております。令和3年度においては、国の「防災減災国土強靱化のための5カ年加速化対策」による事業メニューを活用しまして、内水対策の計画的な整備を行ってきたところでございます。その一つといたしましては、下横田地区緑川団地周辺において、集中豪雨のたびに内田川が氾濫し、周辺家屋に浸水被害が発生していることについて、こういった被害の軽減を図るため、調整池の整備と排水ポンプ場の整備を行ったところでございます。

二つ目といたしましては、大井手水路にかかる「あゆみ橋」の橋の桁の高さが原因で、豪雨による増水のたびに市街地周辺家屋に浸水被害が発生しておりましたが、その対策として、令和3年9月に橋の改修と周辺の排水対策工事を施工し完了したところであります。このことによりまして、浸水被害を大きく抑えることができるものと考えております。

また、竜野川については、集中豪雨の際に堤防を越水し、周辺家屋に浸水被害が毎年のように発生をしており、これまでは増水するたびに緊急対策で護岸に土のう等を設置をして対応しておりましたけれども、河川管理者の熊本県との協議が整い、町において護岸擁壁のかさ上げ整備を行っております。このことにより、大雨時の水害リスクの軽減が見込まれ、地域住民の安心・安全につながるものと考えております。

さらには、近年の気候変動による激甚化、頻発化する災害に備えるため、令和3年3月に国土交通省から熊本甲佐総合運動公園の隣地に「船津地区河川防災ステーション」を整備することが公表をされました。緑川本線では初めての防災ステーションということになりますけれども、これは本町から国土交通省への長年の要望が実りまして実現の運びとなったものでございます。令和3年10月には国と町との合同で地元説明会を開催したところでありますが、もう既に工事のほうは着手されておまして、令和5年度の完成を目指して鋭意整備が進められております。

今後も国と町が連携し、災害に対する地域の防災力向上につながる拠点として、施設の有効活用を図りながら、町の防災や治水対策に努めてまいります。

次に、ICT機器の活用状況について、ご報告を申し上げます。

令和3年度にGIGAスクール構想事業において、甲佐町全校に1人1台のタブレット導入などのICT機器の整備を行ったところでございます。その活用につきましては、これまで学校管理職やICT管理者などの専門研修のほか、全教職員に対して基礎研修、活用研修を行ってまいりました。また、児童生徒及び保護者についても適切な活用がなされ

るように安心・安全モラル研修などを行ってきたところです。

学校におきましては、授業時に板書と併用した活用がされており、電子黒板に児童生徒のタブレットを映し出して、お互いに意見や回答を発表しあうという、そういった使い方など、いろいろ工夫されていると聞き及んでおります。児童生徒は、タブレットを毎日持ち帰っているため、家庭学習面では教科書に準じた問題が掲載してあるソフトを使用し、宿題のほか、自主学習として活用することができています。

また、健康面ではタブレットで、家庭と学校との双方向でやり取りを行い、互いに健康状況を確認し登校させるなど、いろいろな面から有効活用がなされているとのことでございます。

次に、陣ノ内城跡の国指定文化財への指定についてのご報告でございます。

町指定文化財でありました陣ノ内城跡につきましては、ご承知のとおり令和3年10月11日に国指定史跡に指定をされました。甲佐町では昭和9年に国指定天然記念物、「麻生原のキンモクセイ」が指定されて以来、87年ぶり2件目の国指定文化財というふうになります。陣ノ内城跡は、総延長400メートルを超える巨大な堀と土塁が明瞭に残り、その規模は、東西210メートル以上、南北190メートル以上の北西と南東に入り口を持つ方形のお城で、肥後国における中世城館の中でも突出した規模であり、保存状態が良好な城跡として評価をされております。

今後は、令和4年度から5年度までの2カ年にかけて、陣ノ内城跡の適切な保存と活用方法、さらには将来的な整備の方向性などを取りまとめた「史跡陣ノ内城跡保存活用計画」を国の補助事業により策定する予定といたしております。

それでは、最後にふるさと甲佐応援寄附金について、ご報告を申し上げておきます。

本年度につきましては、返礼品として人気のある肉類及び米類に加えて、果実類の返礼品を拡充するとともに、毎月商品が届く定期便など、返礼品の充実を図り、あわせて新規ポータルサイトを追加したことで、ふるさと納税受入れ額は、令和4年2月末現在で4億8,232万3,000円となっております。すでに前年度と比べますと、約5.1倍の数字となっております。本年度末までには約5億円に到達するのではないかというふうに見込んでおります。また、来年度におきましても引き続き返礼品の充実に努め、本年度以上の受入れ額を目指すとともに、返礼品発送などにかかる経費削減にも取り組ながら自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

コロナ禍の中、各イベント等の中止など、町政運営においても、閉塞感が続いている状況ではありますけれども、今後におきましてもワクチン接種などの感染予防対策から地方創生臨時交付金などを活用した生活支援や経済対策などを引き続き実施しながら、基本構想に掲げております「安心・安全・快適を実感できるまちづくり」に向けまして、着実に邁進してまいる所存でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の行政報告を終わります。



その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,878万9,000円としております。前年度と比較してみますと2.2%、金額にして1億5,648万円の減というふうになります。

それでは、歳出予算の主な内容について款ごとにご説明申し上げます。

まず、総務費では庁舎の維持管理や電算システムなど、円滑な行政運営のための経費、各行政区の運営に要する交付金、地域公共交通や移住定住促進、防犯カメラの設置、また、参議院議員、町議会議員、県議会議員選挙の経費を計上しております。

民生費では、子育て支援や高齢者の生きがい・健康づくりに資する経費などの地域福祉の推進のための所要の経費、また国の政策に基づく保育士等に係る処遇改善など、必要な費用を計上いたしております。衛生費では、子ども医療費助成金を満18歳まで拡大するほか、引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種等に要する経費及び単独槽や、くみ取りからの転換を促すなど、合併浄化槽の設置・推進のための経費などを計上しております。

農林水産業費では、本町の基幹産業であります農業の振興のための各種事業に要する経費、認定新規就農者に対し、期間終了後に認定農業者への申請を条件とした農機具導入補助制度の新設、及び糸田地区基盤整備に向けた調査費などを計上しております。

商工費では、産業の振興及び町の財源確保に資するため、ふるさと甲佐応援寄附金事業の更なる推進を図るとともに、2年ぶりの「やな場」の再開をはじめ、各観光交流施設やイベントなどとの連携を図りながら、交流人口、関係人口の増加に向けた所要の経費を計上いたしております。

土木費におきましては、甲佐町道路整備計画に基づき、町道の新設改良の計画的な整備に努めるとともに、道路舗装や橋りょうの点検・補修、国土強靱化事業の一環として河川の浚渫（しゅんせつ）などに取り組んでまいります。

また、新規事業として道路通行の安全を確保するための道路法面構造物点検事業にも取り組みます。

消防費では、町民の安心・安全な暮らしの確保のため、上益城消防組合負担金や消防団の活動に要する経費などのほか、消防・防災のための所要の予算を計上しておりますが、消防分野では、消防団員の年額報酬の引上げや、新たな活動報酬を設けるなど、団員確保や活動の充実・強化を図ってまいります。

また、消防施設等整備計画に基づき、消防施設や設備などの更新のための必要経費を、また防災面では、防災行政無線の維持管理など、防災対策に係る所要額を計上いたしております。さらに、国土強靱化事業の一環として、船津地区の馬門川周辺及び大町地区の浸水対策の調査設計に関する経費を計上しております。

教育費では、本町の次代を担う子供たちの育成のため、学校教育における教育環境の整備や、円滑な学校運営などのために必要な予算を計上しております。その中で、令和2年度に導入をいたしましたGIGAスクール構想による小中学校へのタブレット端末などの活用によるICT教育の更なる推進や乙女小学校のトイレの改修などを予定しております。

また、社会教育におきましては、国の指定文化財となりました陣ノ内城跡の保存・活用計画の策定を予定しておりますほか、特色ある生涯学習の活動推進を図るため、引き続き



■■■■■■■■■」ということでの説明を申し上げましたけれども、この件については、「公営住宅」という名称に統一して修正をお願いしたいというふうに思いますので、お詫びして訂正を申し上げます。

よろしく願いいたします。

---

**日程第6 同意第1号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（宮川安明君） 日程第6、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、同意第1号について、ご説明申し上げます。

同意第1号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、北村安則。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員であります溜渕清裕氏が、令和4年3月23日で任期満了となるためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。

甲佐町固定資産評価審査委員会委員として、提案をいたしております北村安則氏は、平成27年4月から平成31年4月まで浅井区の区長として、町行政の円滑な運営のため、ご協力をいただいていたところでございます。

このように氏は、地域からの信頼も厚く、地域行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

どうか、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

同意第1号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますけれども、ただいま町長のほうから説明がありましたとおり、北村氏は囑託委員としての経験もございますし、さまざまな経験をされておりますので、この選任につきましては、何ら異議なく同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第2号 甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第7、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、同意第2号につき、ご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町農業委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、平井 豪、認定農業者。境栄一郎、認定農業者。中村節美、利害関係の無い者。伊豆野誠、青年、農業者。河嶋隆雄、認定農業者。五嶋靖、農業者。松本茂、認定農業者。草場竜一郎、認定農業者。中村幸信、認定農業者。本田 正、農業者。長野和代、認定農業者。緒方寛二、認定農業者、青年農業者。岡本篤幸、認定農業者。清住昇、認定

農業者。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由としましては、現甲佐町農業委員会委員の任期が、令和4年3月31日で満了となるためでございます。資格の内訳としまして、定数14名中認定農業者が10名、青年農業者が2名、女性委員が2名、利害関係のない者が1名となっております。

また、新任・再任の内訳としましては、新たに農業委員となられる新任の方が6名、再任の方が8名となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、選任理由を申し上げたいと思います。

本年3月末をもちまして、任期満了となる農業委員会委員につきまして、農業委員会に関する法律第9条により公募を行いましたところ、14名の定数に対して、同数の14名の応募という結果となりました。

定数どおりの応募者数ではありましたが、農業委員としての任命を受ける方の適格性、あるいは任命までの手続きに係る透明性や公平性を確保するために設置をしております農業委員会候補者評価委員会におきまして、各応募者の農業委員としての適格性について、評価が行われ答申をいただいたところでございます。

評価の結果は、いずれの応募者につきましても、適格者であるとの報告を受け、私といたしましても、その結果を妥当であると判断をし、議案として上程し、議会の同意を求めらるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。1点だけ教えてください。

先ほど、農政課長が説明されましたけれども、認定農業者だったり、青年とか女性とかでございますので、最低限この14名に対して、うちの町では例えば認定農業者が何名とか、以上とか、女性が最低でも1名はいるとか、何かそういった要件があると思うんですけれども、その再確認のために説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、要件について、ご説明いたします。

この要件につきましては、農業委員会等に関する法律というところで定められております。

これの第8条に「市町村長は、第1項の規定による委員の任命にあたっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない」というところの第1項に「認定農業者である個人」、それと「認定農業者である法人の業務を執行する役員」というのがございます。甲佐町の場合は、定数が14名ということでございますので、過半以上

ということで、8名以上が必要ということになります。今回は認定農業者が10名ということになっております。

それと、第8条の第6項に「利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」という規定がございますので、今回、甲佐町のほうでも1名、利害関係のない者を含めております。

それと、第7項のほうに「委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」これについては、努力義務ということになっておりますが、今回青年農業者が2人、女性委員が2人というところで満たしているというふうを考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

同意第2号、甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてでございますけれども、現委員の任期満了に伴うものであること。また、選考にあたっては、農業委員会等に関する法律の規定にのっとり任命要件を満たすものであると認められることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は、原案のどおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号「甲佐町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第8、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。  
報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第1号、専決処分書。

訴えを提起するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分をするものです。

令和4年2月14日、町長名です。

1、訴訟当事者。

(1) 原告、熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4。

甲佐町、上記代表者町長、奥名克美。

(2) 原告訴訟代理人弁護士、熊本県熊本市中央区京町2丁目2番42号、山本・中山法律事務所、原告訴訟代理人弁護士、山本好郎。

(3) 被告。被告については、記載のとおりで省略させていただきます。

2、請求の趣旨（専決処分の必要性）

被告は、記載してある建物の家賃等を滞納し、甲佐町の再三の催告に応じなかった。原告訴訟代理人弁護士により、令和3年12月28日を支払期限と定め、滞納家賃等を一括にて請求するとともに、支払いがなかった際は上記支払期限の経過により、物件賃貸借契約を解除する旨の内容証明郵便を送付したが、被告は約束の期限を過ぎても住み続けている状況である。そのため、専決処分により本件建物明渡し及び明渡し遅延損害金並びに滞納家賃等及び滞納家賃等に対する遅延損害金を被告に対して請求する必要があるためです。

3、訴訟遂行の方針。

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果、必要があるときには上訴する。

(3) 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解することが出来る。

4、授權事項、控訴・上告・和解その他本件に関する付帯事項。

5、受訴裁判所、熊本地方裁判所となっております。

訴訟を提起するまでの経緯について、ご説明をしたいと思います。

この方は、まず家族構成といたしましては、本人、妻、子供1人で入居をされました。

入居年月日が、平成22年4月から入居され翌月から滞納が始まりました。これまでに、本人はもちろん連帯保証人への電話による催告、文書による催告、訪問・面談を繰り返して行ってきましたが、そのたびに納付制約を取り履行される期間も数カ月ありましたが、1年ほど前から当月分の家賃納入もなくなり、町からの再三の連絡にも応じられず、居留守等を使われる状態で納入意欲がなく、悪質な滞納者と判断し、法的手段に踏み切りました。

こういった中で、こういったコロナ禍の中での判断ではございましたけれども、給料の減収が見込まれた時には、町の対応としましても、徴収猶予の手続きを取ったり、また住宅確保給付金や緊急小口等の公的資金の制度もあるというご案内を申し上げたが、それらも受けられなかったということで、今回のように法的手段に踏み切ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

専決処分 of 報告ですけれども、公営住宅を利用される方の透明性や公平性を保つためには、さまざまな今まで滞納された方への訪問だったり、通知だったり、かなりの時間を費やされてはこられていると思うんですけれども、今回ではなくて、前回もですね、前回いつだったかは、ちょっとはっきり覚えていないんですけれども、訴えの提起で、やはり住宅のこういう専決処分があったと思うんですけれども、その後、訴えの提起をされて控訴、上告までされたのか、和解で徴収ができたのか、そのへんをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 以前、住宅家賃回収等の訴えの提起を数年前にやりましたが、その時には3名の方だったと思います。1名の方に対しては滞納家賃、それと遅延損害金をすべて支払っていただきました。あと2名の方については、回収がまだいまだにできていないという状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。この請求の要旨の文章の中に「家賃等」という文字がございます。「家賃等を滞納し」ですので、家賃と何かほかにあるかなど、ちょっと判断するんですけれども、おそらく他にあるのは税金ではないと思うんですよ。税については、おそらく国税徴収法の例によって事務執行はされると思いますので、住宅使用料の他に「等」は何が滞納されているのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 共益費と滞納駐車場の駐車場代金となります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

## 日程第9 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第9、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、報告第2号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

令和4年3月11日提出、町長名です。

次をお願いします。

専第2号、専決処分書。

訴えを提起するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分をしたものです。

令和4年2月14日、町長名です。

### 1、訴訟当事者。

(1) 原告、熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4。

甲佐町、上記代表者町長、奥名克美。

(2) 原告訴訟代理人弁護士、熊本県熊本市中央区京町2丁目2番42号、山本・中山法律事務所、原告訴訟代理人弁護士、山本好郎。

(3) 被告。被告については、先ほどのとおり記載のとおりで省略をさせていただきます。

### 2、請求の趣旨（専決処分の必要性）

被告は、令和2年11月30日まで居住していた記載されている住宅の家賃等を滞納し、甲佐町の再三の催告に応じなかった。原告訴訟代理人弁護士より、令和3年12月28日を支払期限と定め、滞納額を一括納付するよう要求する内容証明郵便を送付したが、上記記載期限までに滞納家賃等の支払いがなかった。そのため、専決処分により滞納家賃等及び滞納家賃等の遅延損害金を被告に請求する必要があるためです。

次のページをお願いします。

### 3、訴訟遂行の方針。

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果、必要があるときには上訴する。

(3) 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認められる条件で和解することが出来る。

4、授権事項、控訴・上告・和解その他本件に関する付帯事項。

5、受訴裁判所、御船簡易裁判所となります。

この方についても、訴訟までの経緯を説明したいと思います。

この方の家族構成としては、入居時、本人、妻、子供がお二人です。現在は離婚をされ

て退出をされております。

令和元年11月から入居され、翌月から納付が遅れ滞納が始まりました。徴収の経緯といたしましても、本人、連帯保証人への催告、訪問、面談を繰り返してきましたが、面談後には数カ月の納付はありましたが、その後、滞納が続き高額となり納入意欲の低下などで、役場からの連絡に応じなくなられ、こちらも不誠実な対応で、このまま放置すれば滞納額がかさみ、町のほうから明渡し書類を作成し提出をしていただいた経緯がございます。

その後、家賃回収に向けるため、今回訴訟に踏み切った次第でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

先ほど、報告第1号の方におかれましては、受訴裁判所が熊本地方裁判所となっており、今回の方は御船簡易裁判所となっておりますが、その違いは何ですか。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 裁判所の違いということですが、これは裁判所法により請求額が140万以下の場合は、管轄裁判所、簡易裁判所、甲佐町の場合は御船簡易裁判所となりますが、もう1件の物件のほうは、不動産の明渡しを内容とする不動産訴訟となりますので、簡易裁判所ではなく地方裁判所、熊本地方裁判所に提出したということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号、専決処分報告についてを終わります。

---

#### 日程第10 議案第3号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第3号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案第3号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとお

り変更するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附則、施行期間。

1、この規約は、令和4年7月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由につきましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページが新旧対照表となります。

共同処理する事務から宇城市が脱退されるということで、削るということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第3号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますけれども、ただいま総務課長から説明がありましたとおり、組合の共同処理する事務から宇城市が脱退するというので、文言的にははずすということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第3号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（宮川安明君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日12日と、あさって13日は議案調査のため休会、14日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れでした。

---

散会 午前11時13分

3月14日（月曜日）

令和4年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和4年3月11日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月14日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 3月14日 午後2時56分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	10番 井芹しま子
11番 宮川安明	12番 本田新	

1. 欠席議員

9番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 3番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。9番、福田謙二議員から本日の会議の欠席届が出ておりますので、ご連絡を申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれても、マスク着用のうえ、指定された座席で傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間とし議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田博でございます。

一般質問通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、マイナンバーカードの交付状況についてという題目で質問しておりますけれども、マイナンバーカード、個人番号、行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づき、住民が申請した場合に発行されるプラスチック製のICカードであり、通称マイナンバーカードと呼ばれているものでございますけれども、平成28年1月から交付が開始されていると思います。その中で、本町が窓口として交付しているということでございますけれども、まず今の町の交付状況についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） では、町のマイナンバーカードの交付率についてお答えいたします。

交付率については、資料を提出しておりますが、平成31年3月末時点で、町の人口に対して申請率8.2%、交付率7.8%、今年2月20日時点では、申請率42.1%、交付率40.1%で県内では13番目に高い交付率となっております。

国の委託先におけるカード作成が約1カ月要するため、申請率と交付率の差が生じております。国の目標では、令和4年度末までに、ほぼ全国民がマイナンバーカードを取得することを目標にしていることから、甲佐町では住民生活課において無料で写真を撮影して、同時にオンライン申請をする申請サポートも行っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。国のほうでの目標があると思いますけれども、本町での交付の目標については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 本町の交付の目標ですけれども、国の目標にしたがひまして、ほぼといいますか、100%に近い数字をもって目標としております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 本町でも国の目標になるべく目標に沿うといいますか、100%に近づけていきたいということがございますけれども、このマイナンバーカードの総務省のホームページにはメリットとして、マイナポイントといった後からポイントがもらえるような制度、健康保険証として使えたり、本人確認書類としても使えると、各種証明書をコンビニ等で取得できると、子育てなどの行政手続きがオンラインでできるというふうに書いてあります。特に、この健康保険証とか本人確認証等には、ほかの部分でもできる部分はあると思うんですけれども、各種証明書をコンビニで取得できるということがメリットには書いてあるんですけれども、コンビニの中ではお住まいの市区町村にかかわらず全国どこでも最寄りのコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機より証明書が提出できるとあります。本町は、それに対応していますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 利便性については、先ほど荒田議員のほうから身分証明証や保険証としての利用、あと給付金等のオンライン申請などで利用することができるようになっております。

コンビニ交付についてですけれども、本町においては、検討はしておりますが、導入に当たっては町の住民基本台帳システム等のシステム改修が必要であり、総合行政システムの次期更改時期にあわせて導入できないかと検討しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策として、来庁者の窓口分散化、利便性向上を考え、

更改前の導入を再検討いたしました。ベンダーによるコンビニ交付に向けたシステム改修等の早急な対応ができない状況であり、本町においては、現在コンビニ交付に関しては対応できない状況です。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、本町のほうではシステム改修等も考えなければいけないということでございますけれども、その前に近隣市市町村で県内の中で対応されている市町村はありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） コンビニ交付の近隣町の導入状況ですが、大津町、菊陽町、益城町、嘉島町が導入済みで、益城町においては住民票や印鑑証明、税関係証明、戸籍が交付でき、嘉島町においては、住民票、印鑑証明のみの交付となっております。

県内では、11の市と7つの町が導入済みです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、近隣では嘉島、益城が対応しているということでございますけれども、このシステム改修なんですけれども、この時期ということでございますけれども、何年ぐらいを考えられていますか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） システム改修につきましては、国のほうから標準システム、そちらのほうは今示されているところなんですけれども、その標準化の仕様がまだできておりません。こちらのほうが大体令和4年中ぐらいは、標準化の公開がされるものと思っております。

その後、システム業者での構築とかそういったものになりますので、国が今示しているところでありまして、7年度中には標準化に向けて改修するということになりますので、そちらのほうを待ってというところで検討しているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、7年度ということでございますけれども、特に、交付を100%を目指す部分で使われる方の利用者のメリットを考えると、コンビニ交付等が使われる方にとっては、一番メリットではないかなと思うんですよね。その中で郡内でも2町がされておりますので、ぜひですね、本町もこれに対応していくよう検討していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりは、町長どうお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまのご指摘の件については、内部のほうでもいろいろ検討して、早い時期にという話もあつたんですけど、どうしても、この総合行政システムの更新時と合わせたほうが町としては経費が少なくて済みますし、このことだけじゃなくて、

ほかにもいくつかあるんですよ。ですから、その辺の案件についても、更新時期に合わせたところだという考えもありますので、その辺はやっぱりちょっと合わせる必要もあるかなというふうには思っております。

最終的には、利便性を図れるように少しでもいろんな証明書の交付とかもですね、簡単に発行できるような、そういう手続きができるような方向で考えていきたいと思っております。

時期については、やはりちょっとその辺、総合的に判断しなくちゃなりませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、総合的に考えられないといけないということでございますけれども、ぜひですね、これは国がされている制度でございますので、それを見ると、そういったメリットがありますよというところで書いてありますので、本町もそれにならってできるように努力していただければなと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染対策についてにいきます。

新型コロナウイルスの第6波の影響で本町の感染者数も増加しているということでございます。初日の行政報告でも、325名というような報告を受けております。

その中でも、特に10歳未満の保育園生、小学生が増えてきているのではないかなと思いますけれども、まず小学校等でそういった増えて休校等があったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 甲佐町の小中学校の中で、以前になりますけれども、小学校1校、令和4年1月28日の金曜から2月1日、火曜日までの5日間を一つの学年を臨時休業、つまり学級閉鎖といたしております。

それから、別の小学校で本日3月14日、月曜から18日までの金曜まで臨時休業の中でも、これは学校全体を閉鎖ということにいたしております。

それと、もう1校につきましては、明日の3月15日の火曜から18日までの金曜、これも臨時休業の中で学級閉鎖という形になりますけれども、そういった形になります。その2校につきましては、土曜、日曜、祭日が週末にありますので、22日からの登校という形になります。実質は5日以上は学校に来ないということになります。

以上の三つの小学校で臨時休業があっているということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 課長から三つのところで、学級閉鎖並びに学校休校というようなお話を受けておりますけれども、その休校等の判断をするために県の基準があるかと思っておりますけれども、そのあたりは、どういった基準を基に今回このような決定をされたので

しょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 基準ということでございますけれども、まず文科省などの国の指針を踏まえながら、熊本県の教育委員会の臨時休業等の基準に準じて判断をいたしますけれども、県の教育委員会におきましては、健康福祉部局と連携して、各学校を取り巻く地域の蔓延状況について情報収集し、児童生徒の学びの保障や心身の影響を考慮した上で状況によって総合的に判断するというふうになっておりますが、その基準につきましてご説明いたしますと、例えば同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合、これは、複数というのは2名以上ということでございます。

それと、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断、まだ診断を受けていない風邪等の症状を有する者が複数いる場合、2名以上いる場合ですね。それと、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合というふうになっておりますけれども、このような場合が学級閉鎖という形になります。

同学年に複数、2学級以上がある場合は学年閉鎖となりますけれども、甲佐町の場合は1学年が1クラスというのが多くありますので、2クラスもありましたけれどもですね、こういった形は学年閉鎖とダブるような形になりますけれども、それと複数の学年が例えば1年生と6年生とか、2年生と4年生とか、二つ以上の学年を閉鎖するような場合は、学校内の感染拡大の可能性が高い場合には学校全体の臨時休校とするというふうな基準となっております。大体5日から7日を目安に閉鎖するというふうになっておりますけれども、これにつきましても感染の把握状況、拡大状況、児童生徒の影響を踏まえて臨機応変な判断をするということになっております。

それと、甲佐町においては教育委員会と各学校が常に協議をしておりますけれども、その上で感染者や接触者などの状況の把握を行って、そのあと保健所と学校医、学校薬剤師、町の健康推進課などの助言を踏まえまして、臨時休業をするのかしないのか、期間についてはどうするのかというような判断をします。その内容につきましては、保護者に安心安全メールや文書などにより、迅速に対応してお知らせすることとしております。

いずれにしても、さらなる感染拡大が広がらないように迅速で的確な対応をとることを心がけ、それが最重要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今、基準を聞きましたけれども、そういった中で今回そういった3校のことを決められたということでございますけれども、感染拡大を防止するためということでございますけれども、その中で特に学校の中で感染拡大防止するために指導されているようなこととか、注力されているようなことがあればお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私のほうからお答えいたします。

新型コロナウイルスに関しては、いろんな基準がその状況によって刻々と変わってきま

すので、文部科学省、それから県教委のほうからガイドラインが出ておりますが、頻繁に更新をされている状況ではございます。

特に、今回のオミクロン株についても詳細な対応マニュアルが示されておまして、例えば、児童生徒の距離が2メートル程度をできればというようなこととか、声を出すような学習活動は控えるとか、身体接触のあるような活動は控えるとか、その他、常時換気です、教室は常時換気をする、全部開けっ放しではありませんけれども、一部開閉をです、窓あたりを開けて常時換気をするというのは一番大きなオミクロン株の対応策だと思います。

あとは、給食も黙食でございまして、向かい合わずに黙食をしておりますし、食べ終わったら、すぐマスクをして感染予防をするというような、細かなマニュアルがありますので、それに沿って指導をしているところでございます。

特に、2月の末から3月に入りまして、本町内の小中学校でも陽性の児童生徒が多く出ておまして、先ほど説明がありました学級閉鎖、一部では複数の学年に及びましたので休校という形になりました。こういうことを受けまして、土日ではございましたけれども、臨時に校長たちに連絡をとりまして、本日朝から臨時に職員を集めまして、さらなる一層の対策について、校長から指導させたところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、そのような対応をされておるといってございましてけれども、今回休校等の、その時の生徒への対応と学習面とかです、休みの時どのように過ごされるのか、そういった部分の指導とか、そういうところはどうか、どうなっておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 臨時休業期間中の自宅での過ごし方とか、学習面などについては、どうやっているかということでございましてけれども、臨時休業期間中は、児童生徒につきましては、基本的に当然外出はできない形となっております。

健康面にも配慮しまして、規則正しい生活をしながら自宅学習という形になります。健康面や学習面につきましては、今タブレット持ち帰りができておりますけれども、今持ち帰っているタブレットを活用して、担任教師と連絡を取り合いながら、健康観察の面、それと学習課題についての連絡の指導を行います。

タブレットを使用しているソフトは、ロイロノートというようなことで、教科書に準じて問題が掲載してあります。そういったことで宿題も活用できますけれども、自主学習としても活用できるという形でございます。

それと双方向からのやり取りができますので、児童生徒が通常は登校前にタブレットから健康状態を送信するようになっております。登校ができる頃になったら、こういった形でタブレットから健康状態を送信して登校するという形になりますけれども、そのようないろんな活用ができますので、状況確認等もできますので、有効な活用がなされていると

いうふうに思っております。

それと、授業につきましては、家庭においてタブレットで授業内容を効果的に配信できるように、各学校でその内容や送信方法などを工夫しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで休まれているといたしますか、自宅待機されているような生徒さんの学習面での心配はありますけれども、そういった部分でタブレットを有効利用されながら、その期間を過ごされるということで、特に、朝に健康観察等をされる中で、今日のこういうことをしてくださいとか、そういった部分をして、またその後の、いつも夕方といたしますか、それぐらいにどうでしたかとか、そういった部分のやり取りができて効率的な利用ができることをお願いしておきます。

特に、今どなたが感染されるかわからないような状況ではございますけれども、そういった中で感染される生徒のプライバシーというか、そういった部分の保護については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） このプライバシーへの配慮、これは今、荒田議員が言われたように非常に大事なことだというふうに思っております。

町内の小学校で、この新型コロナウイルスの感染症の陽性者が出た場合、今までに出ておりますけれども、これはいつでも誰でも感染する可能性があるというような認識のもとですね、これを自分のことに置き換えて考えて、子供や家族が不利益や偏見を受けないように、常日頃から注意を促しているところでございます。差別等につながる言動への同調、それと不確かな情報、安易な拡散、それと感染者に関する詮索は控えていただくようお願いをしております。

それとあわせて、冒頭に町長の行政報告でもありましたけれども、児童生徒、それと保護者、教職員に対しまして、タブレット等を使用する上で必要な安心・安全のためのモラル研修等も行っております。関係者のプライバシーの保護についての配慮、それとお願いなどは、その都度安心・安全メール、文書等で周知しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 特に、このような状況の中で誰が感染するか、いつ感染するかわからないような状況でございますので、そういった配慮は十分注意していただいて、再開があったときには、また通常どおりに授業ができるように対応をお願いしておきます。

次に、園児の保育園での状況はどのような状況でございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 保育園での感染症対策について、お答えします。

1月以降町内では、三つの保育園において、クラス単位での一部休園、または施設全体の全部休園の対応をしております。

保育園において、新型コロナウイルスによる感染者が報告された場合、保健所と町、園において感染情報等を共有して、今後の対応等を協議します。

最終登園日や園内で他に発熱等の体調不良者がいないかなどを確認し、感染拡大が心配される場合は、まずは園から保護者に対して各園の安心メールなどを利用して、先ほど学校教育課長からもありましたように、個人情報に配慮した上で感染者の報告があったことをお知らせされています。

体調不良者が複数いる場合、病院受診後に検査結果がすぐ出ないこともありますが、休園等の判断については、保護者の仕事に影響することもありますので、できるだけ早い時間に保健所の指導や助言を基に園と協議して決定しております。

また、感染者が複数いる場合、感染者の兄弟が同じ園に通っている場合など、感染拡大の可能性を考えながらクラス単位での一部休園、または全園児を対象とした全部休園等を決定しております。

休園等の保護者への連絡については、町からの早急な一斉連絡ができませんので、各園の安心メール等を利用して連絡していただいている状況です。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 保育園のほうでも、そのように感染が増えているということもございますけど、特に、小さいお子様はマスクを付けての登校というようなことはされていないかと思えます。そんな中で、濃厚接触になる可能性が増えるのではないかと思えますので、もし、一人感染者が出たら、そのクラスは全部感染、PCR検査等をできるようにふうに対応していただくと、二次感染等が防げるのではないかと思えますけれども、そのあたりは、どう考えておられますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 感染者が報告されたクラスだけの検査については、特に今は行われておりませんが、発熱などの体調不良者については病院受診を案内し、また症状がなくても感染が不安な方については、県の無料PCR検査を受けるなどの案内をされております。

また、県蔓延防止重点措置が延長されたことで、県の新たな対策として、学校や保育所等を対象とした抗原検査キットの配布及び集中検査を予定されております。検査キットは、県から希望する保育所等に対して、園児ではありませんけれども、施設従事者、一人当たり週1回程度の間隔で6月末まで定期的な検査を実施する必要数を県から施設のほうに配布される予定となっております。

これにつきましては、町内の全保育園及び放課後児童クラブについても申し込みをされております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、今はされていないということもございますけれ

ども、そういった二次感染というか、感染拡大につながることを防ぐためにも、もし感染者が出た場合は、そういうPCR検査をしていただいて、ぜひそういった家庭内感染へとつながらないようにしていただきたいと思います。

今、学校等、保育園等で非常に増えているというような状況をお聞きしましたけれども、子供が感染者となったら、家族の方は濃厚接触者ということで自宅等待機というような形になるかと思えますけれども、そういった場合に、休んだ場合に何か助成金というか、そういった休まれた方、保護者に対しての何かそういったものはありますでしょうか。

私が調べた中では、小学校休業等対応助成金という助成金があるのですが、これは休まれた人に対しては事業主に対しての助成金ということでございますので、そういった事業主が対応されていないといった場合に対して、個人が申し込まれるような、そういったことはありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 保護者が休園等により仕事を休まれた場合の支援金等についてですけれども、まず休園した場合の保育料については、その分を日割りして減額で対応しております。

また、臨時休園等による保護者への支援金については、先ほど荒田議員がおっしゃいましたとおり、小学校休業等対応助成金が該当すると考えます。

感染防止対策としては、小学校や保育園が臨時休業した場合、その小学校等に通う子供の保護者である労働者の休職に伴う所得減少に対応するため、有給休暇を取得させた企業に対する助成金ですが、条件を満たせば個人からの申請が可能となっております。

労働局からの助成金の活用の働きかけに企業が応じていただけない場合は、熊本労働局の特別相談窓口にご相談できるようになっております。

また、自営業の方などで学校の休業等で契約した仕事ができなかった場合の支援金についても、厚生労働省の相談コールセンターに問い合わせができるようになっております。

いずれも申請については、国の機関に対して行うようになっており、保護者に対しては小学校や保育園を通して周知しております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、今、周知しているということでございますけれども、再度こういった制度がありますよというのは周知していただきたいと思います。

次に、がんばれ妊産婦応援給付金について、お尋ねいたします。

まず、この給付金は、どういった給付金でしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） がんばれ妊産婦応援給付金について、お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響のもと、妊娠・出産した妊産婦及び児童への支援金です。

対象者としては、令和3年4月1日において、甲佐町に住民登録がある妊産婦で令和3

年度中に生まれた児童、または出産予定児童一人当たり10万円を支給しました。

財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したため、今年1月末で申請は受付終了しておりますが、実績としては給付対象児童数は41名となっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 臨時交付金の中での令和3年度に生まれたお子様に対して10万円ということがございますけれども、対象人数が41名ということがございます。

そういった中で、今本町でも子供の生まれてくる数というのが減少しているのではないかなと思っております。この臨時交付金があったから増えるとかいうのは難しいですけれども、今後この臨時交付金が、またこの次もあれば、このような給付金をぜひまた同じように継続していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりの考えを町長にお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまのご指摘の件で、お答えしたいと思いますけれども、もともとこの町独自の制度については、国が最初にやってですね、ただその基準日から外れる世帯が生まれるということで、そういう方に対しては町のほうから手を差し伸べようという考えで、これは始めたものです。

財源は、ご指摘のとおり、コロナ対応の地方創生臨時交付金、こちらのほうを財源として充当させていただきました。新たに、また国のほうから交付金がまいりますので、その中で考えていただけないかというようなご意見でございますので、今後これは町の補正予算の中で今後対応していきますので、今現在、各課からどういった取り組みをしたいかというようなことですね、考え方を今聴取しておりますので、そちらのほうをきちんと整理した上で的確に判断をしたいというふうに思います。ということで、よろしくご理解ください。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、今後検討していただければと思ひまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで7番、荒田博議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

10時50分から再開します。

---

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹です。よろしくお願いいたします。

私のほうも通告書のとおり、3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策について、お伺いをいたします。

8カ月後に3回目接種をという政府方針の見直しが遅れたために、ワクチン接種が感染拡大に追いつかない事態となっています。政府は急速な感染拡大を受け、6カ月後のワクチン接種に変更するなど、期間の短縮をしましたがけれども、対応する自治体の混乱やワクチン調達の遅れなどから、接種率は2月27日段階で3回目の接種が19.3%という状況で、先進国の中では最低というふうになっています。

3月12日には、新聞報道によりますと、28.3%までは上がっておりますけれども、世界から比べますと非常に遅れた状態というふうになっております。

一方、感染者は、昨年12月31日時点での173万人から、2月28日には500万人を超え、2月だけでも4,000人を超える方がなくなるという過去最悪の状況となっております。

甲佐町でも保育園のクラスターも発生し、日々の感染者の報道も一日の感染者が10人を超える報道も相次いでおります。

こうした中で、甲佐町の感染状況をお伺いをする予定でしたけれども、前の質問等におきまして、感染状況、それから保育園、学校等での感染が広がっていることなど、また、その対応についても答弁がございましたので、ダブる部分については質問を控えたいというふうに思っております。

私は、その中で前々回でしたか質問をさせていただきました自宅待機者に対する支援についてでございます。県のホームページを見ますと、3月12日現在自宅待機者は5,034人、入院調整中や宿泊療養先、療養先調整中の方は700人あまりの方がおられます。いわば、この700人ほどの方も自宅待機をしておられるわけですがけれども、甲佐町の自宅待機者の数というか、そういった点については、把握をされておいででしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 甲佐町における自宅療養者の待機人数ということでございますけれども、今、議員がおっしゃった県内の3月12日時点での5,034人という公表部分で、町内の情報は入ってきておりませんので、わからない状態です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 甲佐の自宅待機者は、わからないということなんですけれども、感染状況からすると、少なからずおられることは確実でございますけれども、私は以前、自宅待機中に亡くなるケースが相次いでたいへんな問題になりました。

保健所が急増する感染に対応できないということが問題になる中で、絶対に甲佐町からこうした事態を起こさないためにも自宅待機者の支援を町でもすべきではないかというふうに求めましたけれども、個人情報でできないということでしたけれども、今後の感染状況の展開は、どうなるかわかりませんけれども、オミクロンよりも感染力の高い変異株による第7波も今懸念されているところでございます。自宅待機者も増えていくこともありうることでございます。町民の方の暮らしや命を守る上で、一番ひとり暮らしの方や、あるいは高齢者、ひとり親など、感染や濃厚接触者は一定期間の自宅待機が求められるわけですから、そうした町民の方が、その間の食糧支援や日用品の支援など、さまざまな困りごと相談などが対応できる、そうした窓口を町がつくって、そのことが町にあることを知っていただく、そのことが非常に自宅待機者にとりましても、安心につながるのではないかというふうに思います。ぜひ、こうした窓口設置の検討を求めたいというふうに思うんですけれども、町については、その後、そういったことについて、検討される予定がおりでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど課長のほうから答弁申し上げましたとおり、自宅待機者、県内の状況等については、人数等については把握されておりますけれども、こと甲佐町に限ったところでの、どういった方々が該当されるのかといった情報については、保健所のほうからも町のほうには情報が入ってきませんので、こない状況の中でいろんな準備、設置とか言われても、それはちょっとできないお話だと思いますので、現在のところ、議員ご指摘の件については対応できないということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 自宅待機者へのそうした対応というのは、さまざまあるわけなんですけれども、自治体によっては非常に丁寧な支援の窓口をつくって、それを情報発信を一般的にするわけですね、自宅待機者以外にも今度感染することもあり得るでしょうし、濃厚接触者として自宅待機中の方もおられるでしょうし、幅広く自宅待機者の方は選択して情報発信するというわけじゃなくて、一般的に町のほうがそういった窓口をつくって情報発信をしているというのが、全国の動きだというふうに思うんですけれども、7日間の待機中の食糧支援をしたり、それからトイレトペーパーなど日用品の支援とか、買い物支援、パルスオキシメーターといいますか、そういった貸し出しなどなど、自治体によってはさまざまな支援メニューを考えながら、自宅待機を余儀なくされている方々の支援をサポートしようという、そういった窓口を自治体もつくっておりますので、ぜひそういった点では、ちょっと思いの行き違いがありますけれども、私の思いは、そういった支援の仕方ではどうかというふうなことで思っておりますので、ぜひそういったことも含めまし

て、検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、3回目のワクチン接種についてお伺いをしますけれども、進捗状況と終了予定はいつまでの予定か、また副反応についての状況等についても、お伺いをしたいというふうに思います。

また、あわせて5歳から11歳のワクチン接種について、もう既に今月頭から天草市等をはじめ接種が始まっているというふうに聞いておりますけれども、町については、どういう予定になっておるのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） お答えいたします。

本町の新型コロナワクチンの3回目接種におきましては、2月3日から集団及び個別接種を開始しております。

3月12日までの接種率は、56.7%ということで、順調に進んでいるのかなというふうに考えます。

また、本町においての高齢者の3回目接種後の副反応としましては、発熱、接種部位の痛み、倦怠感などの症状が確認されております。こうした症状の大部分において、接種後数日以内に回復されているという状況です。

また、5歳から11歳の接種の進捗につきましては、現在郵便により対象者に意向調査を行っております。その結果を参考に進めていきたいとは考えておりますが、現在のスケジュールとしては、接種券につきましては、本日14日に発送をします。

接種日程につきましては、4月上旬から実施できるように準備を進めているところであります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） ただいま、井芹議員のほうから予防接種の副反応について心配する向きのご質問がありましたので、甲佐町で取り組んでおります副反応に対する一例ということで福祉課のほうで担当しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

高齢者の3回目の接種が始まりまして、当初からすればよかったです。若干接種が始まりましたあと、2月19日以降に予防接種を受けられました方につきましては、家族と同居されている方につきましては、いろいろな症状があった場合に、ご家族の方で対応ができるだろうという前提で、65歳以上で一人暮らしの方、当然予防接種の時には15分から30分の接種会場での健康観察がありますが、副反応につきましては、3時間から4時間後

ぐらい、また12時間後から24時間後ぐらいに副反応が出られる方がおられますので、先ほど申しました65歳以上の一人ぐらいの世帯につきましては、福祉課のほうから接種後3時間から4時間の間、それと接種をされた翌日の午前中、どういう方法で健康観察するかということでいろいろ検討しましたが、まず電話でその時の身体の状況、健康状態の確認をしようと、2回行いますが、2回目までに発熱、発熱につきましても、38度を超えるような発熱があらわれました方につきましては、その後につきましても、福祉課におります保健師のほうから水分の摂取であったり、どうしても体調が悪いのであれば医療機関の受診をするように町のほうから助言をしておるといようなことでございます。

一番長い方で接種の翌々日までに状況が悪かった方がおられましたので、引き続き電話等で健康観察を行っております。電話を掛けまして、中に電話に出られない方がおられましたので、電話に出られない方につきましては、家庭訪問をして、その方の状況を確認して、異常がなければ翌日の午前中2回目で、その方の健康観察の追跡調査は終了という形で対応をさせていただいております。

副反応につきましては、ほとんどの方に50%以上の方に接種部位の痛みであるとか、頭痛とかが出るというふうに厚労省のホームページでも出ております。たしかに、そういう方も多かったんですが、先ほど申しましたとおり、少し高い熱が出られた方も何名かおられたというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町からのですね、こういったワクチン接種をされた方への電話については、私も当人から非常にそういった点では安心をしたというふうに、非常にそういった点では喜ばれているというようなことだと思います。多くの方が、そういった気持ちをお持ちなのではないかというふうに思います。

次に、県内でも高齢者施設や保育園、学校といった施設でのクラスターの発生が相次いでいるわけですが、特に高齢者の死亡率が高いことは、こうしたクラスターの多発にも起因しているというふうに考えられます。こうした施設の感染抑制、保育園や学校での感染対策は県も重視をしております、先ほどの質問にありましたように、3月4日の答弁にありましたように、3月4日の知事の記者会見で、保育園、小学校、保育士、それから教職員に対する週1回の抗原検査を実施するというふうに述べておられますけれども、この点について、高齢者施設は違いますけれども、高齢者施設でのそういったクラスター等の多発しておりますし、そういった点の検査体制がどういうふうになっているのかということと、それから保育園については先ほど答弁がございました。

学校について検査体制が、そういった知事の発言を受けて、どういった体制がとられているのかですね、その点をお伺いさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 高齢者施設における検査状況について、ご説明申し上げます。

昨年の6月から8月にかけて、厚生労働省から重症化のリスクが高い方が多い高齢

者施設等の従業員等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から抗原簡易キットが5回にわたって希望施設に配布をされております。

また、昨年の11月には熊本県が確保しておりました抗原簡易キットにつきましても、希望施設に対して配布が行われております。

県配布分につきましても、高齢者施設等の従業員等に症状が現れた場合であって、高齢者施設等の長が施設等の運営上の見地から必要と認める場合に使用するもので、同キットの使用は受診に変わるものではなく、体調不良時は受診することが基本ということで考えられておりました。

しかしながら、1月になりましてから蔓延防止等重点措置の適用を県が国に要請中に高齢者施設等においても感染が広まっていることから、入所系の施設従事者を対象に集中的な抗原検査を実施することを目的に、従業員1人当たり週1回程度の感覚で4回分、実施できる数量のキットが配布をされております。

さらには、2月に従業員1人当たり週1回程度の感覚で2回まで利用できるキットの追加配布が行われております。

町内の施設におきましても、国・県から配布された検査キットを有効活用されているところですが、これ以外で施設独自の検査というのは行われていない状況でございます。

PCR検査等が必要であると施設で判断された場合におきましては、各医療機関で検査を受けられているということでございます。

それと、先日新聞報道等でもあっておりましたが、蔓延防止等重点措置の延長に伴いまして、県のほうが対策の強化を図るということで、高齢者施設につきましても、希望施設に対しまして、週1回15週分、6月末までの分になります。希望調査をされて配布をされるということで、これは従業員等についてでございます。従業員につきましても、そういうような週1回の今後6月末までの分は配布をされるという予定になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それでは学校のほうから、お答えいたします。

令和3年の8月と9月に文科省から抗原検査キットの配分希望調査がありました。それが9月末に教職員のみ検査用として各学校に10本ずつ配分がっております。

それと検査体制でございますけれども、現在の町内の小中学校における教職員のコロナウイルス感染症の検査体制につきましては、濃厚接触者については、保健所からの指示で医療機関または保健所で受検をされておりますけれども、校内で陽性者が確認されたときは、児童生徒に対しても安全安心メールで状況を保護者にお知らせしているところでございます。その際には、濃厚接触者じゃなくても受検できる無料のPCR検査施設があることをお知らせしているということです。

それと集中検査の実施見込みということできておりますけれども、学校人事課のほうからですね。これは本年の3月下旬から6月中旬までの間に実施を想定する学校、そういったところは必要数をご回答くださいということできております。これにつきましては、教

職員数×実施想定期間の週の数と、1カ月から4週となりますけれども、その数で基本的に申し込みくださいというようなことがきているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 知事の表明を受けまして、保育園と、それから学校等については、そういった体制がとられるようではありますけれども、6月までの措置ということで、6月以降のそういった、今後オミクロンのこの感染拡大がどうなるかわかりませんが、日常的にですね、やっぱり町のほうも検査キットの確保については、努力をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

やはり感染抑制のためには、検査体制の強化と、それからワクチン接種、これは車の両輪と言われておりますので、その点についても、しっかりと対応を今後できるようにお願いをしたいというふうに思います。

最後に無料検査所が県内各地に開設をされて、ネットを見ますとあります。上益城郡内では聞きますと、コストコや空港と病院も1カ所あるみたいではありますけれども、非常に身近にないわけですね、やっぱりそういった点では気軽にですね、感染者も広がっておりますので、非常に身近にもそういったことが広がりますと非常に不安も広がるわけで、検査への希望というのが増加しているということで、検査キットも少なくなっているということが問題になっておりますけれども、特にこうした検査の拡充というのは非常に大切だというふうに思いますし、甲佐町でも、こういった無料検査所ができないのか、そういった点についてお伺いをします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 町内での無料検査所ができないかという御質問ですが、今現在熊本県のほうで行われておりまして、12月から2月3日までで県のホームページにおきまして、無料の事業者の募集をかけられております。

それに対し、希望される事業者が申請された上で実施をされているというところがございます、議員もおっしゃいました郡内において、今現在4カ所が設置されているというふうにホームページで示されているところです。

町内においてははないという状況でございますが、一応、県の事業として取り組んでおられるというところでもございまして、今後また募集があった時に町内の医療機関等の考えや方針等もございまして、どのようになるかわかりませんが、今現在のところそういう近くでは郡内の御船町とか益城町、山都町ということでございまして、そういうところで対応をしていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 無料検査所につきましては、県の対応がどうなるかわからないということではありますけれども、ぜひともですね、町におかれまして、そういった設置ができますよう、今後そういった場面がありましたらですね、場面がなくてもですね、ぜひそう

いった実現をしてほしいというふうに思うところですが、医療機関等とも、それから薬局等なんかでの開設も多いところですが、そうした機関とも一緒になって、ぜひ開設については、ご検討をいただきたいというふうに思います。

次に、農業の振興対策についてお尋ねいたします。

今年1月の岸田首相の農林水産業での施政方針演説がございました。農林水産品の輸出の拡大やスマート化による生産性向上により成長産業化を進めるとして、昨年の農林水産品の輸出額1兆円から2025年には2兆円を目指すとしております。また、一層の自由貿易化の推進を図ろうとしておりますけれども、それは輸入依存を深めるものになります。

また、輸出拡大には力を入れましても、国民の食を支える国内需給率が37%という深刻な落ち込みには一切触れておられませんでした。戦争やコロナ、気候変動など、国民の安定的な食料を確保し、食の安全を守るのは国の責任です。農家の減少を食い止める国の抜本的な政策が必要だというふうに考えます。

今、農業取り巻く状況といいますと、ご存じのように米価は暴落し、燃料や飼料、肥料等の高騰などによって、農業経営も厳しさが増しております。今の農政で農業離れが進むばかりじゃないかというふうに思います。

そうした中で、22年度の農業関係についての補助や助成金の見直しが行われております。政府は、これまで減り続ける米需要に対しまして、減反減作を推し進めてきましたけれども、22年度産米についても、21年度より21万トン減らす必要があるとして、さらなる作付けの転作を図ろうとしております。

一方で、転作拡大に伴う予算を増やすどころか、予算は昨年度と同じ規模であり、転換拡大の部分は交付金、助成金の切り下げで臨もうとしています。その一つが、水田活用の直接払い制度で、今後22年から5年間一度も水張りをしない水田は補助の対象外にする。こうした見直しについて、非常に厳しい声が農家から上がっているところですが、また多年生の牧草が対象の助成は、種まきをせずに収穫のみは10アール当たり3万5,000円から1万円に減額をする。飼料用米の複数年度契約についても、10アール当たり1万2,000円を6,000円に減額する。新規分は配分はしないなど、転作の助成や補助を切り下げようとしておりますけれども、これでは離農が進みかねません。

町においては、こうした見直しによる影響について、どのようにお考えでしょうか。

転作等への変化もあっているのか、これに対して町のお考えなどをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、国の制度の見直し等による農業経営に与える影響はということでお答えいたします。

令和4年度、国の制度見直しによる大きなものといましては、みどりの食料システム戦略に伴うカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減に資する取り組みが追加されております。

また、次世代人材投資事業において、今までは資金交付期間が5年間でしたが、今回の

改正で交付期間が3年間と短縮され、新たに機械・施設等の融資に対する支援が追加されております。

議員おっしゃいました、いわゆる転作関係につきまして、甲佐町の配分面積というのは411ヘクタールと、ここ数年変わっておりません。単価につきましても、先立って地域再生協議会役員会の中で話し合いを行って、町それと県のほうの協議会の中で決めていくというスタンスでございますので、単価としても大きな変更はないという状況でございます。

それ以外の制度につきましても、見直しは行われておりますけれども、大幅な変更はなく、直接町の農業に与える影響というものは、さほど大きくはないというふうに感じております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。今、答弁の中でですね、いろいろな見直しがあるわけですが、新規就農者支援の点での答弁がございました。新規就農者への総合的な支援事業として、今回49歳以下の新規就農者を対象にして、最大1,000万円の助成をするものですが、農業農機具、施設などの導入を国と県で補助をするものですが、これから農業を始めようとする方々には、後押しになるものだというふうに考えますが、町においては、この制度を活用してどのように新規就農者を増やすのか、そういった検討を進められる予定はございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 新規就農者の新たな制度に対する支援ということでございますけれども、町のほうとしまして、来年以降について制度が変わるということで、本年度中にいくつか新規就農者となられる方について、ご相談がっております。そこにつきまして、現在の制度のほうを利用することがいいとおっしゃる方、それと融資型のほうがいいんじゃないかという方もいらっしゃいます。そこについては、個別に説明をして、それに沿うようなところで、町のほうも進んでいっているところでございます。

あと、今後周知につきましても、新規就農者についてホームページ等で行って行って、新たな制度、かなり融資の部分についても有利な制度となっておりますので、一層の周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 1,000万という大型融資となりますと、途中でやめる場合のリスク等も負うことになるというふうに思いますけれども、継続して農業を続けていただくためにもですね、営農相談、さまざまな問題があるというふうに思いますけれども、今後そういった点の充実、町としてもさまざまな取り組みをしておられるというふうに思いますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 国の制度もございますけれども、町のほうも今度新規事業と

して、新規就農者に対する支援というのを今回当初予算のほうでもあげております。

そこにつきましても、積極的な周知をして、現在の新規就農者の方々にも個別にお話をしております。あとは、県のほうあたりと連携をしながら、新規就農者に対する研修・教育、それとネットワークづくり、その辺についても、あわせて行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 新規就農者への支援強化、これは本当に非常に大切なものなんですけれども、一方、中小農家への支援ももっとすべきではないかと考えております。法人とか認定農家などへの支援といいますと、手厚いものになっておりますけれども、五、六反の小さな農家、中小農家についてもですね、機械なしでは農業は続けられません。今の町の農機具購入支援は、生産組合をつくる必要がありますけれども、その中に認定農家が1個入るのが条件となっております。この制度そのものは、認定農家の農機具支援が目的というふうに聞いておりますけれども、そうではなくて、小さくても農業を続けていきたい農家への支援もですね、ぜひ目を向けていただきたいというふうに考えております。

そういった点で認定農家の加入要件を見直す、そういった点について、町はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

農機具導入の補助金について、認定農業者の要件を外してはどうかというお話ですけれども、まずは、この補助対象者の要件としまして、現在農業生産法人、それと集落営農組織、それと農業生産組合、そして認定農業者を含む3戸以上の生産者集団というふうになっております。

まず、町がこの補助制度をつくった背景としまして、高齢化による離農や後継者不足に伴う労働力不足などの要因による遊休農地の増加が挙げられます。これを食い止めるためには、高齢化により耕作できなくなった農地、それを所有者以外が耕作していく必要がありますので、現在の耕作面積から規模を拡大してくと、経営改善計画などで計画し、認定を受けた認定農業者や農業生産法人、それを集中的に支援していくことが重要であると考え、そのような観点から採択要件に「認定農業者を含む」という規定を設けているところでございます。

議員おっしゃいます小規模な農家の方々につきましても、いわゆる法人等の組織に加入しておられて、実際に機械の共同利用をされている方々もおられますので、加入されていない方々に対しましても、経営リスクの抑制の観点から組織加入や認定農業者の方との連携による共同利用の推進を今後とも図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 認定農業者を入れるといいますと、認定農業者の方は、もう既

にそういった支援を受けておられる場合がありますので、改めて、そういった生産組合の中に入るといふ、そういったことになるのかなというふうにいるいろいろ考えますけれども、この点については、もっとさらに多くの農家の皆さんの意見も聞きながら再度質問させていただきたいというふうに思います。

次に、農業経営に大きな経営に更にそれに混乱をきたすような、混乱をさせるのではないかというのが来年10月から予定をされておりますインボイス制度ではないかというふうに思います。

どんな農家に影響があるのかですね、その点について、ちょっと時間もありませんので、簡潔に説明をいただきながら、町の対応について答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度でございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、令和5年10月1日から開始され、既に登録事業者の登録申請が開始されております。この制度は消費税の税額計算において、課税売上に係る消費税額から課税仕入れにかかる消費税額、いわゆる仕入税額を控除し、消費税の納税額が決定されるというのですが、インボイス制度が開始されますと、インボイスの登録事業者から発行された適格請求書に記載された消費税は仕入税額控除の対象となりますが、消費税の免税事業者などの登録事業者以外の請求書に記載された消費税は仕入控除の対象にならなくなります。

このため、例えば飲食店と農作物の契約販売をしていた場合、飲食店としては仕入控除ができる登録業者との取引でないと仕入税額控除ができず、消費納税額が増加してしまうため、小規模な未登録業者との取引や契約が解除される可能性が出てきます。免税事業者もインボイス制度の登録申請をして登録事業者になれば問題は出てこないのではないかという考えもありますけれども、登録事業者となれば免税事業者も今までに必要ななかった消費税の申告納税が義務付けられますので、消費税納税というコストがかかってくることとなります。

ただ、この制度には特例措置が設けられており、卸売市場やJAに出荷されておられる農業者の方は、卸売市場やJAが発行する帳簿等の保存で買い主の仕入税額控除を可能とすることとされておりますので、小規模な免税事業者への影響はなく、本町の場合、ほぼこの特例措置の対象となると考えております。

ただ、飲食店やスーパーと販売契約をされている場合には影響が出ることも想定されます。また、一番大きな影響を受けると考えますが、農事組合法人でございます。これは農事組合法人が構成員に配分する従事分量配当金のうち消費税部分について、これまでは仕入税額控除の対象となっておりますが、今回のインボイス制度により従事分量配当金を受け取る構成員が登録事業者でない場合には、仕入税額控除の対象とならないこととなります。

町としましては、今後の本町の農業に重大な影響を与える事案であると考え、昨年11月に国税局から講師を招き、認定農業者と影響が大きいと考えられる農事組合法人を対象に

インボイス制度の研修会を実施しております。なぜ制度開始まで2年もある、この早い段階で開催したかと申しますと、特に農事組合法人の従事分量配当金の問題がございましたので、今後法人として消費税納税額が上がっても構成員を現在のままの免税事業者として取り扱うのか、構成員の免税事業者に対し、登録事業者になっていただき消費税の申告納税を行っていただくのか、法人の内部で委託されている税理士も含め、十分な協議を行っていただき結論を出していただきたいと考えたため、早い段階での開催を実施したところでございます。

実際このインボイス制度は、農業のみならずすべての業種に影響を及ぼすと思いますし、制度開始後でなければ影響についても図りかねますので、国の動向等に注視しながら情報収集を行い、農業者の方々への情報発信を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 農業関係者には、情報発信をきちんとやっていきたいということですが、大きく影響を受けるであろう法人等以外にも、大小のスーパー等に、小さいスーパーか、いろいろさまざまなスーパーに直接販売をされている農家もでございます。そういった方々に対しましても影響があるだろうというふうに思いますけれども、こういった形態の農家に影響があるのかですね、なかなか今インボイス制度がどうのこうの言われても、なかなか今の段階で、なかなか複雑なものも含まれますし、わからない点が多いので、そういった点では、ぜひとも情報発信を的確にさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後に、御船町上野に建設予定地のごみ処理施設について、お尋ねをいたします。

この建設につきましては、当初5町での建設運営の計画で進められてきましたけれども、昨年9月の全員協議会でしたか、民間主体の建設運営に変更する旨の計画であることが説明を受けました。先の全員協議会以降これまでの状況について、また今後の計画の見通しについて、まずはお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 新たなごみ処理施設建設に向けた状況と、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

現在、上益城広域連合で御船町上野校区の建設予定地の用地取得を行っております。総面積は約12万5,000平方メートルで、取得率は1月末現在、面積ベースでございますが、97.3%となっております。また、昨年10月1日に新たなごみ処理施設を民間事業者が整備運営する方向で、今後検討していくという覚書を上益城5町と事業者で締結し、協議を進めているところでございます。

スケジュールとしましては、環境アセスメントに最短で3年半、廃棄物処理施設設置許可及び廃棄物処理業許可に2年、施設整備に2年の期間がかかり、稼働までには少なくとも7年から8年かかると見ているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 稼働までには七、八年かかるということですが、用地取得も進められて、当初は5万5,000（平方メートル）というふうに聞いておりましたけれども、最終的には12万5,000（平方メートル）まで用地の取得が広がっているみたいですが、そのことも含めまして、この計画変更には地元の皆さんにとりましても新聞報道で突然知ったという方が多いというふうに思いますし、戸惑いや不安などは当然だというふうに思いますけれども、新聞報道で先立っても説明会が地元に対して行われたようですが、数回にわたって説明会も行われております。厳しい意見も相次いでいるようですが、そういった点で御船町長も今回の変更計画については、陳謝の記事も載っておりますけれども、住民の皆さんが、これからどのような不安や意見などが出されていくというふうに思いますけれども、こういったさまざまな意見、そういったものが出されていく、こうした点についての対応をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） これまで3回にわたりまして、建設周辺の住民の方々に對しまして、行政及び事業者から丁寧な説明を行わせていただきました。

今後につきましても、地域住民の方々の不安を軽減できますように、必要に応じた対応を郡内5町でやっていきたいと考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この問題には、さまざまな問題、いろんな問題、課題がありますので、一つ一つ取り上げていきますと本当に時間はございませんけれども、その中で新聞等に出て、一番の不安等がこういった点かなというふうに思うんです。さまざまあると思うんですけれども、そういった中で拾いますと、生活環境の問題なんですけれども、この事業では先ほど言いましたように、敷地面積も倍以上に広がっております。新聞等の記事から見ましても、交通量の増加、それによる危険性や排気ガスなどの環境問題が指摘されているようですが、山間部の静かな地域で車の交通量もさほど多くない地域の方々にとりまして、大きな不安、脅威だというふうに思うんですけれども、新聞等でもテレビでも一日100台というふうに説明があっているようですが、しかし産業廃棄物、5町の一般廃棄物、さらに個人の搬入も考えますと100台ではすまないように思いますけれども、その点についてどうかということと、またメタン発酵もつくるということで、施設も造るということで、そうなりますと5町の生ごみなどの搬入、これがどういうふうになるのかというふうに思いますけれども、そういったものも含めると、今のパッカー車以上に、そういった台数も増えるというふうに思いますので、この点ではさらに不安が募るのかなというふうに思いますけれども、この点について、24時間稼働するというので、車の搬入時間とか通学時間帯など安全対策など交通対策については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 搬入台数の増加と申しますか、台数が多いということについて、現在検討していることをお話させていただきます。

事業者からは特定の時間帯に搬入車両が集中しないよう配慮する、場内への進入口には誘導員を配置し場内に待機スペースを設け、公道上の待機車両をなくすなど、交通安全、交通渋滞への対策についての説明が行われております。

また、通学時間帯には搬入搬出を控えてもらうなどの協議を事業者と行うと聞いております。

5町からパッカー車で持ち込む台数につきましては、令和2年度の実績ですが、町が行った可燃ごみ収集車と許可業者の収集車の合計が一日当たり約70台でございます。個人等が直接搬入するごみをどうするかにつきましては、県と協議中でございますが、仮にでございますが、産廃分と合わせて一日200台が6時間で搬入搬出を行うとしますと、1時間平均で33台となりますので、多少集中する時間帯があったとしても、大きな混雑にはならないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 台数については、まだ不確かな点もあるんだろうというふうに思うんですけども、それで地元のいろんな不安材料の中で、地元へのメリットと申しますか、そういった点については、こういったものがあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） その点については、これからの協議だと思っておりますので、今の段階で何をします、これをしますということは企業側の方も、そこまでのお考えを明確に示すことは、ちょっと時期尚早かなという思いはあります。

ただ、そういった点については、ちゃんと考えていくよというような話も町村長の介護の中でも、そういうお話はちゃんと聞かせていただいておりますので、その点は、その辺を信頼するという事だと思っております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） また、焼却施設の処理能力と申しますか、それは焼却施設で400トンということで、これまでの5町の処理の5倍もの焼却処理というふうになるんですけども、そういった点です、やっぱり一番そういった点ではCO2の問題を抜きには考えられないんですけども、CO2削減に貢献する施設ということを全員協議会でも説明を受けましたけれども、全体としてCO2、車の関係もありますけれども、そういった点で、その増減は増えるのか、増えないのか、全体としてですね。また、その増減を測る仕組みと申しますか、そういった点ちょっと素人なものですから、どうやってCO2が増えた減ったというふうに見るのかですね、そういった点について、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） CO2削減量の測定については、難しいものがございま

すが、産業廃棄物、一般廃棄物をこれまで、ただ燃やしていたところから、それを燃焼させて発電するということがCO<sub>2</sub>削減につながっていくと考えられます。

具体的な数値なんですけれども、施設の詳細がまだこれから詰めていかれるので、数値が変更になる可能性があります、廃棄物を燃焼させてエネルギーとして排出する施設の発電量が年間6万4,800メガワットアワーと見込まれております。

また、メタン発酵施設では、年間約2,300メガワットアワーの発電を見込んでおります。これに電力を発電するための排出係数というのを使用させていただきますが、平成29年度の甲佐町の全体の排出量というのが、熊本連携中枢都市圏で算出しておりますので、比較のために平成29年度の九州電力のCO<sub>2</sub>排出係数というのを掛けさせていただきますと、合計で約2万9,000トンCO<sub>2</sub>が発電のみで削減されると考えられます。この量は、先ほど申しました連携中枢都市圏で算出した平成29年度の甲佐町全体のCO<sub>2</sub>排出量が、6万9751トンと算定されています。あくまで机上の計算になるんですけれども、41.5%相当が削減されるという計算になるかと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 1点だけ、先ほどからの質問の中で面積のことに触れられていたけれども、ちょっと誤解されている向きがありましたので、その点については正しい考え方を示す必要があると思えますので、あえて答弁させていただきます。

面積等については、先ほど5万5,000平米の計画が、企業への委託という方針が示された中で、12万5,000平米に増えたようなご発言でありました。これは当初を考えたときに最小、少なくとも5万5,000平米は要るだろうというような考えで、当初行政側が整備をしようとするときに考えた考えであって、これが、いざ土地を求めるに当たって考えた時には、きちんと5万5,000（平米）で収まるわけありませんし、また、のり面等も含まれますので、そういうフラットな形状であった場合には、それで済むかもしれませんが、やはり、そういう土地の形状は、かなり影響してくるということは、ぜひご理解いただきたいと思えます。

なにも、その用地買収前には行政側で整備する方針の時も、今の面積と同じですし、企業のほうに委託しようという方針が指名された場合でも同じ場所を使うということでもありますので、急に変わったわけではないということは、ぜひご承知おきをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） CO<sub>2</sub>削減の問題は、ご存じのように地球的規模での人類の生活、生存にとりましても、待ったなしの課題になっているわけなんですけれども。

すみません。先ほどに話が戻って申し訳ございません。CO<sub>2</sub>が減るのかという形で、お聞きしまして、施設全体ではそういう削減をできる熱回収等がですね、そういった石油

や重油や、そういった燃料をカバーするものになってますので、CO<sub>2</sub>の削減に大いに貢献をするということだったんですけれども、また一方、これだけの車両が日常入りますと、それだけでもかなりCO<sub>2</sub>というのはですね、そういった点では車のガソリンを使わないような、そういった車種への変更とか、そういったことも課題になってくるんだろうというふうに思いますけれども、CO<sub>2</sub>の削減問題については、今後もそういった点では質問させていただきたいというふうに思いますけれども、こういった問題ではニュースとか新聞等でも非常に最近、多く取り上げられるようになっております。私のほうが目につくだけなのかもしれませんが、地球温暖化に及ぼす温室効果ガスの中で一番影響が大きいと言われるのがCO<sub>2</sub>ですけれども、日本でも2020年10月、当時の菅首相が2050年までにカーボンニュートラルを実現するというふうに宣言して、そして2030年には2013年比で46%削減をするということを目指すとして、さらに50%に向けて挑戦をするというような表明をしております。

甲佐町においては、甲佐町を含む県内18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏で2050年までの温室効果ガスの実質ゼロを表明しておりますけれども、この点で本当に2050年までの温室効果ガスの実質ゼロが削減できる取り組みになっているのかどうかですね、そういった点と課題等について、答弁をお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 2050年実質ゼロということですが、先ほど排出係数というものをいささせていただきますけれども、九州電力さんだけでも年々発電するための燃料を使用料を削減されてきております。燃料を使わない太陽光などの比率を高めるということで削減されていますので、もちろん私たち行政や事業者も努力していかなくてはならないんですけれども、電力事業者さんの努力とか工夫によっても、どんどん下がっているという状況ですので、皆が協力していけば決して実現できない数字ではないと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 温暖化対策は全世界における喫緊の課題となっております。甲佐町が、この目標を達成するには実行できるのではないかということですが、今の状況で私が見ますと、なかなかどうかかなという点もあったものですから、お聞きをいたしました。

そういった点では、町行政の動きにかかっているのかなというふうに思いますし、町内の町民を動かしたり、また業者を動かす全体の取り組みにならなければ、なかなか実現をするということは難しいというふうに思いますけれども、ぜひこういった点での人事配置や町民も含めた体制をつくるなど、実効性ある取り組みにするために検討を進めていただければというふうに思いますけれども、こういった点について、町長どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） カーボンニュートラルの話は、これは全国的にも、先ほどから総理の話もされているとおり、最大の課題だろうというふうには思っております。地球温暖化にもつながりますし、いろんな問題を含めたところで、これを何とか解決に導かなきゃならんということで、これは県もそうでしょうし、それぞれの各市町村の自治体も細部にわたった取り組みが必要と。ただ、これをいきなりポンとしてもですね、なかなか実際に何かやろうとした時には難しい問題もかなりあるかと思えます。また、財源の問題もこれは当然伴ってきますので、基本方針として、考え方として、これは持っておくということ是非常に大事なことでありますので、今後国の動向等、あるいは県の考え方等も注視しながら町として適切な考え方を進めていくということになるかと思えます。

今回、企業のほうに一般廃棄物も委託のほうで、今話が進んでおりますけれども、こちらについても当初行政側のほうで整備をしようとした時の環境基準と、それから、今回新たに企業のほうでやっていただく、整備を進めてやっていた場合も環境基準は後者のほうが非常に環境基準も厳しいわけです。ですから、そういったことも、これもCO2削減にもつながるということでありましょうし、また、自然エネルギーの再利用ということでも取り組まれる考えをお持ちでありますので、これが実現したならばですね、おそらく郡内のCO2排出の基準、排出量については随分下がってくるものというふうに判断はしております。

以上です。

○10番（井芹しま子君） ありがとうございます。

時間を超過をいたしまして、お詫びをいたします。

○議長（宮川安明君） これで、10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。1時より再開します。

---

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、本田新議員の質問を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番、本田でございます。質問通告書に従って、順次質問を進めてまいります。私もなるべく端的に質問をいたしますので、どうぞお答えのほうもよろし

くお願いを申し上げます。

まず、私は行政サービスの多様化による増加する事務量への対応はということで、最近の職員の皆さん方の様子等を拝見しておりますと、私も二十何年議会等を見ている中で、たいへん以前と比べて忙しくしておられるように見受けられます。職員の皆様方の仕事量がどれぐらい増えているのかあたりもたいへん気になりますし、そのことが住民サービスの低下につながりはしないかなというふうな感じも持っております。

そういう中で、職員1人当たりが持つ業務の高度化の量も多くなり、負担がかかっているように思いますが、職員数のことについて、執行部のほうでは、どのように考えておられるのか、まず質問をいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、お答えいたします。

職員数につきましては、条例定数を132人としております。本年度当初においての定数にかかる職員数は132人と、定数と同数でございます。うち正職員が125人、再任用職員が3人、任期付きの職員が4人ということで、その他、会計年度任用職員を80名雇用しております。総数として212名となっております。

正職員につきましては、定期的な採用を行いながら年代層の平準化を図っていく必要がありますけれども、今後、職員の定年延長制度や人口減少社会に向けた国が進めておられるデジタル化などの省力化に関する国の動向も注視しながら、今後定数の見直しについて、また再度検討していく必要があるというふうに考えております。

また、確かに議員が言われるように、市町村の業務は高度情報化や住民ニーズの多様化、さらには国・県からの権限移譲などにより、量も増え、質も高度化しており、法制執務能力や施策立案能力など、職員一人一人の能力の向上が必要となっております。

現在コロナウイルスにより、思うようにできておりませんが、職員に対する実務研修などの受講機会を増やしまして、一人一人がスキルを上げるような文献社会の中に対応できる職員の育成について、能力を向上させるような取り組みを今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今、総務課長のほうから、ご答弁がありました。職員一人一人のスキルをアップされて今後の事務量が増えたり、また多様化に対応していきたいというふうなことであります。

職員数は、そうそうは増やせないというような状況であろうと思います。財政的にも見て、そういうところからいくと、あとは職員の待遇について、もうちょっと考えるべきじゃないかなというふうに私自身思っております。一つの考えとして、休日出勤ですか、そのときにした場合、今現在、代休というような形で対応されております。これは過去から見てみますと、いわゆる人件費の抑制というふうにほかならないと私は思っておりますし、これは小泉改革ですか、今から20数年前に始まった。その頃から、やはりだしたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、それと職員には年休という一つの働

き方改革じゃないけれども、一つの権利が与えられております。仕事量も増えております中で、年休を消化できないのに代休があるというふうな思いがありますけれども、代休制ではなくて、これを手当として支給されてはどうなのかということを含めて、年休の取得状況も含めて、代休を手当というようなかたちで支給できないだろうかということを含めて、この質問をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、職員のまず年休取得状況についてお答えいたします。

実績としまして、令和2年中が1人平均10.1日取得されております。令和3年が1人平均11.4日の取得となっております。

なお、民間においては労働基準法において、年5日以上取得が規定されております。

また、休日出勤のことをございますけれども、まず休日出勤を行う場合、基本的には勤務時間条例の規定によりまして、週休日の振り替えを一日または半日単位で行うようにしております。

ただし、社会の維持活動に伴うような活動、例えば災害対応とか選挙、また現在行っております新型コロナウイルス予防接種への全職員での対応などにつきましては、時間外勤務手当を支給しております。

振替休日につきましては、休日窓口業務や現在はコロナ禍でできておりませんが、イベントや職員の全体研修などは以前から勤務日に振り返る形で対応している状況です。

休日出勤については、それぞれの課によって違うような状況ではございますけれども、協力体制のもとに計画的な休暇取得を図っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 私は、手当をお願いしたいというふうな思いはありますけれども、ひとつですね、これについては十分に今後とも検討していただきたいことだと思います。

それともう1点、私は今回職員の給与待遇とかいうことについて質問した一つの経緯は、私も60歳を過ぎて子供が、そろそろ結婚をというような年代に入ってきておりました。そういう中で、我が町の職員の給与のことです、例えば、年齢が30歳ぐらいになった男性、男性でも女性でも、今のはちょっと申し訳ございません。30代になった頃の職員の給与が、果たして社会的に経済的に独立して家庭を得られるような給与水準なのかどうか、そのことが非常に心配になっておりますし、いわゆる晩婚化が少子化へと進む起因にも私はなっているんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか、今、我が町の職員は30歳ぐらいの時には、どのぐらいの給与がされているのか。その点については、基本的な数字で構いませんので、お答え願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、お答えいたします。

高校新卒された方が、高卒程度の試験を受けて職員となった場合、初任給は1級の5号

ということで、金額にすると15万600円となります。これは全国的に同じような形で、他の自治体も条例で定めておられます。それから30歳まで11年間の間、通常に昇給していった場合、現在の給料表で計算しますと2級の16号というふうになりまして、22万1,500円となります。

給与表につきましては、国の人事院勧告や熊本県の人事委員会に準拠しているため、民間企業水準との均衡は図られております。

また、期末勤勉手当、それと住居手当、扶養手当、通勤手当などの各手当があるほか、共済制度などの福利厚生も充実しておりまして、また今後条例改正も明日から予定しております育児休業等に関する処遇改善あたりも、積極的に盛り込みながらやっております。

総合的に通常生活する上では、十分というような給与ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 職員の給与に関しましては、人事院勧告、我が町はよくこれに従っておりますし、ある意味では官民格差等もやっぱり考慮に入れなくちゃならないかなという思いはありますので、給与の水準については、町長をはじめ執行部の皆様方が大いに関心を持っていただきたいというようなことで、お願いをしたいというふうに思います。

また、私のほうから町長に処遇待遇改善について、質問をいたしますけれども、世の中のことを見てみますと、例えば週休二日制とか育児休暇、こういったある意味では労働者の処遇改善なんかは官民がありますけれども、やっぱり官が先行して、民間がなかなか追いつかない分をまずは官、公務員のほうから先に世の中というのは動いているものだと思いますし、また、このことを国・県がまだまだのうちに、我が甲佐町にということも私は申すつもりもありませんけれども、やはり職員の待遇改善についてはしっかりしたものを持っていないと、これはやっぱり組織の中で人材の育成というのは非常にあるし、人材によっては組織の優劣も広がっていくものがあるかと思っておりますけれども、町長におかれましては、職員の処遇改善についてはどのような考えを持って考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 職員の処遇改善ということでのお尋ねですけれども、基本的には、国が制度を変更したりする場合には、当然これは市町村も行政として、それに準拠した形でから取り扱いをしていくというのが筋だろうというふうに思っております。

そういう中で、職員の給与についてでございますけれども、今後、民間企業の良いところも取り入れながら、やはり人事評価、そういった結果が処遇面であったり、あるいは人事面であったり、そういうことにきちんと反映されていって、職員のやる気、資質を向上するためには、こういった点も非常に考えて取り入れていくことが必要であろうというふうには思っております。

その前に、まずは総務課におきまして、公正な人事評価を行うための精度向上の方策に

ついて、研究を今進めているところでございます。

公務員としての志を高く頑張っている職員については、処遇面へ反映させる必要がございますので、その結果、全体的な指数が少しずつでも上昇していくような方策を考えているところでもあります。

ただ、職員の勤務年数などの要因によっても若干違いも出てきますので、例えば職員一人一人のラスパイレスの指数であったり、そういったことについては上限の差がありますし、また本町の場合は任用の形態が、ここ数年社会人枠というようなものを採用しながら他町に先駆けて、そういうことをやってまいっておりますので、そういうこともこの指数については影響が出ているのかなというような思いを持っているところであります。

この職員の処遇面については、いろいろとご意見等もありますので、近隣の状況等も耳を傾けながら、我々としてもより良き方向を探りながら、職員のやる気をそぐような形にはしたくありませんし、やっぱり甲佐町職員として職員に採用されて町のために頑張ろうと、そういう意欲を持って取り組んでいただけるような職員を精いっぱい育てたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 町長のお考えは、わかりました。

大いにですね、職員の待遇に関しては一生懸命注意されて、そして良きような方向に進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、議員の定数削減についてということで議題にあげております。

これにつきましては、3年前に一度質問をしております。そのときは人口の減少とか、また財政の面から見て、議員の定数を2減ですか、二つ少なくしてもいいのではないかとというふうな提案をいたしました。

それから2年経ちまして、丸々2年経って、議会のほうではなかなか話が進んでおりませんけれども、また再びここで町長に同じような質問ではありますけれども、あれから時が経ちまして、ここに熊本県のホームページから拾い出した数字を見ますと、我が町の人口は1万人を切ったというような数字が、どこまでが県のあれですので、国勢調査からあって、それから死亡された方、また生まれて出生する等とか、いろいろ転入転出あたりを県のほうでまとめられていますけれども、それを見ますと、もう1万人を切って、正確に言うと、この県の数字でいきますと、9,996人というような数字になっております。減少傾向がっております。よって、少なくともは世の中にはいけないものと、少なくともやっつけていかなければならないというものが私はあるものと思っておりますし、議員数については、10でも私は甲佐町議会は対応できるのではないかとというふうに考えて、この質問をしているところでありますけれども、今この点におかれましての、町長には議員定数についてのお考えが2年前と何か変わりましたでしょうか。どうでしょうか、2年前と同じ質問で申し訳ありませんけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 本町の議員定数の件でのご質問であります。

この議員定数の条例が改正されたのは、直近で申し上げますと、平成16年9月定例議会に、これは議員発議によって提案をされまして、全議員の賛成によって改正案が可決され、平成19年2月町議会議員の選挙から新しい定数で実施をされております。

くしくも、この時の提出者は私であったわけですがけれども、改めて当時のことを振り返ってみますと、本町を取り巻くいろんな時代背景があったように思っております。

まずは、先ほど本田新議員が言われたように、国の三位一体の改革の実施によりまして、非常に地方財政がひっ迫したというようなことがありました。

それと二つ目には、それと同時に並行するような形で全国的な市町村合併、平成の大合併が推進をされて、本町の場合は御船町との合併を継続的に協議をしてきたわけでありまして、最終的に御船町の住民投票、反対が大多数というような結果を受けまして、それを重く受け止めて合併協議会のほうも不調に終わったということがありました。

それと、そういう合併が成立できなかったこともありますし、やはり単独自治体として行政運営をしていく中では、脱法的な行財政改革が必要になってきたということもあります。

甲佐町の場合は、この行財政改革大綱については、平成17年3月に策定をいたしまして、このとき町の三役、それから職員に至っても2%の給与の減額方針が示されていたところでもあります。

その後、議員のほうからの発議によって、定数条例の改正を受けて実施プログラムの中に、この議員定数の削減と議員報酬についても5%のカットが追加されたところでもあります。計算をすると、10年間で1億8,000万円が削減できるというような試算も上がっております。

それと4番目には、この人口減少によりまして、16人の議員の減員数が適切かというような議論もあっておりました。よくそのとき議題にのぼっていたのが、人口1,000人に対しての議員ですが1人ということですよ。同時にいろいろ議論されていたのが、議員の定数を削減して報酬額を維持するのか。または報酬額はそのままにして定数を維持していくのか。そういった議論もあっておりました。

最終的には、4人の定数削減で意見の一致をみたところでもあります。なお、そのときの議会の賛成討論を改めて私も議事録を見ても見ましたが、*「本町の財政の再生に向け、危機的状況を突破するために議員みずからが襟を正し、財政改革をする必要を痛感している」と*、そのことを執行部とされては十分承知の上、町政発展に寄与してほしいというような賛成討論が上がっております。

あれから15年経過したわけでありましてけれども、当時とはまた違った新たな課題も生まれているように感じます。どの自治体も地方創生の立場から懸命に頑張っている状況だと思えます。ただ、国全体の人口が減少傾向に転じる中で、なかなか地方においては、人口増というのは簡単に望めない状況にあります。

それとあと1点、10年後この甲佐町が過疎の指定から外れる公算が非常に高いのではな

いかというような懸念を持っております。そういった財政的影響に対して知恵を出しながら、どう安定的な行政を行っていくかということも非常に大事なことになりますけれども、そういった継続的な行財政改革の必要も大きくなったということもございます。

この定数削減については、近年では、県内を見ても、ちょうど美里町が類似団体にあたりますので、こちらのほうでは、既に議員の定数条例が改正されて、12人から10人に削減をされました。今回の来たる4月の町議の選挙においては、この新しい定数で選挙が行われます。

そうした状況をかんがみましたときに、いろいろな議員ご指摘のような問題が定義されて議論を深められるということは、これは非常に意義深いことだというふうに考えます。

ただ、前回も申し上げましたとおり、この議員定数の問題につきましても、過去の経緯からいたしましても、やはり議員の皆様方みずからが発議をされて議論をされた上での適切なご決定を判断をいただくということが私は筋論かというふうに思っておりますので、そういった考えだということ、やはり議会の立場から十分議論を尽くしていただきたいということを申し上げて答弁に代えたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今、町長のご答弁によりますと、議会のことは議会でというようなことだろうというふうに思いますので、そこで議長、すみません。ちょっとここで休憩を取っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時23分

再開 午後1時25分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田議員。

○12番（本田 新君） 私は、今の議員の定数のことについて質問をしてみました。

その中で一つだけ付け加えるとするならば、今、町長は美里町の例を取られました。美里町のほうでは、議会の中で調査特別委員会を設置されて、その場で議論をし、定数についての話し合いを行われたと思います。我が町議会でも、そのような特別委員会を設置されることを私として望んでいきたいというふうに思っております。

これで議員定数についての質問を終わりたいと思います。

続きましては、ふるさと納税のことについて質問させていただきたいと思います。

ふるさと納税のこれまでの実績ということで、まずはお聞きしたいのでありますけれども、これは我が町のホームページに載っております。平成28年度は1,400万程度、29年度で1,650万程度、そして平成30年度では1,640万ぐらい、そして令和1年度では1,080万、そして令和2年度では9,400万ということで、令和2年度急激にふるさと納税が増加して

おります。これは実績ということについて質問したいと思いますが、この令和2年度について、正確な給付額並びにそれに対する返礼品の代金とか、業務委託業者への委託料、また送料、ポータルサイト費のそろそろの経費あたりを明らかにしていただいた上で、基金にどれぐらい積み立てられているのか、また、それに対して寄附の中から、こういった事業に我が町はされたのか。そういった実績というかたちで答弁を願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは、令和2年度ふるさと納税事業にかかる経費等について、お答えいたします。

令和2年度の寄附額は、4,934件の9,413万500円となっております。その経費といたしましては、返礼品に2,321万4,958円、その送料につきまして、947万2451円、業務委託料といたしまして、1,356万3,732円、ポータルサイトの利用料等につきまして、609万7,153円、ふるさと納税を集めるための広告につきましてが97万8419円、計の5,332万6,713円となっております。割合で申しますと、寄附額の56.6%が経費というふうになっております。

また、基金につきましては、令和2年度の寄附額全額を積み立てておりまして、令和2年度末の基金残額につきましては、9,553万1,737円となっております。あと寄附の運用につきましては、四つの用途ということで、寄附に頂く際に目的を、用途を示していただくんですけども、その用途「ふるさとの環境・景観保全」、また「人々の安心・安全なまちづくり」、「明日を担う子供の育成」、あとは「特になし」ということで、4番につきましては、熊本地震の復興だつたりという部分に寄附をいただいております。その目的に応じたところで、令和3年度に基金の一部を取り崩す予定というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 令和2年度についての主だったふるさと納税に関する数字が出ております。

本年度は、ものすごく8倍ぐらいに伸びているということでございますけれども、このふるさと納税に関して、来年度以降の目標額とか、これまでやってきた中で何か課題等なかったのか、例えば、地場産業への振興というのが、このふるさと納税の大きな事業の主な目的だろうと思います。地域振興を兼ねた地場産業の振興だろうと思いますけれども、その取り組みや経費節減ですね、ほかに経費節減できないのかどうか、そういったこれからの問題点については、どのように執行部のほうでは思っておられますでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、来年度以降に向けて寄附額の目標や返礼品に地場産業の取り込み、また経費削減等の課題についてお答えをしたいと思います。

来年度の目標額につきましては、令和3年度、本年度でございますけれども、寄附額を5億円を見込んでおりますので、令和4年度も、その5億円は達成したいというふうには考えております。

ただ、令和4年度の当初予算につきましては、4億5,000万を計上しておりますので、まずはその目標を達成をしたいというふうを考えておりますし、今後は、前年度を上回るようなかたちの寄附を見込みながら頑張っていきたいというふうには、努力していきたいというふうには考えているところです。

また、地場産業の取り込みにつきましては、こうさんもんをはじめ、地場産業から返礼品を提供していただいておりますけれども、令和3年度、本年度につきましては、先ほど申しましたように約5倍ぐらいの寄附が上がっておりますので、大幅に寄附額が伸びたということにより、返礼品にはよりますけれども、在庫確保がやっぱり重要な部分の問題になっておりますので、その返礼品について提供ができない小規模個人事業主等につきましては、地場産業からの返礼品については、減少したというような形になっております。

そのため、令和2年度より令和3年度は、地場産業については実績が伸び悩んでいる状況じゃないかなというふうには考えているところでございます。

次に、経費削減につきまして、お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、令和2年度の経費は寄附額の56.6%となっております。そのうち返礼品発送にかかる送料が約10%となっております。令和3年度につきましては、件数が金額でいきますと5倍程度ですけれども、件数でいきますと前年比の8倍ぐらいに、大幅に増加していますので、送料が例年よりかかる見込みと推測されます。

そのため、経費は本年度につきましては、60%近くになるんじゃないかというふうには見込んでおります。そのため、今後返礼品の発送にかかる送料が課題になっていくというふうには考えているところでございます。

今、課題として答弁いたしました地場産業の実績減、返礼品の発送にかかる送料等の経費削減につきましては、今契約しております委託業者と連携を図りながら、地場産業の返礼品の充実や在庫確保等、また返礼品発送にかかる送料の削減についての対策等の協議を行い、地場産業の育成に努めていくとともに、経費削減に取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。あと返礼品の中で地場産業の占める中で、いわゆる米類ですね、この米類というのは大体どれぐらい割合を占めているのかと思っているんですよ。なかなか他の産物では、なかなか十分にそろえるというのはなかなか難しいかもしれませんが、米類だったら何とかものすごく伸ばせるんじゃないかなという思いがありますけれども、米類についての返礼品は、どの程度の令和3年度では、どのような金額にあがっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、米類の返礼品の金額、パーセント等で説明をさせていただきます。

令和3年度、本年度につきましては、米類につきましては件数につきましては、1万

7,555件、金額にいたしまして、1億7,963万7,500円ということになっています。

これについては、返礼品の総額の金額でいきますと、37.47%ということが令和3年度になっています。

ちなみに、令和2年度でいきますと、返礼品、米類については6.73%でしたので、今年度については、大幅に伸びたというところにはなりません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 1億7,000万の米類があったということでございますけれども、そのうちに我が町の産する、甲佐産の米というのは、どの程度の割合を占めているのでしょうか。大体で結構です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） これにつきましては、甲佐産といいますか、JAも含めましたところでいきますと、2.42%、わずかなパーセントにはなりません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 前からここを何とか、せつかく我が町でも米が余るように生産されているような状況でありますし、何とかですね。寄附額で1億7,000万ということは、単純に返礼品でいくと、五千四、五百万ぐらいかなものを送ったことになると思うんですよ。給付額の約3割ぐいらは返礼品だからですね。大体なら5,000万円、それぐらいの売上の米が返礼品として送られているというのであるならばですね、これはなんとか我が町の農業者、または業者はちょっと頑張ってください、もちろん在庫調整とかは簡単なことではないと思います。でありますけれども、何とかここをすると地場産業の振興になるかと思しますので、農政課あたりと十分連携を密にされて米あたりの返礼品に占める割合をどんどん増やして、我が町の比率を増やしていってもらいたいというふうな願いをさせていただきたいというふうに思います。

それと、基金の残高は今現在どの程度になっているのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、今現在というところで、令和3年度での町での基金の予定額でよろしいでしょうか。

○12番（本田 新君） はい。

○地域振興課長（荒田慎一君） それで説明をさせていただきます。

ふるさとの基金の残高につきましては、令和3年度での基金の取り崩す予定となっていますので、その取り崩し予定額を差し引いたところで、令和3年度末での基金残高見込みについてお答えいたします。

令和3年度末の基金残高見込みにつきましては、4億9,280万円というふうになっています。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今現在4億、5億近い金額が基金としてあると、もちろんこれから本年度は返礼品とかいろいろ経費がかかるだろうと思いますし、この議会の中でも、議案の中に返礼品の代金だとか、いろんな経費を引いた残りの40%ぐらいが基金として今後は積み立てるというふうなかたちに考えてあります。

先ほどの目標額が、もしも達成されるとするならば、2億円が基金として積み増されるというふうな思いを持っておりますけれども、そこで、私の今回の質問の趣旨になりますけれども、この基金の運用であります。

過去において、竹下内閣の時ですか、懐かしく思うわけでありましたけれども、ふるさと創生1億円というような事業がありました。それぞれの町がそれぞれの1億円の使い道があったと思いますけれども、ああいった形ではありませんけれども、私はぜひとも今回この基金、これまでは数千万だったんですよ、これが数億円になったということですので、ひとつ我が町の町の振興に関わるものだとか、観光に関わるものだとか、また将来の子供たちへの礎となるような、そういった事業に何か取り組んでもらえないかなというふうな思いがあって、この質問をしているところであります。

財政のことも考えなくちゃならないだろうということも思いますけれども、まずは、この基金の運用、活用、まずは執行部はどのように考えたられるのか。まず、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） ふるさと納税の分の町の活用ということなんですけれども、先ほど地域振興課長のほうからもありましたけれども、このふるさと納税につきましては、それぞれ四つの指定がございまして、「故郷の景観保全」として、また「安全・安心なまちづくり」、それと「子ども育成」として、それと「指定なし」というところで、それぞれ寄附をされているところになります。

本町におきましては、町道の維持工事であったり、稚鮎の放流、また交通安全対策工事とか、防災行政無線の管理、それと指定なしの分につきましては、学校ICTの機器導入とか、そういったものに活用しているところになります。

また、特色、独特な活用ということになりますけれども、これも先ほど話が出ておりましたけれども、井戸江峡のキャンプ場の整備とか、そういったのにも使っておりますけれども、今後の活用としましては、昨年国指定の文化財となりました陣ノ内城跡地の整備や、間もなく完成いたします。総合運動公園の整備・管理、そういったものにも活用できるものと考えているところです。

今後の活用方法につきましても、町の総合計画、また総合戦略、町長マニフェストなど、それぞれの目標達成により効果的に推進できるように担当課、庁内協議を行いながら、事業構築、また活用方法を研究していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。担当課のほうでは、そのような活用の方をを考えておられると、結構でございますけれども、町長のほうに質問させていただきたいと思っておりますけれども、ぜひともですね、この基金大いに利用して活用していただいて、我が町の独自色、また寄附された方の思いに寄り添うような事業を取り組んでもらいたいというふうに思っておりますし、また一方では、どんとお金を使えと私は言う一方です、もう一方では財政面のことを考えますとね、非常に考えなくちゃならないだろうというふうに思っております。

先ほどの町長の答弁の中では、お話の中にありましたけれども、10年後は我が町は、たぶん過疎からの卒業が見込まれております。そういったときのための基金という面も、また一方ではあろうかと思えます。どっちをどうするかというのは、それこそ町のトップにおられる町長の手腕、並びに、また先ほど担当課あたりとか、いろいろ考えておられるという話もありますけれども、私としては若い職員からあげて一般の企画立案あたりを拾い出してでも、我が町の未来にこの事業をというようにことをやってもらっても、私はいいのではないかなというふうに思います。

事業のことと財政再建、また10年後のこと、将来のことを併せ持ちまして、今後の基金の運用、活用について町長の考えを問わせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから質問されておりますふるさと納税の件ですけれども、財政運営を考えていく上では非常に即効性のある、非常にありがたい国の施策だと私も思っておりますし、その恩恵をいかにして活用していくかというのは、やはりそれぞれの自治体の町の市町村の知恵を絞って、それが反映される事業だというふうに認識をしております。

そういう中で、議員のお考えについては、町の独自色を出せる画期的なことに、このふるさと納税の基金を活用したらどうかというような考えだというふうに受け止めました。それとあわせたところで、今、おっしゃるような、そういう独自性を出す、例えば、以前からの私の政策課題にしております乙女台地の開発だったり、いろいろそういう政策的な面で活用できる基金をつくっておく必要があるという思いがありましたので、現在、町おこし基金のほうで、それを積み立てながら来たるべきそういう場面に備えたいというふうなことで、令和4年度についても当初予算のほうであげさせていただいております。

これは令和2年度末の数字ですけれども、その時点で2億6,000万円の基金が積み立てられております。そうしたことはそういったことで、まずやりたいなということを頭に置いていただきながら、それと、先ほど議員定数のお話のときに、私が申し上げましたとおり、10年後、この過疎の指定から卒業するということは、これは十分頭に描きながら、今後の財政運営を図っていかなければなりません。そこで、ここ10年ちょっとは大丈夫かもしれないけれども、今、例えば、安心・安全のまちづくり、国土強靱化のことであつたり、あるいは各行政区からの要望がある生活道路の改良であつたり、あるいは、町が考える政策的な道路整備であつたり、そういうことは、そのほとんどが補助金の補助裏は過疎

債を活用させていただいております。これが、起債ができないということになったときには、残りの半分はすべて町の持ち出しといったふうになりますので、非常にこれまでに比べると、やりづらい状況がこれは容易に想定できますので、そのとき、その場面に備えたところでの基金を積み立てながら、これまでの過疎債への対策事業としてやってきた事業に私は備えるべきだと思っておりますので、そういったことにもぜひ活用させていただきながら、議員の皆さん方の賛同を得ながら、そういった基金もつくっていききたいというふうな思いを持っているところでもあります。

いずれにしても、このふるさと納税については、お隣の御船町では20数億円、そういう納税を集めておられるということでもありますので、甲佐町としてもお隣でもありますしですね、同額とはいかないまでも、やり方次第では半分とか、それに近づけるようなことはやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ議員各位のほうからも、ご提案があったらそのへんもご提議いただければありがたいと思っておりますし、我々執行部といたしましても、本当に冒頭申し上げたように知恵を出しながら大いにこれを活用できるような、そういう対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、わかりました。

町長のお考えを今お聞きいたしました。私も上益城郡とか、この我々の地域を見てみますと、どんどん熊本市内から嘉島町に、そして嘉島町から御船町へと、その発展はどんどん進んできて、甲佐町にというようなありますし、また、いろんな10年後のことを考えると過疎もなくなってきました。これからの四、五年というか、これからの五年というのが、私は我が町の命運を握るような五年になるんじゃないかなというような思いがありますので、ぜひともですね、町長はじめ皆さん方には、これからの五年頑張ってください、我が町の未来像、将来像をしっかりとした指針をつくってもらいたいなという思いがあります。

それでは、最後に農業のことでもありますので、またもう一段ギアを上げて質問をさせていただきたいというふうに思います。これは私の実感でありますけれども、ここ数年来ニラとスイートコーン、これはJA上益城の甲佐町が、ほとんどこの生産をしている一番メインのところでもありますけれども、このニラとスイートコーンが最近衰退気味であるというふうなことでありましたけれども、そのことについて、農政課を始め執行部のほうでは、どのような認識を持っておられるのか、まず、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

ニラとスイートコーンの推移というところでお答えさせていただきます。

まず、生産農家数で申しますと、過去5年間でニラが38戸から29戸と、9戸の減少。スイートコーンが46戸から41戸と、5戸の減少となっております。

売上高で申しますと、これは先ほど言われましたとおり、甲佐町だけでの数値の把握は

困難ですので、J A上益城全体の数字で申しますと、ニラが5年間で約2,700万円の減少、スイートコーンについては、約100万円の減少となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の課長の答弁のとおりで、思っているんですが、私のほうから、この数字を言うのもあれですけども、地震の前はニラが1億1,000万売上げて、今現在は6,000万です。スイートコーンも地震前というか、10年ぐらい前はですね、1億円になったと、業界が1億円になったので、ものすごく大喜びされて、打ち上げをされたというふうな思いがってますけど、今はもう半減、4,000万台かな、ぐらいになっております。これを何とか、てこ入れをしなければならない時が来ているんじゃないかと思えますし、ニラでいいますと、甲佐町の特産と、非常に銘は打たれてはおったんですけども、福岡の市場に行けば1億円あったのが6,000万ぐらいになってくるとですね、扱いがものすごく、こうなってくるんですよ。いわゆる一定の量と質を持たない産地は産地ではないと、市場からみなされます。

そういったときに、その産地は衰退の一途（いっと）をたどると、だからニラについてもスイートコーンについても、今が正念場だなというふうに思います。

ただこれは、農家のことを言うとあれですけども、もっと言うならばですね、甲佐町の農家を見ますと、下白旗だとか、下の田口のほうは、黒いマルチが最近よく張られているのが見受けられます。これは、じゃがいもですね、じゃがいもの生産をされています。これは、ほとんどが町外の農家です。甲佐町の農家は、じゃがいもは使っておられる農家はほとんどない。ほとんどが町外、木村のあられがやっております。その行く先は、多分益城町にできたポテトチップスの会社のほうの契約栽培じゃないかなということでありませう。非常に我が町の農家の皆様方は元気がないというのが見受けられます。

ちょっと話がそれて、あれですけども、ニラにしてもスイートコーンにしても、これを何とかするためには、今の高齢化が進んでいる農家の方々に、もっと頑張れよというようなことでも、なかなか難しい問題があるということがありますので、他の作物からの転作、もしくは新規の方々に、その活路を見いだす以外ないというふうに思っております。

先ほどの井芹議員、ちょっと時々名前が飛んでしまうのがあれですけども、申し訳ございませんけれども、井芹議員の質問の中に、新規就農についてもあっております。今まで私が、一つ思ったのは、例えば、甲佐町独自の農機具にも新規の方々には頑張りますよというような話の中で、例えば、中古のハウスですね、その解体費とか設置費とか、そういったものにも補助金などは使えるのかどうなのか、その点はどのように考えておられますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

将来の甲佐町の農業を担う、新規就農者の支援についてということでございますけれども、まず、先ほど井芹議員のほうで答弁しましたとおり、国の施策についても大幅に変

わっておりますので、そこについての説明と、それと町のほうの新たな補助制度についてのご説明を申し上げたいと思います。

まず、国のほうの制度、農業次世代人材投資事業について、令和4年度から大きく変わります。

本年度まで支援金の150万円を5年間交付することとされておりましたけれども、令和4年度から支援金については150万円を3年間と期間は短くなりますが、支援金のほかに補助制度が新たに追加されております。

内容としましては、機械、施設等の導入に対し、国が2分の1、県が4分の1を補助し、農業者の負担部分について、残りの4分の1についてですけれども、融資制度を活用するというものです。補助対象事業費の上限は1,000万円、150万円の支援金と併用する場合は500万円の上限となっており、計画に応じた事業採択方式とはなっておりますが、新規就農者の初期投資に対する支援としては、たいへん良いものと考えておりますし、制度自体の充実が図られたものと考えております。

そして、町単独の支援としまして、今回当初予算にも計上しておりますが、認定新規就農者に対し、5年間の認定期間中1回ではございますが、機械、施設、設備に対する補助を創設いたしました。就農直後で事業資金が乏しい新規就農者の初期投資を支援するため、補助率は2分の1、議員おっしゃいましたとおり、中古の購入も可能としております。補助率は2分の1となっております。

これらの機械、設備の支援以外にも、先ほども井芹議員の中で話しておりましたけれども、県などと連携して、研修やセミナーの実施、県、JA、農業委員会と連携した営農指導や経営相談など、ハード、ソフトを問わず、あらゆる角度から将来の甲佐の農業を担う新規就農者のバックアップを今後とも行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） いろんな事業をされる、きめ細かくですね、先ほども言いましたとおり、ハウスなんかでも設置費とかね、移転費とか、そういったのにも大いに使えるような補助金であってほしいなというふうな思いがあります。

そして、認定農業者のお話もあっておりますけれども、井芹議員と私は見解を異にして、私は、どちらかというなら、認定農家とか專業農家をもっと強化していくべきだと思っております。また、町のほうでは、ややもするとという言い方は失礼かもしれんけれども、法人のほうに随分力を入れてこられました。法人のほうでも法人のほうで力を入れていかれるのも結構だけれども、もっと私は認定農家、專業農家にもっと力を入れてですね、我が町の担い手の核としてですね、本町の農業の核として、こういった認定農業者を育てていくべきじゃないかなというふうに思っております。ややもすると土地利用型の農業される認定農家の方は、法人とのせめぎ合いがあります。逆に專業農家が規模を拡大しようというときに法人が、その行く手を妨げる点も見受けられなくもない。何も私は法人を批判しているわけではありません。この両方が互いになって両方の担い手が、この町の本町の

農業の振興にどんどんつながっていけばなという思いがありますので、質問の通告書に出してありませんでしたけれども、專業農家のいろんな質問の中にあっておりますので、世の中にはいろんな意見があるなということであつたろうと思いますけれども、これは私の考えでありますので、何も私の感が正しいとは限りませんが、ただ、そうはずれてもいないと思いますので、ひとつ参考にされることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで、12番、本田新議員の質問は終わりました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番、日本共産党の佐野安春でございます。

通告書に従ひまして、質問を行つてまいります。

まずはじめに、町内道路の路面標示についてであります。

質問の第1は、通学路の安全対策の確保に関する取り組みで、路面標示の改善は進んでいるのかであります。

町内の国道、県道、町道などの路面標示が、私が住んでおります側の県道三本松甲佐線をはじめ、町内の多くの道路で中央線、横断道路、進行方向、矢印、停止線などの汚れや剥離などによって非常に薄くなつていたり、消えている状態の場所もあり、車の運転手にとつても歩行者にとつても大変危険な状態にあると考へます。ある町民の方からは「道路の路面標示が消えていて危ない、早くどうかして。」というご意見を聞いたこともあります。この問題については、今年2月28日付け、熊日新聞読者の広場にも「道路安全対策弾力的対応」と題されて、横断歩道や区画線の白色の輝きは、運転時、歩行時を問わず気が引き締まり事故のない行動への思いを新たにす。行政区の道路の区画線が塗り直され、止まれや停止線の路面標示は警察の管轄という理由で実施されなかつたので、警察に要請し塗り直されたが、10カ所は見づらいままだと、塗り直しを行う際は道路管理者が処理するほうが合理的、改善を期待するとの投稿もあつております。

通学路の安全対策の確保に関する取り組みで、路面表示の改善は進んでいるのかですが、このことは町が小中学校や保護者の皆様も含めて調査をされた令和3年度通学路安全対策一覧表にも通学路の危険要注意場所の状況、内容にも横断歩道や歩道路面標示について次のように指摘をされております。

甲佐小学校校区では、歩道が一部切れて安全に通行できない、歩道がない、横断歩道が

ない、横断歩道はあるが横断するのに危険、横断歩道はあるが信号機がなく危険。

白旗小区では、交通量が増え登下校時の横断が困難、区画線が消え歩行者が危ない。

乙女小区では、一時停止線が消え危険、変速五叉路で児童の横断が困難、白線が消えている、区画線が消えて危ない。

龍野小区では、横断歩道がなく児童が道路を渡るのに危険。

甲佐中では、歩道がないため通学に支障が、などとあります。

このほかにも、さまざまな危険箇所が指摘されております。一覧表の備考には、事業完了であったり、事業実施中という箇所が多いのですが、無記載もあります。路面標示は道路交通に対して必要な案内、誘導、警戒、規制、指示などを行うものであり、交通の流れを整え、運転者の注意を適切な場所に集中させる能力が大きく、交通安全にとって非常に有効なものです。

また、路面標示は、道路交通の安全と円滑のためには、重要な交通安全施策であり、設置後に汚れや剥離などによって、その効用が損なわれないよう維持管理を十分に行い良好な状態に保たなければならないとうたっております。

町では通学路安全対策一覧表を基に、通学路の安全対策の確保に関する取り組みで改善を図られていると思いますが、今指摘しました路面標示についての改善は進んでいるのでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただいま佐野議員からご質問がありました通学路に関する路面標示の改善ということでございますけれども、まず、今回は令和2年度から更新しました令和3年度の通学路の安全対策一覧表の資料提出依頼がありましたので、それを提出しておりますけれども、児童生徒の登下校時における通学路の安全対策につきましては、今年度も各学校において、学校職員、それとPTA連携によりまして、通学路の危険箇所調査を実施しております。また、教職員においては、そのほかに定期的なパトロールを実施しており、その内容については教育委員会にその都度報告をいただいているところでございます。

そのほかにも地域学校安全指導員、それと地域ボランティアによる同伴登下校を行って巡回指導などの協力をいただいているところでございます。そこでも危険箇所等の調査や報告をいただいているところでございます。

ご指摘の今年度の通学路の点検につきましては、9月までに各学校で危険箇所を調査し、その報告された内容を教育委員会のほうで集約しまして、9月16日に合同点検を実施しているところでございます。その際は、関係機関のメンバーで路面標示を含む危険箇所の現地調査を行いまして、同日に今後の安全対策等についても県と協議を行っているところでございます。

内容につきましては、3月の推進会議で最終確認しまして、その結果をホームページに掲載することとしております。

それから、過年度からの懸案箇所と新たに発生した危険箇所、そういったものがありますけれども、そのうちに緊急性を要すると思われるような所の甲佐中学校の通学路の排水対策、それと白旗小学校の通学路の2カ所の道路補修ですね、これは道路が割れていたり、穴がほげていたりした所については、本年度の8月に建設課により、その修繕がなされているところでございます。

路面標示についての改善箇所については、今後建設課を通じて関係する各管理機関、管理団体に要望をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 私のほうから路面標示の改善は進んでいるのかということについて、具体的な取り組みについて、お話をしたいと思います。

提出しております資料の通学路安全対策一覧の中で、路面標示箇所については、現在13カ所あります。そのうち5カ所が町道であります。道路管理者が施工できる区画線など、3カ所が町で施工可能という箇所となります。

そのうちの一つは、龍野小学校付近の路側カラー舗装化について、現在発注を行っており、今年度には完成する予定でございます。

残りの2カ所につきましては、舗装の劣化も見られますので、舗装の打ち替えと同時に、令和4年度から施工をしていく予定としております。

その他の箇所につきましては、通学路安全推進会議の中で協議し、新たな規制標示となる箇所、また警察での施工となりますので、それとまた県道の対策箇所についても警察の協議が必要な箇所が現在協議中ということになります。

近年の区画線とか路面標示についての取り組みの状況について申しますと、通学路における安全対策の確保については、通学路交通安全プログラムに基づき、町では平成26年度から社会資本整備総合交付金を活用して、通学路の安全対策に取り組んでいます。

その中で、路面標示の改善も行っております。令和2年度ですね、ちょうど1年ほど前になりますけれども、交付金事業を活用しまして路面標示だけで約800万円の工事を施工しております。その中では、通学路中心に町道の外側線や町道と交差する県道の横断歩道、消えかかった規制標示などの工事もそのときに行っております。

通常は、県道については道路管理者の熊本県が行うことになっております。

また、規制標示については、警察が行いますが、この時には関係機関と協議しまして一体的に施工するほうが通学路の安全が確保されるということで、施工を行った経緯があります。

それと、今年の通学路合同点検の中で、県道三本松甲佐線の豊内地区ですね、横断歩道の設置要望が出ておりましたけれども、これについても設置が検討され、今年度の3月今から警察のほうで設置されることが決定されました。その決定に伴い、横断歩道の設置に伴って、熊本県では歩道の切り下げ工事など、町のほうでは町道の下豊内有安線、甲佐団地から県道に接続するまでの区間を路側帯のカラー化などを実施していく予定でござい

す。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 路面標示については、どうしても経年とともに、やっぱり薄くなったり消えたりします。だいたい1年に1回ぐらいは塗り直しが必要ではないかというようにも言われております。

今、予算関係とか対策についても建設課長からお話をいただきましたが、やはりほとんど見えなくなるぐらいに消えてしまうというのは、どうしても問題があるというふうに思います。方向指示器や横断歩道とかは特にですね。いくつかの点では、まさに何もないぐらいに消えている所もあるような気がしますですね、乙女を走っている所で、まったく消えていると、こちらの国道ですかね、香山飯店前の横断歩道というのは本当に消えてしまっているような感じがします。

例えば、あそこを横断しようとしたら、本当に交通量も多いし、やっぱり大変なところがありますので、明確に路面標示があることが交通事故の減少にもつながってくるというふうに思います。

そういった意味で、これは毎年のように対策が必要になるとは思いますが、今後とも継続的、恒常的に予算を確保されて、取り組みを今以上に強めていただきますようお願いをします。

次の質問に進ませていただきます。

次の質問は、浸水の恐れのある避難所対策についてであります。

まずはじめに、浸水想定区域内の避難所はどこにあるかということでもあります。この問題につきましては、昨年6月定例会一般質問において質問を行っております。

国からの浸水想定区域からの避難所は極力避けるようにとの通達もあり、この間の状況の変化もありましたので、質問項目に入れました。よろしく申し上げます。

報道によれば、風水害で浸水の恐れのある地域に立地している自治体指定の避難所が全国で2万4,000箇所余りにのぼることが、内閣府の調査でわかったと、内閣府は今年1月13日、浸水想定区域内の避難所の指定を極力避けるよう自治体に通知をしたとあります。甲佐町においても浸水想定区域内の避難所があると思いますが、その避難所はどこでしょうか。くらし安全室長、答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えをいたします。

総合防災マップにもお示しをしておりますけれども、町には現在16の指定避難所等がございます。

浸水想定区域内に立地している避難所等も確かにございます。

想定される最大規模の降雨、L2（エルツー）と申しますけれども、浸水が想定されている避難所につきましては、総合保健福祉センターの鮎緑（あゆみ）、それから甲佐小学校など、甲佐地区と白旗地区を中心に合計8カ所となっております。

避難所等については、すべての災害に対応しているわけではありません。また、すべての避難所を浸水想定区域以外に設けることは現在では不可能でございます。ですから、洪水や地震、土砂崩れなど、さまざまな災害が予想されますので、災害の種類によって避難所を使い分けている状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。

質問の第2として、新たな避難所として甲佐高校が検討中となっているのが現状はどうかということです。甲佐町で人口が一番集中しています甲佐地区において、浸水する恐れのない避難所は福祉避難所の特別養護老人ホーム桜の丘のみとなっていると思います。

これまでの議会一般質問において、「浸水の恐れのない避難所が必要ではないのか」という議論の中で、「甲佐高校が対象とされ検討中である」との答弁が繰り返されていますが、現状として、どうなっていますでしょうか。また、それ以外の場所で避難所は検討されていないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えをいたします。

先ほど申されました福祉避難所、これにつきましては昨年度新たに6施設を追加いたしました。その中で、緑町の養護老人ホーム緑川荘、これを除く5施設が浸水想定区域以外に立地しております。

お尋ねの甲佐高校につきましては、施設の一部が土石流警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜警戒区域、急傾斜特別警戒区域、さらには最大で5メートルの浸水が予想されている厄介な場所に立地をしております。

2年前、旧宮内地区社会教育センターを避難所とするために、裏山ののり面の補強工事、これをした上で崩壊の影響のない部分を避難所として現在利用している状況です。

甲佐高校におきましても、これらの影響のない部分を利用させていただくということで、高校や県と検討をしております。出水期前には結果をお示しできるものと思います。

また、新たな避難所は検討しているのかということですが、町では新たに浸水の恐れのない上揚地区に宮内防災センターを完成しています。

また、有安地区には盛り土をし、河川防災ステーションを現在建設中でございます。これらの施設を災害時の避難所等や消防団の水防活動の拠点及び水防資材を備蓄する水防倉庫等に利用できるように計画をしているところであります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今お話がありました上揚と有安の防災ステーションは、いつから使用可能になるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

上揚のほうは、もう現在建物も出来上がっております。それと水防センター、こちらのほうは4月から使用可能ということをお聞きしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。今お話をしました甲佐高校には、町の総合防災マップエリアマップの6を見れば、やっぱりその一部が体育館、一部東側校舎が急傾斜地危険場所にかかっているということは地図上で確認ができます。

しかし、西側については、その範囲から外れているという部分もあるかと思いたすので活用できる部分については、やはり活用できるように進めていただければなというふうに思います。

質問を進めます。質問の第3は、国から浸水想定区域内の避難所は極力避けるように通達が出ておりますが、対策が必要ではないのかということです。

平成28年において、指定避難所兼指定緊急避難場所に指定されている甲佐小学校では1時間に150ミリの記録的豪雨により駐車場が南谷川からのあふれた汚水により短時間に冠水し、被害に遭われた乗用車もありました。私も駐車場に停車して避難していましたが、水があふれる音が車の底からポコポコと聞こえてきた記憶が、まだ鮮明に残っております。そうした経験をしていますので、浸水する恐れのある避難所は経験済みでもあります。国においても浸水想定区域内の避難所は極力避けるように通達を出していることですから、災害が起こらないうちに対策をする必要があると考えます。

そういった意味で、答弁もありましたけど、こういうふうな国からの通達については、どういうふうな受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えします。

甲佐小学校、これにつきましては、駐車場の下、ここに浸透型の雨水貯留施設、これを整備してございます。ですから、これによりまして周辺の浸水被害の軽減を図ることができております。また、雨量によっては駐車場を利用しないように現在しております。

先ほども説明しましたがけれども、避難所等につきましては、すべての災害に対応しているわけではありません。地震、崖崩れ、土石流、地滑り、洪水など災害の種別で開設する避難所は違ってまいります。

町では、气象台などと連携し、その時の最新情報をもとに開設する避難所を決定いたします。もちろん、洪水の恐れがある場合には、浸水想定区域の避難所は開設しません。浸水の恐れのない避難所を開設することとなります。

しかしながら、甲佐町の全町民の方々を収容できるわけではございません。その中で、町長の行政報告でもありましたけれども、防災センターの建設や排水ポンプ場の整備、それから、あゆみ橋の橋げたの改修、それから龍野川護岸擁壁のかさ上げなど、町でできる防災減災対策をしっかりと進めております。

しかしながら、皆さん方の大切な命、これを守るのは行政でもご家族でもございませ

ん。皆さん方自身でございます。ですから、町民の皆様にありましても、自分の命は自分で守る、我が事として考えていただきたいというふうに思います。災害のリスクの高い地域にお住まいの方は、ぜひ安全な親戚や友人宅、あるいはホテル等、自分の命を守る対策を平時から考えていただきたいと、そのように思っております。

町では、昨年8月に美里町と包括連携協定、これを締結しました。広域避難を念頭に避難所の相互利用という形で、浸水想定区域内の避難所が使えない場合、隣接の美里町の学校施設などを避難所としてできるように検討中でございます。令和2年7月豪雨で被災した球磨村で陣頭指揮を対応された中渡防災官は「自分の命を守るためには、みずからの手段で早め早めに安全な場所へ避難するしか方法はない」、このように言われました。

3月10日の熊日新聞にも、特に「高齢者の防災は準備はすべて」と掲載されております。行政もできることをしっかりとやって、防災減災対策を進めてまいります。また、国から通達が出ておればですね、それについては、どこかないだろうかということで検討を重ねております。皆さん方もぜひ、何回も申しますけれども、我が事として、まずは自分でできることをしっかり準備していただく、そして、普段から防災情報を収集し、危険箇所や避難経路などを確認するなどして、早め早めの予防的避難をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 自分で避難できるという方は、自分の力で避難してということであるかと思いますが、そうでない方もたくさんいらっしゃいます。そういった意味では、やはり行政の力というのは本当に必要なものではないかなというふうに思います。

それと広域避難については、まだ全体として、その構想は出来上がっていないところがあるかと思いますが。美里町とは協議をされているということで、それは大変いいことなんですけど、甲佐町はちょっと細長い地形になっておりますので、そういった意味では、やっぱり周りとの関係でですね、広域避難のあり方も町の緑川下流部も含めてですね、ぜひこれからのことではあるかと思いますが、ご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に進ませていただきます。

緊急通報システムの利用状況についてということで、まず第1に、第7次町総合計画では、6年間で4名の利用者増はあまりにも少ないと思うけど、いかがでしょうかということです。第6次の総合計画後期基本計画では、緊急通報システム利用者が52人、それを平成32年度に60人に増やすという計画でした。それ以前の第6次総合計画後期計画では、平成21年度83人を平成27年度に100人という計画でしたので、目標数としては後退しているのではないかと考えます。

地域福祉の取り組みとして、緊急通報システムを進めるとあります。第7次の総合計画前期基本計画では、緊急通報システムの利便性の向上を図るとともに、民生委員、児童委員をはじめとした地域の見回りネットワークづくりを推進するとあります。令和元年度の利用者51名を令和7年度は55人に増やす計画です。

町作成の高齢者福祉計画では、町の高齢者率令和7年度で40.2%、75歳以上の割合は人口の23.7%の見込みとなっております。同じく高齢者福祉計画では、令和2年3月末現在65歳以上の人口が4,046人、75歳以上が2,213人となっております。高齢者福祉計画での高齢者見守り施策の推進で主な取り組みとして、緊急通報システム事業の実施があげられています。その内容は、「疾病等による不安を抱える一人暮らしの高齢者等が緊急の事態に陥った時に専用のコールセンターに通報ができる緊急通報機器の貸与を実施しており、令和2年度より携帯通報装置等を認知症の方でも使えるよう人感センターを導入しましたと、今後さらなる利便性向上に努めます」とあります。

鮎緑(あゆみ)内には歩緊急通報システムについての紹介があります。令和3年2月での高齢者の独居世帯の割合は13.8%で約590世帯、高齢者2人だけの世帯は約600世帯、合計1,190世帯で人口の27.6%ということで、その中で緊急通報システム利用者は高齢者独居世帯の8.6%というふうになります。

先ほども申し上げましたけれども、令和元年度から令和6年までの6年間で4人の利用者増加とありますが、成果指標というのがありますが、全体の人口からすれば独居だけということではありませんけれども、条件は心疾患とか条件は付いておりますけれども、利用者増というのが少ないのではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長(宮川安明君) 福祉課長。

○福祉課長(岡本幹春君) 緊急通報システムの利用率、利用者数ともに高齢者の人口からすると少ないんじゃないか、また目標数値としても低いんじゃないかというようなご質問でございますが、まず先ほど議員のほうからご紹介がありました第6次総合計画の前期計画において使用しました基礎数値が、平成22年度の利用実績83件でございます。この平成22年度以降の利用状況の推移を見てみますと、令和25年度までは70件台、令和26年度以降につきましては、平成29年、30年の38件、37件を除きますと、50件から53件の利用ということになっております。

平成26年度には、緊急通報システムの委託業者の変更を行ってございまして、当然これまで使ってございました機器の撤去、それと新たな事業者が利用します機器の設置というものが必要となりましたが、このタイミングで継続を希望されず撤去となられました方が、35件、新規設置が11件となり、前年と比べて24件の減少と、大きな減少となっております。

また、平成29年、30年におきましては、平成28年度に起きました熊本地震により被災し、そのまま撤去となられました方がおられ、平成29年度においては前年度と比較し、14件減少しておりますが、平成30年度には新規申込み、これは撤去された方の復活等もございまして、新規のお申し込みが多く、平成31年度においては前年度と比較すると13件の増加というような推移となっております。

このように利用件数につきましては、減少または現状維持というような状況が続いております。今回の計画策定におきましては、議員質問の中でご指摘のとおり微増というようなことで、数値目標を設定しているところです。数値的には低いんですが、この利用件

数が伸びない要因の一つとしまして、担当課としましては、携帯電話の普及が非常に大きく影響しているのではないかというふうに考えております。

しかしながら、今後の技術の進歩に伴い、より使いやすく利便性の高いシステムが開発されていることも想定できますし、また、携帯電話にも緊急通報に類似するような機能も付加した携帯等もございますので、それらの新しい技術、新しいシステムについて担当課としては注視をするとともに、現在行っております事業につきましても、周知を図って利用拡大を進めていきたいと、目標数値は微増でございますが、それ以上の結果が残せるような周知活動を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。質問の題には高齢者にとって必要なツールであり、もっと利用を進める周知を広げたらどうかということで、いま課長のほうから答弁がありました。ここに出されている成果指標以上に成果が出るようにというふうなお話もありました。そういうところでは、周知にあたって、どういうところで周知がなされているかということですが、この緊急通報システムを町民の方がどれだけご存じかということで、そういうものがアンケートがないのかと探してみたんですけど、甲佐町にはちょっと見つけることはできませんでした。近隣の自治体を探しましたら、山都町の第8期の高齢者福祉計画の中で、アンケートが行われているというのがありました。緊急通報システムについて「知っている」という方が約30%、「聞いたことはあるけれども、あまり知らない」が23.2%、「知らない」が37.9%と、「あまり知らない」と「知らない」を合わせたら約6割の方が、よく知らないということで、このことは甲佐町においても、ご存じない方が多いのではないかと推測するところです。

甲佐町民に対する周知を増やす必要があるというふうに考えます。そういった意味で周知を広げることによって、利用者も増えると思えますけど、そういった点ではいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 住民の方に対する制度の周知について方法、回数等を増やしたらどうかというご意見でございますが、その前に認知度についてですが、本町におきまして緊急通報システムについての住民の方の認知度について調査したものは、議員言われるとおり、これまで調査を行っておりません。

これにつきましては、来年度、令和4年度に次期介護保険事業計画策定に伴います住民アンケートを行いますので、その中で調査項目としてあげることができないか、ちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。ただ、介護保険事業計画の調査項目につきましては、経年変化を見る必要がありますので、調査のたびに質問項目を変えというのは、調査結果の比較ができませんので、緊急通報システムについての認知度について追加が可能かどうかというのは、また検討をさせていただきたいというふうに思います。

また、本来の質問であります周知方法、回数等についてでございますが、住民の方へ

の周知としましては、通年にわたりまして甲佐町の公式ホームページ上で掲載を行っております。

また、年に1回は「広報こうさ」にも載せるということで、本年度におきましては5月号に、先ほど議員のほうからありました「あゆみ便り」の中で掲載をしております。

また、各行政区の区長、民生委員、ケアマネジャーの皆様に対しましては、事業内容をご説明するとともに該当する方で希望される方については、申し込みをしていただくようご協力をお願いしているところです。

なお、高齢者の方に説明をする場合の資料を作成しております。すみません、持ってきておりますが配布するしこ資料がありませんので、一応こういう写真刷りで見えていただいて、できるだけわかりやすいようにというようなチラシも作っております。これらチラシについては、特にケアマネジャーさん、民生委員さんのほうにお配りして、該当すると思われる方には提示、または差し上げるなどして、ご説明をしていただくようお願いをしているところです。

令和4年度以降、次年度以降につきましても、ホームページ、「広報こうさ」への掲載、区長、民生委員、ケアマネジャーの皆様への改めてのご協力の依頼を行い、事業の認知度、加入者の増加を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この質問の最後になりますけど、課長のほうからも答弁の中でありましたけど、緊急通報システムについては、機器の進歩もあっているようです。自治体によっては携帯型というのでも利用されているところもあるようです。高齢者に対する福祉事業の一環として導入されたものと思います。事業の認知度を高め、加入者の増加をというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。

最後の質問で、上豊内資源保全会へのその後の状況についてであります。

質問の第一として上豊内資源保全会の活動の状況はどうなっているかであります。

令和3年9月定例会一般質問において、上豊内資源保全会は問題発覚以後、会議も活動もあっていないと思います。

これは私の一般質問です。活動を止めるにしても再開するにしても、構成員を集めた総会を開催し、そこで決定しなければならないと考えます。

これから先の活動が現状では再開できない状態にあります。農政課としての指導・援助が必要ではないかと考えますがという私の質問に対して農政課長は、「総会が開催されていないので、役員の辞任、組織の廃止などについては議決をされていないので、現在そのままの状態となっている」と、「町としても今後上豊内地域全体の活動のためにも組織を解散するのか、今回の問題を踏まえ現在の組織で事業内容を見直し、新たにスタートするのか、早急に総会を開催し決定していただきたいということを提言している」と答弁をされています。

そこで、それまで動きのなかった上豊内資源保全会は、昨年10月31日に会員に対して、上豊内資源保全会の臨時総会の開催についての通知を出し、同年11月14日に上豊内公民館において臨時総会が開催されました。そこでは、久しぶりの総会ということもあり、さまざまな意見が出ましたが、決定されたことは執行部からの提案として、町への返還金を会員からの寄附を募っていきたく、行いたいということでした。

その後は、集められた寄附については、3カ月以上経過しておりますが、保全会役員から会員に対して何の報告も行われておりません。町として、この間の上豊内資源保全会の活動については把握されているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

9月定例会合後、上豊内資源保全会に役員会を開催していただき、総会の開催や補助金の返還について協議をいたしました。

その結果、臨時総会を開催し、会員の皆様に寄附を募り返還金に充てることを決定されました。

臨時総会開催後の活動については、何度か役員会を開催されて寄附の受領方法や町への返還方法について話し合いをされたとはお聞きしておりますが、それ以上のことについては、お聞きしておりません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。質問の題には、返還金についてはどうなっているのかということです。

令和3年9月定例会一般質問時、令和3年3月30日、補助金交付決定の取消しと納期限5月31日とする町への返還金額488万2,755円の返還命令が発出され、5月19日に資源保全会から上豊内地区に流用され、上豊内地区決算として入金された154万9,938円と、資源保全会に残っていた2万1,083円の合計額157万1,021円が納付され、未返還金は331万1,730円となっているとの報告がありました。

その後、会員から集められた寄附金は町に納付されたことは口頭で聞いておりましたが、納付された金額は幾らだったのでしょうか。また、返還金残額は幾らになるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 9月定例会で答弁しましたとおり、未返還額は331万1,734円となっておりますが、昨年12月14日に新たに31万8,000円の納付があっておりますので、現時点での残高は299万3,734円となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今、農政課長から答弁がありましたように299万3,734円と、まだ多額の返還金が未納の状態ということです。

本来は期限を定めての命令をされているというようなことで、思いますけど、対応する団体にたいして、納期限等どういうふうに自覚をされているかわかりませんが、ある一定厳しく対処する必要があると考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、まだ約300万円の未納が残っている状態であります。

今後においても、返還に向けた協議は引き続き行っていきたいと考えておりますが、本年度末において、現時点での債務残高の確認書というものを資源保全会と町とで交わす方向で進めております。確認書を交わすことにより、資源保全会と町双方で債務残高を再認識し、今後の返還に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） やはり、この返還金300万近い金額でありますので、一度に返還するというのは、なかなか厳しいところもあるかもしれませんが、今、農政課長からお話がありました確認書を交わして、改めて返還金がどれだけあるのかというのをお互いに確認しあって、もう一つ言えば、どうやってその先を具体的に返還をするかという道を示さないと、なかなか動きが進まないんじゃないかなというふうな印象があります。

地域の人としては、残されて返還金を早急に納付されて、今まであったように上豊内資源保全会が活動を再開して地域の農地の管理や農道の整備など、やっぱりふるさとを守る活動を再開できることを願っているものというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日15日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後2時56分

3月15日（火曜日）

令和4年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和4年3月11日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開議 3月15日 午前10時00分 議長宣告  
1. 延会 3月15日 午後4時59分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	11番 宮川安明
12番 本田新		

1. 欠席議員

9番 福田謙二 10番 井芹しま子

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 3番 田中孝義

## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

### 1. 会議に付した事件

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第4号  | 甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定について                                       |
| 日程第2  | 議案第5号  | 宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について                              |
| 日程第3  | 議案第6号  | 押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について                        |
| 日程第4  | 議案第7号  | 甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第5  | 議案第8号  | 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第6  | 議案第9号  | 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7  | 議案第10号 | 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第8  | 議案第11号 | 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第9  | 議案第12号 | 甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第10 | 議案第13号 | 甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第11 | 議案第14号 | 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 日程第12 | 議案第15号 | ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第13 | 議案第16号 | 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 日程第14 | 議案第17号 | 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第15 | 議案第18号 | 工事請負契約の変更について   |
| 日程第16 | 議案第19号 | 工事請負契約の変更について   |
| 日程第17 | 議案第20号 | 財産の処分について   |
| 日程第18 | 議案第21号 | 財産の無償譲渡について   |

- 日程第19 議案第22号 財産の無償譲渡について
- 日程第20 議案第23号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第24号 安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第22 議案第25号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第23 議案第26号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第27号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第28号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第29号 令和4年度甲佐町一般会計予算

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮川安明君） おはようございます。皆様にお知らせします。

9番、福田謙二議員、10番、井芹しま子議員から本日の会議の欠席届が出ておりますのでご連絡を申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、座席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

---

### 日程第1 議案第4号 甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第4号「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） それでは、議案第4号について、ご説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定について。

甲佐町企業版ふるさと納税基金条例を次のように制定することとする。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に要する費用の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定する必要が生じたので、この議案を提出するものです。

次のページをお願いいたします。

甲佐町企業版ふるさと納税基金条例。

甲佐町企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定する。

設置、第1条、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業に要する費用の財源に充てるため、甲佐町企業版ふるさと納税基金を設置する。

積立て、第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

管理、第3条、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、事業に要する費用の財源に充てるほか、基金に返入するものとする。

繰替運用、第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

基金の処分、第6条、基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

雑則、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

ふるさと納税が急激に増えているというお話は出ておりますが、これから先どういふふうな見込みをお持ちなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第15号に関連するものがございまして、そのときに質問をまたしなおります。すいません。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第4号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてでございますけれども、まち・ひと・しごと創生活用事業として実施する事業に利用するに費用の財源に充てるため、本条例の制定が必要になったということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第4号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを採決しま

す。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、原案どおり可決されました。

---

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時41分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員の皆様方には、たいへん時間をとらせまして、たいへん申し訳なく思っております。

実は、先ほどご議決をいただきました議案第4号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の制定につきましてでありますけれども、この件についての訂正とお詫びをさせていただきます。

議案の本文中の条例制定文案の表題の次に、「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例を次のとおり制定する」そういった一文を記載していたところですが、本来は、この一文は不要ということでございます。

そういったことで、ご議決をいただいた直後ではございますけれども、一事不再議の考え方もありますので、改めて、この会期中に追加議案として議案の訂正をさせていただきますというふうに思います。

また、議案第6号につきましても、同じようなこととなっておりますので、この議案第6号については、議案の差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

なお、今後、議会に提案するこういった案件につきましては、チェック体制のほうを再度厳格に行うことを申し添えて、議員の皆様方には改めて、お詫びと訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第 5 号 宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定  
について

○議長（宮川安明君） 日程第 2、議案第 5 号「宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議案第 5 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 5 号、宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。

宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定することといたします。

令和 4 年 3 月 11 日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、宮内防災センターの新設に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項及び第 228 条の規定に基づき、本条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例、こちらの条例につきまして、要点を説明させていただきます。

第 1 条、趣旨になります。

この条例は、宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

設置、第 2 条、防災に関する啓発活動及び住民交流の場並びに災害発生時における避難所及び災害用備蓄倉庫として、宮内防災センターを設置する。

名称及び位置、第 3 条、防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

表のほうになります。

名称、宮内防災センター。

位置、甲佐町大字上揚 996 番地 3。

維持管理、第 4 条、防災センターの維持及び管理については、甲佐町教育委員会が行う。ただし、設置目的を効果的に達成するために、必要があると認めた場合は、当該施設の管理の一部を委託することができる。

第 5 条は、使用料の許可の定めになります。

第 6 条、使用の制限の定めになります。

第 7 条、使用許可の取消しの定めになります。

第 8 条、第 9 条につきましては、この防災センターにつきましては、災害発生時以外につきましては、宮内地区社会教育センターと同様に一般貸出しを行う予定としておりますので、第 8 条に使用時間、第 9 条に使用料の定めをしております。

使用時間、第 8 条、防災センターの使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとす

る。

2、前項の使用時間について、委員会が特に認める場合は、この限りではない。

次のページをお願いします。

使用料、第9条、防災センターの使用料は別表のとおりとする。

下のほうに別表がございます。

別表、第9条関係、施設名、宮内防災センター、使用料他につきましては、1時間当たりの金額になります。

使用料200円、電灯代100円、冷暖房代200円、また上のほうに戻っていただきまして、第10条が、使用料の減免の定めになります。

第11条、損害賠償の定めになります。

第12条が、過料の定めになります。

第13条、雑則になります。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以下につきましては、料金関係、また備考となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

今回第2条でもうたっておりますとおり、災害時における避難所、また防災備蓄倉庫として、「宮内防災センター」ということの名称になっておりますが、維持管理については、教育委員会ということですが、くらし安全とか、そういうところじゃないということで、その理由は、お願いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今ありましたように、名称が「防災センター」となっておりますが、こちらにつきましては、緊急防災・減災事業債を活用して建設をしております。

条例のほうにもありましたけど、災害時等の避難場所になることから「防災センター」という名称にはなっておりますが、防災に関する啓発活動や住民の交流の場のための施設であることや、災害発生以外につきましては、宮内地区社会教育センターと同様に一般貸し出しを行うこととしておりますので、宮内地区社会教育センターと同様に社会教育課の管理とすることといたしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） あわせてですけど、現在その隣に確か廃止になったと思うんですけど、宮内集会所というのがございますが、そこは今後の利活用、廃止になったというのなら、今後どうされるのかという利活用ですね、宮内集会所について。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 宮内団地の中に以前は宮内集会所というのは、団地内にはございませんでした。今度新たに、この防災センターも兼ねて集会所としての利用ができるように考えております。

宮内センターは、上揚集会所の件で、団地とは宮内地区全体の集会所ということで設置がされておりました。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 上揚集会所の件だろうと、町営住宅の隣にあるあの施設の件でしょう。

いろいろと使い道については、我々も考えているところなんですけど、これまでには、サテライトオフィスのような形で貸し出しはできないかとか、いろんなことで考えたんですけど、現在までのところ、そういった申し出はあってないというのが現状でありますので、今後の活用については、もう少し研究を重ねたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

この宮内防災センターの施設の広さとか、そういったところは、駐車場がどれぐらいの広さになるとか、ご説明いただいてよろしいですか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 施設の間取りということですが、玄関を入れて正面に板間がございます。板間がございます。板間につきましては、大体15畳程度になります。その右側に、もう一間板間がございますして、そちらにつきましては、10畳程度になります。

玄関を入りまして、左側に8畳の和室、あわせて台所、シャワー室、多目的トイレを含めましたトイレが備えてあるところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 駐車場の台数につきましては、現在整備を行っているところですけども、20台程度を予定しております。

それとまた、令和4年度について、住宅を解体した場所に同じ高さで盛り土を行いまして、車中泊等の広場をつくって、駐車台数が増えるような工事を今予定をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第5号、宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定についてでございますが、本施設が地域住民の方の交流の場並びに災害時における避難所、そして防災倉庫として大きく地域住民の方に貢献できる施設と期待、担っていただきたいという期待を込めまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第5号「宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「宮内防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」本案は、原案どおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第6号 押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第6号「押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第6号について、ご説明申し上げます。

議案第6号、押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について。

押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、押印を求める手続きの見直し等に伴い、関係条例の整備を行うため、この議案を提出するものであるということでございます。

次のページをお願いいたします。

押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例でございます。

本文を読み上げますと長くなりますので、概要点だけ説明ということによろしいで

しょうか。

ありがとうございます。

本改正につきましては、各条例中、押印に係る規定の削除及び文言の改正というふうになります。

該当する条例につきましては、まずは第1条の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正。

第2条が、甲佐町国民健康保険税条例の一部改正。

第3条が、災害による被災者に対する徴税の減免に関する条例の一部改正。

第4条が、災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正。

第5条が、甲佐町火入に関する条例の一部改正。

第6条が、甲佐町固定資産評価審査委員会条例の一部改正となります。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することにしております。

また、この改正の背景について付け加えますと、まずはコロナウイルス感染拡大防止や、今後のデジタル時代を見据え、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっていることから、国が示す押印見直しマニュアルに基づきまして、特に認め印の全面廃止に向けた関係法規の見直しを行うものでございます。

これにつきましては、熊本県内の自治体のほとんどが、現在こういった手続きに取り組んでおられるというような状況となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第6号、押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますけれども、ただいま提案理由にありましたとおり、手続きの見直し等に伴い、関係条例の整備を行うということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「押印を求める手続きの見直し等のための関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第7号 甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第7号「甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 議案7号について説明します。

議案第7号、甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について。

甲佐町人権のまちづくりに関する条例の全部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由です。

近年、人権差別を取り巻く状況などが複雑化しており、差別がなくならないのが現状でございます。この社会変化を背景にして、国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行、県は「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行した。このような中で、本町でも、これらの法令に則り、あらゆる差別の解消を推進し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりに取り組むため、条例の全部を改正する必要があるので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町人権尊重のまちづくり条例。

甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する。

全部を説明しますと、たいへん時間がかかりますので、前文と、前の文と構成についての説明でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

まず、前文として、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として、全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。

甲佐町は、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまで甲佐町人権のまちづくりに関する条例、甲佐町人権教育・啓発基本計画などに基づき、互いの理解と協力と信頼によ

り、人権が尊重された明るく住みよいまちを築くことを目指し、人権・同和教育と啓発に関する様々な施策を推進してきました。

しかしながら、世の中には依然として社会的身分、門地、人種、信条、性別、障がい、疾病等による不当な差別の発生などの人権侵害が存在しており、また、国際化、情報化の進展など社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、町、町民及び事業者等が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

また、一人一人が様々な人権問題について正しく理解し、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければならない。

ここに、全ての町民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1条につきましては、目的。

第2条につきましては、定義。

第3条につきましては、町の責務。

第4条につきましては、町民の役割。

第5条、事業者等の役割。

第6条、施策の推進。

第7条、調査等の実施。

第8条、相談体制の整備。

第9条、人権教育及び啓発活動の推進。

第10条、推進体制の充実。

第11条、審議会。

第12条、雑則というふうになっております。

この条例は、公布の日から施行するということになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

新しい人権条例の案の中の7条に「国・県が実施する人権に関する調査」というのがありますが、これは人権に関する調査というのは、どういうものなのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 国・県が実施する人権調査、大体意識調査「どのような差別を受けていますか」とか、そういう内容の調査が数年に1回実施をされるということになっております。それを国・県と町と連携をしながらやっていくということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

議案第7号、甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定につきましてでございますけれども、あらゆる差別の解消を推進することを目的としての条例の全部改正であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「甲佐町人権の町づくりに関する条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第8号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第8号について、ご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給率を改定するため、この議案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、いちばん最後に付けております説明資料により説明してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後のページに説明資料を付けております。

まずは、1の改正理由でございます。これにつきましては、人事院勧告を踏まえて、一般職の職員に関する期末手当の支給率を引き下げするため、改定を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、一般職の職員の給与に関する条例、それと一般職の任期付職員の採用等に関する条例の期末手当に関する規定について改正するものでございます。

中身につきましては、(1)の令和4年度以降の期末手当の支給についてということでございます。ア、イ、ウというふうに並べておりますけれども、アが一般職の職員でございます。これが、年間で0.15月分を減ずるということで、現行が期末手当だけで2.55月だった分が2.40月分になります。

勤勉手当と合わせると、下の括弧です。4.45月が4.30月になります。

再任用職員については、0.10月ということで、1.45月が1.35月。

特定任期付職員も、1.0月分の減ということで、3.35月が3.25月となります。

それと、令和4年、今度の6月に支給する期末手当の特例についてということでございます。これにつきましては、令和3年度に人事院勧告で示された期末手当の引き下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額するものということでございます。本来ならば、先の12月議会の時に人事院勧告に基づいて、給与改定条例を出しまして、12月のボーナス分から期末手当を0.15月減額するというところまでございましたけれども、国のほうの国家公務員のほうの規定が、まだその時点で決定されておりましたので、この分を持ち越して、結局は6月のボーナスで、この分もまた更に差し引くということになっております。

ということで、下の表を見てもらうと、一番下に付けておりますけれども、令和4年6月については、改正後の1.20月から0.15月分の令和3年12月の期末手当で差し引くべき予定であった金額を差し引くということになりますので、6月の期末手当については、2.00月というふうになります。

施行期日については、4月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わります。どうぞ、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありますか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

町職員のラスパイレス指数について、最新は、令和3年度かなと思うんですけど、把握されていらっしゃるれば、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 本町のラスパイレス指数の令和3年度分ということで、答弁

申し上げます。

指数は91.6ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

総務課長のほうから説明がありました。国家公務員を100とするラスパイレス指数が91.6ということだったと思いますが、県内45市町村がありますが、順位的にはどの位置にあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 令和3年度の順次は、44位ということでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今回、人事院勧告の中で、12月に下げなければならなかったということですが、その下げる背景というかな、説明ができれば、その辺を説明していただければ、お願いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 下げる背景については、人事院勧告につきましては、民間給与との差を見るということでございまして、令和3年度の調査で民間給与が下がっているというところでの国家公務員の給与削減、給与の減額に基づく地方公務員も同じような形で期末手当のほうを下げるというようなことでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第8号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

提案理由は、人事院勧告を踏まえ、職員の期末手当の支給率を改定するためとありますが、一般職の職員で説明がありましたように、0.15月減、再任用職員で0.1月減、特定任期付き職員で0.1月減となっております。

今、総務課長のほうからも説明がありましたが、甲佐町職員は、令和3年度国家公務員を100とするラスパイレス指数、一般行政職は91.6であり、令和2年度よりも0.1減となっております。

県内45市町村中、44番目という最も低い水準の賃金となっております。この低い水準は、かなり以前からのものとなっております、これこそ最も改善しなければならないものと考えます。

また、日本の賃金は21世紀に入ってから20年間に、上昇率はゼロに近い状態です。これが日本経済の停滞を招いている大きな原因の一つであるということで、岸田政権は新しい資本主義を掲げ、働く人への分配機能の強化を唱えております。その具体的措置として、甲佐町令和4年度一般会計予算案には、この政策を反映した保育士及び放課後児童支援員への処遇改善のための3%程度の賃金改善の補助を行うとあげられております。町職員の皆さんは、地域住民の安心・安全を確保するために日々全力で職務に邁進し、コロナ感染症予防対策など、厳しい環境の中で頑張っておられると認識をしております。

昨日の井芹議員の一般質問でも取り上げられましたが、ある町民の方からは、コロナワクチンを接種したときに、福祉課の職員さんから「具合はどうですか、お変わりありませんか」と二度も電話があり、副反応に不安の中で大変ありがたかったと、町職員の親切な対応に感謝する声も聞いております。そうした状況からみても、この時点での引下げは、私はありえないと考えます。

したがって、この議案には反対するものです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第8号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほど総務課長のほうに、なぜ減額になったかという中に、人事院勧告を踏まえるということで、人事院勧告の中で民間との差が生じてと、それに合わせていくということでございます。

令和3年度、コロナ禍の中、民間の企業のほうが十分に厳しい状況であると、それにちなんで国家公務員、また地方公務員もそれにならって下げるということでございますので、本来であれば給与等は下げないのが一番かとは思いますが、こういう状況の中でございますので、この条例については賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第9号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議

## 員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第9号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第9号について、ご説明申し上げます。

議案第9号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改定するため、この議案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、説明資料を準備しておりますので、資料により説明してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後のページに資料を付けております。

1、改正理由につきましては、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえ、町長等特別職に対する期末手当の支給率を引き下げるため改定を行うものでございます。

改正内容につきましては、町長等の給与及び旅費に関する条例。

それと、甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当に関する規定について改正するものでございます。

まずは（1）令和4年度以降の期末手当の支給については、支給率を年0.10月減額するというところでございます。それによりまして、現行2.80月分が2.70月分になります。

それと、令和4年6月の支給する期末手当の特例についてということでございます。これにつきましては、2.80月を半分にした1.40月から、0.05月分を引いて、1.35月分に、大体令和4年度以降はなりますけれども、6月分の1.35月から更に去年の12月に引く予定であった0.10月を差し引いた残りの1.25月分ということが、令和4年6月のみの支給率となる予定でございます。

施行期日については、令和4年4月1日から施行するという事です。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第9号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第8号でも賛成した立場から、当然特別職の期末手当を下げるこの議案に関しては、賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第9号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第10号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第11号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第10号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第8、議案第11号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第10号、それと11号を続けて説明させていただきます。

まずは、議案第10号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

甲佐町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

第2号、年齢18歳以上の者。

第12条第1項中「報酬」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、出動報酬の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、消防団員の確保及び消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

この条例については、具体的には年齢上限の廃止と、総務省からの要請に応じた報酬の改定となります。

続きまして、議案第11号でございます。

議案第11号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、「消防団、団長、年額11万5,000円、副団長、年額8万500円、分団長、年額6万1,000円、副分団長、年額4万300円、部長、年額3万1,100円、班長、年額2万3,000円、団員、年額2万円」を「消防団、年額報酬、団長11万5,000円、副団長8万500円、分団長6万1,000円、副分団長4万5,500円、部長4万2,000円、班長3万7,000円、団員3万6,500円。出動報酬、災害の場合、1時間につき1,000円（上限日額8,000円まで）、警戒及び訓練の場合、日額2,000円」に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第11号のほうの新旧対照表等に「警戒及び訓練」というふうに記載されておしま

すが、警戒でしたら年末特別警戒、夜警、訓練でしたら期間講習や、今コロナ禍でござい  
ませんが、操法大会等の操法の練習も立派な訓練になると思いますが、そういったのも含  
まれるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） まずは警戒につきましては、年末警戒、それと不審火等によ  
る警戒などもありますので、そのあたりも想定しております。

また、訓練につきましては、操法の練習、これは操法の練習は団長命令で指定した分  
ということになります。

それと、非常講習訓練、それと期間講習等を想定しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

私も同じく、議案第11号の中で、出動報酬、災害の場合、1時間につき1,000円という  
ことで書いてありますけれども、この災害の場合ということで、例えば、火災での出動も、  
この災害に該当するのか、まずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、火災の場合も該当いたします。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 火災の場合も該当するということですので、その場合、火災の場  
合出動するときに、例えば、詰所待機の時もあるし、現場に行く部もありますし、また  
現場で待機する部もありますし、現場でホースを出して水を消火活動する、そういったい  
ろいろ出動にもありますけれども、すべての場合、例えば詰所待機で出動しても、1時間  
1,000円ということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この形態につきましては、これからまた細かなところは詰め  
ていきたいと思っておりますけれども、想定しているのは、甲佐町においては出動報告書とい  
うのを出していただいております。結局、出てホースを持ったり、機械を動かしたり、実  
際動いた方に対して、1時間1,000円ですね、あたりを支給したいというふうに考えてお  
ります。

そのほかに費用弁償といいますか、日当も別にございますので、その辺とあわせまし  
て出動報酬の結果を見ながら、適正な判断で支給したいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） それから、もう1点、関連でお尋ねいたします。

以前は、こういった団員報酬あたりも部のほうに支払われていたのが、現在は各個人、  
団員さんに報酬も支給されているということで、今後は、そういった出動手当あたりも団  
員さん個人に支給されるということになると思っております。

以前は、私も消防の担当をしておりましたので、出動手当あたりは部の運営交付金の中の積算の中に入っていたと思うので、今後また部の運営交付金あたりは、その分が減額されるのか、減額されるのか維持されるのかわかりませんが、そういった中で聞きたいのが、今個人とそういった報酬が入っていく中で、部の運営のですね、そのあたりちょっと困ってるとか、そういった声はないのかどうか、お尋ねいたします。うまくやっていますよというのであればいいんですけど、その分個人に入るので、部に入ってくるお金が少なくなるのですね、部の運営がなかなか難しいというような声とかはあがっていないのか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今後の部の運営交付金はどうなるのかということでございますけれども、こういった出動報酬、年額報酬等につきましては個人の口座に直接振り込むというような形になります。

部の運営交付金につきましては、夜警とか出動部分に加算していた部分は、その分は削減するということになります。

部の運営について、いろんな意見はないのかということでございますけれども、今のところ私は、そういったことは承知しておりません。

付け加えて申し上げますと、今度は個人所得になりますので、団員報酬につきましては年額5万円までは税金がかからないと、申告しないでいいということでございますけれども、出動報酬については丸々課税されるというようなことになりますので、この辺の取り扱いが、結構煩雑になってくるんじゃないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

この新しく改正されるほうで、議案第11号の中で、副分団長さんから部長さん、班長さん、団員の方についてが、金額のほうは報酬はアップしておりますけれども、その積算の根拠と、アップする金額で年間にどのくらいの費用が増額になるのかが、おわかりになれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 金額のアップの内容、理由ということでございますけれども、これにつきましては、一応、団長、副団長、分団長については据え置きというようなことになっておりますけれども、これにつきましては、交付税単価というのがあります、団長が8万2,500円、副団長が6万9,000円、分団長が5万500円、副分団長以下は改定後の金額が交付税単価というふうになりますので、一応、交付税単価に合わせて改定したというところで交付税単価より、もともと高かった部分は据え置きというようなことでしております。

それと、もう一つは年額として来年度予算ベースでございますけれども、約600万円ほどの予算を想定しております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論及び採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第10号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番です。

議案第10号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、提案理由にもありますように、消防団員の確保及び消防団の処遇改善を図るためということになっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に、議案第11号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第11号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほど、議案第10号同様、消防団員の確保、そして処遇改善に大きく寄与するものと、寄与していただきたいという思いを期待を込めて、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第11号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第9 議案第12号 甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第13号 甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第12号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第10、議案第13号「甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第12号、それと議案第13号について、続けて説明させていただきます。

議案第12号、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、育児・介護休業取得要件の緩和の措置及び育児休業を取得しやすい環境の整備を行いたいので、本条例の一部を改正するため、この議案を提出するものでございます。

説明につきましては、別紙の資料により行ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後のページに資料を付けております。

まず、改正理由につきましては、先ほど提案理由にありました法律の施行によりまして、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠、出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を行うものということでございます。

改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和ということでございます。

現行が、「引き続き雇用された期間が1年以上」というような条件がありましたけれ

ども、この部分が撤廃されまして、「正職員と同様の取り扱い」と、任期の定めは撤廃するというごさいます。

それと、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置ということで、いろんな個別の周知・意向確認の措置をすると。

それと、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、研修の実施、相談窓口等の設置などを行うというような規定となります。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するごさいます。

続きまして、議案第13号について、ご説明申し上げます。

議案第13号、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するごさいます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、人事院規則の規定に準じて、早出遅出勤務の対象となる育児を行う職員の追加等を行いたいので、条例の一部を改正するため、この議案を提出するごさいます。

説明につきましては、別紙資料により行ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後のページでございます。

1番の改正理由です。育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援を支援するため、国の人事院規則の規定に順次、職員の早出遅出勤務の対象となる職員の範囲を拡大するごさいます。

改正内容につきましては、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる職員を追加するごさいます。

現行は、「小学校就学の始期に達するまでの子にある職員」というごさいましたけれども、これに改正後では「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員」ということを追加しますので、実際的には小学校6年生までが該当するというようなこととなります。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するごさいます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第13号なんですけれども、この制度を現行のあれで利用されている職員の方がいらっしゃったら、何名ぐらい今まで利用されたのか、もし実績がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） これにつきましては、職員の早出遅出勤務というようなことになりましても、今のところ実績はございません。ただ、制度的な改正を行うということをごさいます、この取り扱いについては、また今後検討していくというようなことをごさいます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論及び採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第12号、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第12号、甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま説明がありましたとおり、育児休業、介護休業、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、甲佐町職員の環境の整備をしやすいように、本条例の一部を改正するという事で、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「甲佐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第13号、甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてでございますが、ただいま課長からの説明がありましたとおり、実績は今のところないということでございますけれども、この制定によって利用者ができることを願ひまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「甲佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

日程第11 議案第14号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第14号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第14号について、ご説明申し上げます。

議案第14号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、条例の一部を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

甲佐町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改める。

第2条第4項を次のように改める。

4、この条例において「事業者」とは、事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）以下「法人等」をいう。）及び事業を営む個人をいう。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例改正の背景としましては、住民の個人情報保護に対する関心の高まり、また技術革新を踏まえた個人情報保護と利活用のバランスや越境データの流通拡大などの個人情報保護に関する環境の変化に伴う国の個人情報保護法の改正に伴い、本条例の文言の改正を行う必要が生じたためということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。  
鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

ちょっとお尋ねしますが、現在、報道等でいろんな企業等を狙ったサイバー攻撃へんが、ちょっと流れてくるときがございますけれども、特に個人情報を扱うこの行政において、そういったデジタル化へんが進んでいく中で、町としても、どのようなセキュリティーの対策、そういったのを構築されているのか、果たして安心して個人情報を守っていけるのか、その辺の対策については、行政ではどう行っているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） セキュリティー関係ですけれども、実際、本町のほうにも疑わしきメールが何通かきております。ただ、そのメールのほうは、県のほうでセキュリティーセンターを通過しますので、そちらのほうで今のところ疑わしき添付ファイル、そういったものを削除して、県のほうから注意喚起を表題につけたところで表題部分だけのメールが今くるようにはなっております。

そういったメールについては、セキュリティーセンターを通してくるようになりますし、そういう情報が来たときには職員みんなにメールで、こういうメールが今送られてきているというところで注意喚起をして、疑わしきデータとかは開かないようにというところで注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第14号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるため、本条例の文言の一部を改正する必要が生じたということで、何ら異議なく

賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第14号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第15号 ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第15号「ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第15号について、ご説明申し上げます。

議案第15号、ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について。

ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例。

ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を次のように改正する。

第4条中、「前条の規定により寄附された寄附金の額」を「歳入歳出予算において定める額」に改める。

附則、この条例は、平成4年4月1日から施行する。

失礼しました。

附則のところに、この条例は「平成」と記載しております。申し訳ございません。

「令和4年4月1日から施行する」ということでございます。

お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

提案理由、ふるさと甲佐応援寄附金に係る基金積立額の変更を行いたいので、条例の一部を改正するため、この議案を提出するものでございます。

これにつきましては、説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

申し訳ございません。

改正理由につきましては、これまでは、この条例の規定により寄附金の全額をふるさと甲佐応援基金に積み立て、返礼や委託に要する費用など、一切の経費を一般財源、これは、ほかの基金からの繰り入れを含む、から支出しております。

しかしながら、ほかの多くの自治体においては、寄附額から返礼等に要した費用を控除した額を基金に積み立てる方法をとっていることや、寄附金の増加に伴い、返礼費用等も増加傾向にあることから、本町におきましても年度中の寄附金から返礼等に係る費用を控除した寄附金残額を基金に積み立てる方法が最良であるというふうに思います。

改正内容につきましては、これは数値は仮定でございますけれども、これまでは寄附金を仮に5億円入ったとしましたら、基金積立をそのまま5億円しておりました。

歳出については、返礼等にかかった費用、約6割、3億円をほかの一般財源から捻出するというようなことになっておりました。この時点で、積み立てた5億円のうちの一部は、次年度予算でほかの財源で充てた分を償還する必要が生じることとなります。

これからにつきましては、5億円の入りが入ってきまして、まずは返礼等にかかった費用、約6割の3億円を当年度の寄附金を財源に充てて、残りの残額2億円を基金に積み立てるというような方法に切り替えたいと考えております。

3番の郡内他町の条例、規定につきましては、嘉島町は本町と同様に「寄附された額」というふうに記載されてあります。ほかの御船町、益城町、山都町におきましては、「予算で定める額」というふうに規定してあります。

ちなみに、来年度予算につきましては、一応、収入見込みを4億5,000万と見込んでおります。それに対する返礼等に要する費用を2億5,000万見込みまして、積立の予算額を2億円というふうにしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先ほど、議案第4号のときには、失礼しました。

今、総務課長のほうから説明の中で見込みについてもお話がありましたので、次年度については、そういう4億5,000万ということがありますけど、将来的には、やっぱり数年先まで見越したものもお考えかなと思いますが、そういった点では、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 将来的という見込みですけれども、先日の本田議員の一端もお答えいたしましたけれども、本年度は5億円程度を見込んでおります。なので令和4年度についても、そこを超えるような形で担当課としては努力していきたいというふうに考えています。

あと、町長のほうの答弁でもありましたように、隣接する御船が24億の半分ぐらいということで言われていますので、担当課としても約10億を目指しながら、いろんな返礼品の充実、また、その辺の事務手続き等もいろんな部分で協議をしながらいきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第15号、ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま説明がありましたとおり、予算額を今までは積み立てていたということで、それに純粋な返礼品が当てられなかったと、純粋な返礼品というか、違う財源も入っていたということで、今回からは、その頂いた中から返礼品を充てて残った分ができるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「ふるさと甲佐応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

---

○議長（宮川安明君） 昼食のため、しばらく休憩します。

午後は、1時から会議を開きます。

---

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第16号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第16号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第16号について、ご説明申し上げます。

議案第16号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険事業の財政運営にあたり、条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第2条中「所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」を「所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額」に改める。

以下は、税率等の改正になりますので、説明資料にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

資料の右上に資料番号を記載しておりますが、説明資料の①令和4年度国民健康保険税税率試算比較表にて説明させていただきます。A3の広い資料になります。

まず、資料の左上のほうですが、令和4年1月31日現在の国保の世帯数は1,614世帯、被保険者数は2,619人となっております。

また、この被保険者のうち65歳以上74歳以下の前期高齢者が約50%おられます。被保険者数2,619人のうち、令和3年度中に75歳の後期高齢者になられる方を除いて、令和4年度の国民健康保険税を試算しております。

次に、二つ目の黒丸ですが、県が国保の財政運営主体となったことで、県から町に市町村国保事業費納付金標準保険料算定結果表が通知されております。これは甲佐町が県に納める納付金の財源の一部が保険税であるため、その保険税の必要総額が2億5,484万749円となっております。これは県全体の国保の運営費から甲佐町分として算定されたもので、この保険税を財源として、県に納付金を納めることとなります。この2億5,484万749円を徴収するために、県が甲佐町の被保険者の所得状況等から算定した税率が、例えば、医療分の所得割が8.50%、均等割が2万7,548円と示されております。言い換えると、県が示したこの税率を目安にして、町の保険税を徴収することとなります。

次に、①の表は、甲佐町の現行税率を表しており、この現行税率で令和4年度の収納見込額を試算しますと、2億3,079万2,525円となります。ただ、県が示す必要保険料2億

5,484万749円に不足するため、財政調整基金を2,200万円繰り入れが必要となります。

現在、基金残高は約3,000万円ですから、2,200万円を繰り入れると、基金残高も危機的な状況となります。

そこで、県が示す標準税率と甲佐町の現在の税率を比較して、高いほうの税率で調整して試算したものが、②の表になります。この表の税率で試算すると、収納見込額に対して不足する分は1,500万円の基金繰り入れが必要になります。

①及び②の表の収納見込額は、いずれも調停見込額に対して、95%の収納見込率を掛けて算出しております。

昨年の3月の定例会におきまして、「令和3年度の国民健康保険税の改正については、コロナ禍で被保険者の多くの方が経済的影響を受けておられると思いますが、基金を活用し、できるだけ税率の上昇を抑える形で改正をさせていただき、また基金残高も少ないため、令和3年度の運営状況を見て、令和4年度には県が示す標準税率と同程度への改正も必要になってくるかと考えます。」というふうに、ご説明させていただきました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、被保険者の方も経済的にも大変かと思いますが、町の国保事業としては、基金残高も少ないため、現状としては運営がかなり厳しい状況です。

そのため、令和4年度の甲佐町の国民健康保険税については、②の表に示した税率で、県が示す標準税率程度まで引き上げての運営を考えております。

また、この改正案の税率については、甲佐町国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問したところ、この考えに賛同する答申をいただいております。

次に、右側の表になりますが、モデルケースに見る負担増減額のイメージになります。

令和4年度の保険税を現行税率で試算した場合と、改正案の税率で試算した場合を比較しています。上の表が子育て世帯、下の表が高齢者の世帯をモデルとして試算しております。上の表ですが、子育て世帯、総所得300万円の4人家族の世帯で現行税率と改正案との差は年額で3万788円となります。また、高齢者の2人の世帯では、現行税率との差は年額940円となります。

次のページの資料をお願いいたします。説明資料②になります。

国民健康保険特別会計の財政見通しになります。

歳入の⑩財政調整基金繰入金ですが、令和2年度に3,700万円、今年度は3,500万円を取り崩しており、現在の基金残高は約3,000万円となっております。

先ほど説明しました改正案の税率で試算しますと、令和4年度に1,500万円、令和5年度も2,000万円ほどの基金取り崩しが必要ではないかと考えますが、可能な限り基金を活用した形での運営を考えており、かなり厳しい財政の見通しとなっております。

また、令和6年度には国保の運営主体である熊本県が医療費や保険料の水準などを踏まえて保険料統一に向けた達成時期等について、改めて検討を行う予定であるため、令和6年度以降に新たな方針等が示されると考えます。

次に、資料の③のほうをお願いいたします。

資料③は、改正した場合の税率の早見表になります。医療費分の所得割が現行よりも0.2%アップ、介護納付金は所得割が0.64%アップ、均等割額が4,600円増額になります。介護納付金について、この資料にはありませんが、県の標準税率は年々高くなっておりまして、県の標準税率が平成30年度の均等割額1万1,626円、令和4年度の均等割額が1万8,237円であり、介護の標準税率自体が5年間で6,611円高くなっております。

次に、資料の④をお願いいたします。

④の資料は、保険税の軽減判定後の税額を示しております。早見表としての載せておりますけれども、詳しい説明については省略させていただきます。

次に、資料の⑤をお願いいたします。

子ども未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置の資料になります。

令和3年6月に国民健康保険法が一部改正されたことにより、町の保険税も改正する必要が生じました。見直しの内容としましては、子育て世帯の経済的負担軽減のため、子どもの均等割額を、その5割を公費により軽減するものです。例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから、合わせて8.5割の軽減となります。

資料で説明しますと、所得による軽減の適用がない世帯の均等割額は2万8,000円、未就学児は、その5割が軽減されますので、軽減後は1万4,000円、また7割軽減の適用をされる世帯は、先ほど全部で8.5割軽減になるとご説明しましたので、2万8,000円の8.5割軽減後が4,200円となります。

この軽減の適用は、対象となるのが6歳に達する日、後の最初の3月31日以前である被保険者で、この軽減の措置は、令和4年4月1日から適用し、令和4年度以降の年度分に適用する改正案となっております。

以上、国民健康保険税率の改正案と税率改正後の子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置案となっております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今ご説明がありました未就学児に係る均等割額の軽減措置ということで、未就学児がいらっしまった場合は、半分に減額されるというお話でしたが、その前の資料④は、7割から2割の軽減の世帯にあっても、比較というところを見ますと、改正後が上がってくるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 子どもに係る均等割額の軽減措置についてですけれども、資料としましては、税率を改正した上げたところというところで試算をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時18分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 変更した場合にどういう影響があるかということだけのご質問ということで、税務課のほうでご説明させていただきますと、子どもさんが未就学児のお子さんがおられるような世帯である場合は、こちらの資料④のところでありますように、介護納付金とか税額が上がられる場合もありますけれども、ここにありますのでは、税額が上がリませんけれども、子どもさんがおられる世帯の場合は、この未就学児の軽減が適用されますので、ほかの部分全体としては下がる場合が出てくるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

未就学児がいらっしゃる場合は、保険税が下がる例もありますけど、そういった未就学児がいらっしゃらない場合は、ここに試算してあるように上がってくるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、議員おっしゃるとおりでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

先ほど説明をされる中で、収納率についてお話があったと思うんですけど、先ほどの収納率は上、仮定の話なのか、実際甲佐町でも収納率なのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 収納率についてお答えします。

先ほど説明の中で、95%ということでご説明しましたけれども、これは甲佐町の町全体としての収納率を95%として見込んでおります。

予算の関係上、少し低めにと、あとコロナの影響等もまだ続くのではないかとということで、95%程度を見込んでおります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 昨日の全員協議会の中でも説明したんですけども、本来は昨年度、令和3年度の予算を考える場合に、ちょっと厳しい国保の運営が予想されたもんです

から、県が示す数字に、金額にある程度添うような形でやりたかったんです。でもコロナの影響とかも考えながら、じゃあ2年間にわたって調整していこうというような事柄をですね、確か国保運営委員の皆様方にご説明をして、今回も、その経緯を説明した中で、令和4年度については、本来の考えとった数字に持っていけないと、とても運営ができないというようなことから、今回こういう手だてをさせていただきました。

その算定をするにあたっては、この95%という数字については、これまでの実績を見込んだところでの数字です。多少、その95よりも上がった時もありますけど、先ほど課長のほうが説明しましたとおり、コロナ等の影響等も考えたときに、果たしてそれだけの分が本来の実績の分を徴収できるかといった、その辺の不安材料もあるものですから、予算としては95%の徴収を考えたというようなことをございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第16号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

令和4年度から国は、先ほど説明もございましたが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために未就学児の均等割の2分の1を軽減することを決めております。

そのために、今回の改正には、その点での何ら異論はなく同意するものでありますが、あわせて提案されている国保税引上げの改正案については、反対するものです。

国保は社会保障制度です。社会保障制度について、憲法第25条の第2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあり、国保財政の責任者は国にあるといえます。

国保への国の負担分は2005年までは40%でありましたが、その後減額されて現在は32%と減少を続けております。

市町村が国保負担の減少を補わなくてはならない構図になっています。今回の改正では、世帯の所得が低いとされる7割から5割の世帯も保険税が上がるというふうになっているほか、全体として引上げとなっています。今でも高い国保税が更に引き上げられて、国保加入者の増やすことは限界にきていると考えます。今議論がありました収納率を上げることや、医療費抑制に努力することや、厳しい予測ではありますが、一般会計繰入金や財政調整基金繰入金で補うかの判断しかないと考えます。

以上で反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第16号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、県から通知がきている保険料の納付額には、現行の保険料率では、到底差がありまして、令和3年度、令和4年度、単年度収支を見てもマイナスの運営状況でございます。そういった中で、このようなコロナウイルスがまん延するような厳しい状況ではございますけれども、この国民健康保険会計を運営するためには、この税率を上げるしかないということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第16号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第17号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案第17号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議案第17号について、ご説明申し上げます。

議案第17号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由、熊本甲佐総合運動公園の野球場、ソフトボール場及び管理棟の新設に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

運動公園の施設、第6条、運動公園の施設、使用時間等は次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

以下の表になります。施設名と数、使用時間の記載をしております。

野球場以下が、今回追加になったものでございます。

使用時間、午前9時から午後10時まで。

第7条1項を次のように改める。

運動公園の施設のうち、有料で使用させるものは、別表のとおりとし、有料公園施設を使用しようとする者は、使用許可申請を行い、委員会の許可を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表、第7条、第14条、第22条関係、有料公園施設使用料、こちらの表につきましても、中段から下になります。野球場以下が今回追加になったものでございます。

使用料につきましては、1時間当たりのものになります。

野球場、1面400円、野球場夜間照明、全点灯1,600円、ソフトボール場、1面300円、ソフトボール場夜間照明、全点灯1,300円、管理棟会議室、1室300円、管理棟会議室冷暖房費、1室100円、こちらはコイン式になります。管理棟シャワー室、1室、3分間100円、こちらもコイン式になります。

備考、町外在住者又は町外に所在する法人若しくは団体が使用する場合は、使用料に定める額の2倍とする。ただし、管理棟会議室、冷暖房費、管理棟シャワー室は除く。

2、使用時間が1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間の額とする。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

次のページから新旧対照表になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

総合運動公園の使用の申請についてなんですけれども、現在窓口で申請受付をされておられると思うんですが、今現在、町外からの利用の方々が結構おられます。その利用者の増加や利便性を図るためにも、予約システムを利用したらどうなのかなというのをずっと思っていて、今年の6月には前面のソフトボール場、野球場ですかね、供用開始されている中で、新年度の予算を眺めたときに、そういうシステムの導入というような項目はなかったものですから、従来の受付業務をこのままされていくのか、予約システム導入を考慮しておられるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今、来年度につきましても、現行では当初のとおり窓口での受付ということで行ってまいるところです。

ただ、予約システムにつきましては、中のほうでも検討をしているところでございます。予約システムを導入しますと、パソコンやスマートフォン、空き状況の確認や仮予約

が可能となりますので、使用者の利便性が図られるところではございます。

また、窓口や電話対応時に発生していました台帳への未記入などの予約時のエラーの発生の回避、また負担の軽減にもつながります。

ただ、導入には多額の初期費用、また年間の保守、運営費がかかってまいりますので、担当課といたしましては、システム導入にかかる費用に対する効果や効率のよい予約の構築など、十分に検討しまして懸念事項をクリアしていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番。

来年度は、全面的な指定管理者の指定もされると思いますけれども、予約システムの導入は、近隣の嘉島、益城、それと山都町は一部だったと思いますけれども、既に導入をされているとお聞きしております。

ぜひとも利用者の利便性や利便性の向上を図るためにも導入するよう、していけるよう進めていただきたいと思います。

以上、提言いたしました。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

議案第17号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、先ほども提言いたしましたとおり、利用者の利便性向上を図るためにも、ぜひともそういうことを考えていただきながら運営を行っていただくようお願いしまして、何ら異議なく同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一

部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

#### 日程第15 議案第18号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第18号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第18号について、ご説明申し上げます。議案第18号、工事請負契約の変更について。

令和3年第2回議会定例会において、議決された熊本甲佐総合運動公園管理棟新築工事のうち、契約金額「2億5,850万円」を「2億6,466万7,114円」に変更するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

説明資料1に、今回の変更分616万7,114円の仮契約書の写しを添付しております。

工期の記載はございませんが、現工期は、令和4年3月24日までとなっております。

次のページをご覧ください。

説明資料2といたしまして、今回の変更内容を整理しております。これに基づきまして、説明をいたします。

工事請負額としまして、当初契約額2億5,850万円に、今回の変更請負額は2億6,466万7,114円となり、616万7,114円の変更契約となっております。

契約内容につきましては、①基礎工における転石除去の追加変更とし、管理棟、倉庫の基礎工事範囲において540立米の転石除去を追加施工し、変更金額は239万7,000円の増額となります。

理由といたしましては、基礎工事に着手したところ、地盤改良杭の施工中に地中から転石が発生し、基礎工事の支障となり除去を行いました。施工のイメージとしましては、図面下の写真のとおりで、杭の下に転石があると施工できない状態となり、除去した転石については、全て自然石であることを確認しており、隣接する国の防災ステーション工事が進められておりますので、転石を小割りして盛り土の材料として使用しております。

続きまして、②管理棟周辺の路盤工の追加変更として、路盤工1,358平米を追加施工し、変更金額は216万2,000円の増額となります。

理由としましては、管理棟を供用開始するため、管理棟周辺の整地と段差解消のための敷き砂利の追加施工を行いました。

③その他の変更理由といたしまして、今回トイレ洗浄ボタンをタッチレス式（非接触

式)へ8組を変更しております。

それと、ソフトボール場の照明柱の完成に伴い、園内放送配線540メートルを追加しております。それと、受水槽ポンプの空転防止制御センサーを追加、それと会議室の空調にコインタイマーの追加を行い、一式で160万8,000円の増額となります。

以上が工事の変更内容となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

○議長(宮川安明君) 森田議員。

○5番(森田精子君) 5番、森田です。

今回の変更内容は、ただいまの説明でわかりましたけれども、管理棟の供用開始も始められるということですが、現在、町道の代わりに今堤防の兼用道路といいますか、通行しておりますけれども、その部分の2カ所が低くなっていて、晴れてもなかなか水がはけないような所がありますけれども、そこについては将来計画があるのか、もうすぐ梅雨の時期にも入りますけれども、何か対策を考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長(宮川安明君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) 堤防の道路ということで、管理棟の部分につきましては、L2対応ということで、管理棟の部分80センチあたりを盛り土しております。盛り土がされていない本堤防の道路につきましては、今回、現在国のほうで進められております防災ステーションの工事により、80センチを道路全体を盛り土されて道路をつくられることになっております。

以上でございます。

○議長(宮川安明君) ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番(鳴瀬美善君) 4番です。

同じく変更内容の2番の路盤工についてお尋ねしますけれども、これは町長の行政報告のほうにもあったと思うんですけれども、供用開始を4月ぐらいからされるというようなお話もちょっと伺っておりますので、この右下の写真を見ますと、敷き砂利をされ路盤工をつくられておられますけれども、将来的な話なんですけれども、砂利のままにしておくともほこりもしますし、この施設に対してもいい影響はないと思うんですけれど、将来的な、この舗装をすとか、そういった何か、何かここはもうちょっと最終的にはどんな形で仕上がっていくのかなという思いがありますので、その辺の計画があれば、お話をいただきたいと思えます。

○議長(宮川安明君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) 議員おっしゃるとおり、現在の管理棟周辺の路盤工の仕上げについては、あくまでも簡易的な仕上げでありまして、先ほど申し上げましたとおり、国の防災ステーションの工事のほうで全面的道路のかさ上げ工事も予定されておりますので、そちらの盛り土が行われたあと、道路舗装、排水施設の施工も予定されております。現在、国のほうとも、そういった工事の調整を行いながら町の要望としましては、早めの

施工を来年、令和4年度当初の施工を要望して協議を進めているところでございます。

工事調整が、なかなかうまくつかなかった場合は、管理棟周辺周りだけでも町のほうの対応で、別工事として発注することも準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今回の工事請負の変更について、変更内容の1番の基礎工、転石除去についてお尋ねいたします。

転石については、防災センター予定地にも地中だけでなく、地上にも多く現れていたのではないかというふうに思います。もともとこの地域一帯に転石の存在は確認できていたのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在防災ステーションが進められている土地については、伐開等をされて、大きな転石だとか雑木とかの整備をされて、撤去をされたのちに他の現場からの良質な土砂を持ってきて、現在盛土作業をされております。ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の管理棟下から出てきた地中につきましては、堤防本体ではなくて、堤防の側帯として、国のほうが備蓄材として盛り土をされておりました。その中で管理棟を造るということで転用しまして、地盤調査あたりをした結果、いざ施工したときに、そういった転石も出てきたということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 建物を建てる基礎をたてたときに、基礎杭を打つわけですが、その中で転石が出てきたということで、一つ二つだったら、そのまま施工できたかもしれませんが、全体的に基礎の所から全体的に出てきたということが、今回判明しましたので、そこを撤去したということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 埋設については、これは掘ってみないとわからないと。とにかく

支持層を入れるためには、やっぱり基礎杭を打たなくちゃなりませんので、当然その作業中に障害物等のいろんなやつが出てきたときには、それを撤去して杭を打つと、これは常道だというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

議案第18号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、工事施工に伴う基礎工並びに路盤工の変更等による増額でございます。

変更内容についても、ちょっと意見は出ましたけれども、妥当ではないかという判断を持っておるところでございます。そういうことから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第18号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「工事請負契約の変更について」は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第19号 工事請負契約の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第19号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第19号について、ご説明申し上げます。

議案第19号、工事請負契約の変更について。

令和3年第2回議会定例会において、議決された熊本甲佐総合運動公園ソフトボールエリア整備工事のうち、契約金額「6,072万円」を「6,490万8,701円」に変更するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、工事内容を変更したいので、契約金額を変更する必要があ

るため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

説明資料1に、今回の変更分418万8,701円の仮契約書の写しを添付しております。

工期についての記載はありませんが、現工期の令和4年3月18日までとなっております。

次のページをお願いいたします。

説明資料2に、今回の変更概要を整理しておりますので、こちらに基づきまして、ご説明をいたします。

当初契約額6,072万円に対し、変更請負額は6,490万8,701円となり、418万8,701円の増額となっております。

契約内容につきましては、張芝工の追加として、ソフトボール場周辺に2,272平米を追加施工し、変更金額は418万9,000円の増額となります。

施工の位置につきましては、平面図のソフトボールグラウンド周辺の緑色の着色部分が張芝工の施工箇所となっております。

変更理由といたしましては、ソフトボール周辺の防球ネット工事との工事調整が必要であり、今回施工するほうが効率的に施工できるため、本工事にて追加施工をいたしました。

以上が工事内容の変更となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

ただいまの説明ですと、もともと、あとから張る予定だったのを今回あわせてしたというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今現在、多目的エリア周辺の張芝工を出しておりますけれども、ソフトボールエリア等のフェンスをした後だと施工に、運搬あたりの邪魔になりますので、一緒にですね、フェンス張る前に施工したほうが効率的であるということで、今回追加施工をいたしました。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

今までも質問があっていたかと思えますけれども、多目的エリアの部分の利活用については、方針は決まったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在、設置中のソフトボールエリアの、緑川でいいますと

上流部分にですね、多目的エリア、この図面にもちょっと出てきておりますけれども、もう少し長いんですけれども、多目的エリアの張り芝部分、それと、ちょうど中間あたりにランニングコースの道を設けまして、奥のほうに駐車場の整備をするように考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

これ先ほども言いましたけど、4月から、今ソフトボール場ができていますけど、野球場については、今完成しているところでありましてけれども、まさに4月以降に利用が開始されるとなると、今、管理棟のほうも出来上がってきて、そこにきれいなトイレはできると思うんですけれども、特に、私はソフトボールもしますけれども、仮に大会とかがあつて、競技をしよってですよ、途中でトイレに行きたくなった場合、まさに試合中ではイニングの間に、ちょっと用を足さないといけないようなことになると思うんです、新しい施設まで走って行って戻ってくるというのは、ちょっと若い人でも、ちょっと大変じゃないかと思えます。

特に今度は、こういったいい施設なので、女性のレディースの大会とか、シニアとか壮年の大会もですね、ぜひここに誘致していただきたいという思いもありますので、できることなら、野球場とソフトボール場の間ぐらいに、ちょっと簡易的なトイレでも結構なので、何かその辺は、どぎゃんか検討していただけないかと思うんですけれども、どうお考えいただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今議員おっしゃいますとおり、管理棟のほうには新しいトイレができます。

野球場、ソフトボール場につきましては、そこから少々遠いと思いますので、新年度予算のほうにも簡易トイレではございますが、設置をする方向で考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第19号、工事請負契約の変更についてでございますけれども、ただいま課長から説明がありましたとおり、工事内容を一緒に進行したほうが、効率がいいということで、400余りの変更でございますけれども、何ら異議なく賛成したいと思います。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第19号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「工事請負契約の変更について」は、原案どおり可決されました。換気のために、しばらく休憩します。2時10分から再開いたします。

---

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第17 議案第20号 財産の処分について

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第20号「財産の処分について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第20号について、ご説明申し上げます。

議案第20号、財産の処分について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

記、1、財産処分の目的、甲佐幼稚園跡地及び旧甲佐小学校用地の一部を企業用地として売却するため。

2、財産処分の主な内容。

（1）土地、物件上の建物及び工作物等を含む。

所在、上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮469番1。

地目、学校用地、地積2,536平米。

所在、上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮469番5。

地目、学校用地、地積2,725平米。

所在、上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮469番8。

地目、学校用地、地積61平米。

所在、上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮511番16。

地目、学校用地、地積29平米。

(2) 建物、付属する備品及び設備を含む。

所在、上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮469番1。

構造、鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積、565平米。

次のページをお願いします。

3、処分予定額、金2,289万4,100円、このうち土地分2,289万4,100円、建物分0円。

4、処分の方法、随意契約（公募型プロポーザル）

5、処分の相手方、熊本県上益城郡甲佐町大字岩下123番地、医療法人谷田会、理事長、谷田理一郎。

提案理由、本町における地域経済の振興、新しい産業の創出、雇用の拡大を図るため、甲佐幼稚園跡地及び旧甲佐小学校用地の一部を処分したいので、条例の定めるところにより、この議案を提出するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

今回、財産の処分ということで、甲佐幼稚園跡地及び旧甲佐小学校用地の一部を谷田会のほうに売却ということでございますが、旧甲佐小学校用地跡地の一部ということは、親水公園のことだと思ひます。

医療法人谷田会のほうから、この親水公園についての今後の利活用というのは、プレゼンテーション等で、どんなお話があったのか、お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この旧甲佐小学校用地の一部というのは、議員おっしゃるとおり親水公園になります。

親水公園につきましては、ここも一応造成対象にはなりますけれども、ここはもともと小学校の生徒たちが遊ぶような親水公園で設置されたというふうに記憶しておりますけれども、現在は、ちょっと危険であるということから、ロープを張ったりしながら侵入を規制してあるというような状況でございますけれども、ここについては町のホテル会と、ライオンズクラブの二つの団体が管理を今までされてきております。

この部分については、今度取得予定の谷田会の意向につきましては、一部の水路を残して水辺環境は、そのまま残して、その部分はホテル会及びライオンズクラブと協議をしながら、その部分は管理もお願いしながらやっていくというようなことで、両団体とも話はされているようなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 総務課長おっしゃいましたとおり、私も実はライオンズクラブのほうに所属をしておりますして、夏場の草刈り等のボランティアをさせていただいております。

す。親水公園という名前でありながら、悲しいかな、子どもたちが今自由に出入りできないようになっております。

理由としては、中に水路というか、水を引いてありますが、その水深が深くなっておりまして、大人のちょっと腰ぐらいの高さまでの深さになっておりまして、不法投棄タイヤとか、家電製品を心ない方たちが不法投棄されるのも、我々とホテル会とか一緒に撤去等をさせていただいております。

今後は、管理は谷田会のほうになります、ぜひ昔のように子どもたちが自由に出入りできるよう、自由に遊べるような公園になっていただきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

一応、土地代分ということになっておりますけれども、解体費用を差し引いてというふうなことだと思うんですけど、坪計算にすると大体1万4,000円ぐらいでの売買になっておりますけど、当然土地家屋の試算等も考えられたと思っておりますけれども、解体費用というのは大体どのぐらいで見られているんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この土地価格については、不動産鑑定を委託しまして、一応算出をしたところでございます。

解体費用、議員がおっしゃられる解体費用は、この幼稚園の解体費用であるかと思っておりますけれども、このほかに造成費用、今まだ親水公園あたりは、まだ水辺があつたりしてありますので、この辺を一部埋めたりするような、整地する造成費用等もでございます。

造成工事費が大体3,567万7,000円という形でしております。このほかに販売経費とか、収益費、それと原価率等の差し引きをしまして、まず標準価格が平米6,700円というところになりまして、それから更に幼稚園の解体費用が1,430万円というふうな金額を算出されております。

その結果、3,590万円から1,430万円を差し引いて、2,160万円というところで平米単価で4,036円というところであります。これに鑑定料とか測量等、町が委託鑑定を行った費用等を上乘せまして、予定価格を2,289万4,098円ということで設定したところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 一つ教えていただきたいと思っております。

今回財産を処分される土地が4筆ございます。ほとんどが西ノ宮の469番の枝番でございますけれども、いちばん最後の西ノ宮の511番の16というのは、場所的にはちょっと外れているような感じ、それと面積的にも29平米と小さな面積でございますので、これもその土地に何か隣接しとった物が何かと思うんですが、ここは何ですかね、これ。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この部分は、小学校のグラウンドと、この幼稚園と親水公園の間にある排水をするための水路がございました。そこの水路の部分を水路沿いじゃなくて、それを切り分けて境界を出す必要がありましたので、それで分筆した部分のもともとの学校用地といいますか、そういったところで細長い水路状の形状の土地ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 提案理由の説明の中に「新しい産業の創出及び雇用の拡大」というような文言が入っていますけれども、これについては何か新しい産業というようなことでありますけれども、何か谷田会のほうでは、どういうお考えか何かあつたらば、お示してください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 谷田会が今後考えられている土地の活用方法ということでございますけれども、一応提案でされておりますのが、福祉施設、子供から障害、または高齢者まで幅広い多年代にわたる包括的な福祉施設を中心としたことで活用されると聞いております。

具体的に今計画されているのが、まず児童発達支援事業、それと事業所内、谷田会が持っておられる事業所内の保育所ですね、それと放課後等デイサービス、これは障害を持つ子供さんたちを預かる施設でございます。

それと病児保育所、それと、お年寄りが利用されるデイサービス事業、それとフリースペース兼就労継続支援B型事業所と、これは障害者を想定した施設だと思います。それに、また別途でレストランということで一応計画されておまして、この部分につきましては、境界というか、塀とかは設けずにフルオープンにしまして、中も公園のような形で子供たちも、皆さん近隣の人たちも皆さん自由に立ち入って遊びができるような公園のような施設を目指すということで、一応提案を受けております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） たいへん結構なお話だなというふうに今伺いました。

そこでちょっと、一つ気になるのが福祉施設というようなことになると、課税ですね、税金、不動産税とか、そういった場合は福祉法人がやるということになるならば減免なんかがあるのかどうなのか。

それと、今回2,200万円で売却されておりますけれども、その課税評価額というのは、今後どういった方向にいくのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 谷田会さんの取得によって、この敷地の固定資産税ですとか、どういったふうに税収入があるかといったご質問かと思っておりますけれども、今総務課長のほ

うから説明がありました事業ですね、福祉的な事業が多いように思っております。

その中で、病児保育ですとか、デイサービスですとか、そういった事業の中には固定資産税自体が非課税になるようなものが多くございます。そういったものに該当するような場合は、建物の固定資産税は非課税、その建物に係る土地に関しても非課税になる場合がございます。

いずれにしましても、地方税法に則ったところで課税をしていくようなことになると思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 固定資産の評価額としては家屋に関しては、ちゃんと評価をします、現地のほうですね。

土地に関しては、不動産鑑定を入れたところで評価を行いまして、課税評価額を出したところで、結果としては非課税といった取り扱いでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 質問ではありません。今ちゃんとしたて、相手方にちゃんとした、そういう答弁はね、ちょっと今後控えていただいて、評価をされたうえで福祉とかいうことがあったら非課税になるというふうに受け止めてよろしいんですね。

答弁は結構です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今ご説明があった場所につきましては、道路があまり広くないと思うんですけど、やはり道路の改善とかなんかも考えておられるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今のところ道路の改良は考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。

議案第20号、財産の処分についてでございます。

ただいま説明がありましたとおり、今後、谷田会によります地域経済の振興、また福祉の増進、そして先ほど私が申しました親水公園、これについては昔のように自由に子供たちが出入りできるような公園になっていただきますよう期待を込めまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第20号「財産の処分について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「財産の処分について」は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第21号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第18、議案第21号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第21号について、ご説明申し上げます。

議案第21号、財産の無償譲渡について。

下記の土地及び建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な理由。

土地、所在、上益城郡甲佐町大字有安字前田279番1。

地目、宅地、地積193.30平米。

建物、所在、上益城郡甲佐町大字有安字前田279番地1。

構造、木造瓦葺平屋建。

床面積、538.44平米。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字■■■■■■■■、有安区認可地縁団体、代表者、赤星眞二。

3、無償譲渡の目的、有安区が土地を集会用施設敷地として建物を集会用施設として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該土地及び建物は有安区から土地を集会用施設敷地として建物を集会用施設として管理利用したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

これにつきましては、現在有安公民館ということで区が使用されている町所有の土地建物について、今回認可地縁団体となる有安区へ無償譲渡をしたいということで、議案の提出を行うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番です。

議案第21号、財産の無償譲渡についてでございますけれども、ただいま総務課長からの説明がありましたように、有安公民館について認可地縁団体の有安区に無償譲渡をするということになっております。

何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第21号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「財産の無償譲渡について」は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第22号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第19、議案第22号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第22号について、ご説明申し上げます。

議案第22号、財産の無償譲渡について。

下記の土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容。

土地、所在、上益城郡甲佐町大字白旗字辺場421番。

地目、宅地。

地積、43.78平米。

2、無償譲渡の相手方。

上益城郡甲佐町大字■■■■■■、辺場区（認可地縁団体）、代表者、塚本一憲。

3、無償譲渡の目的。

辺場区（認可地縁団体）が土地を集会用施設敷地として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由。

当該土地は、辺場区から集会用施設敷地として管理、利用したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

この土地につきましては、もともとの登記地目が古閑区共有となっていた土地でございます。これを法令の規定によりまして、町にいったん帰属しまして、それを今回辺場区のほうに無償譲渡するという手続きとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第22号、財産の無償譲渡についてでありますけれども、これも先ほどの議案と同じように、辺場区が公民館を設立させるために、この土地の譲渡の申請があったということですので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第22号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「財産の無償譲渡について」は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第23号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第20、議案第23号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 日程第23号について、ご説明申し上げます。

議案第23号、財産の無償譲渡について。

下記の土地を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容。土地、所在、上益城郡甲佐町大字糸田字村下1444番。

地目、墓地。

地積、1,495平米。

2、無償譲渡の相手方。

上益城郡甲佐町大字■■■■■■■、糸田区（認可地縁団体）、代表者、本田一誠。

3、無償譲渡の目的。

糸田区が共有の墓地として管理、利用するため。

4、無償譲渡の理由。

当該土地は、糸田区から共有の墓地として管理、利用したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

この土地につきましては、登記地目が糸田区共有というような名義でございました。それを法令の規定によりまして、町に帰属させ、それを糸田区へ無償譲渡するという手続きになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑は何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第23号、財産の無償譲渡についてでございますけれども、ただいま総務課長より説明がありましたとおり、糸田区、認可地縁団体の方が墓地として利用、管理するためということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第23号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「財産の無償譲渡について」は、原案どおり可決されました。

---

日程第21 議案第24号 安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間

### の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第21、議案第24号「安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議案第24号について、ご説明申し上げます。

議案第24号、安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について。

令和3年3月、甲佐町議会定例会において議決されました議案第19号の安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更についてにおける、安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定の期間を変更するものでございます。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

記、1、公の施設の名称。

新橋健康広場グラウンド・ゴルフ場。

2、指定管理者。

祐和會指定管理業務共同体、代表者、株式会社祐和會。

3、指定の期間。

変更前、平成30年4月1日から令和4年3月31日まで。

変更後、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで。

提案理由になります。隣接する熊本甲佐総合運動公園と一体的な管理運営を行う指定管理者を指定するまでの間、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うため、現行の指定管理者の指定管理期間を1年延長するための議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

今の新型コロナウイルスのまん延下の中ではございますけれども、利用状況ですね、減ってはいるかと思っておりますけれども、どのくらいなのかを教えてくださいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 使用料の推移ということによろしいですか。

指定管理が始まりました平成30年度からいきますと、平成30年度が使用料の料金になります。638万3,172円。

平成31年度、令和元年度になります。539万5,750円。令和2年度471万9,400円、令和3年度につきましては、2月末の時点でございます。524万6,440円。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

議案第24号、安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更についてでございますけれども、先ほど利用状況等も令和3年度では520万余の収入見込みがあるということではありますけれども、隣接する甲佐総合運動公園と一体的な管理運営を行う指定管理者を指定するまでの間の1年間を延長するものでありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第24号「安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「安津橋健康広場グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第25号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）

○議長（宮川安明君） 日程第22、議案第25号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第25号について、ご説明申し上げます。

議案第25号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）でございます。

次のページをお願いします。

令和3年度甲佐町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,091万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,867万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、町税から48万円を減額し、9億2,223万8,000円としております。3の軽自動車税です。

款2、地方譲与税に4,000円を追加し、6,098万1,000円としております。4の森林環境譲与税です。

款14、分担金及び負担金から248万7,000円を減額し、4,090万4,000円としております。1の負担金、2の分担金です。

款15、使用料及び手数料から1,720万9,000円を減額し、6,086万9,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款16、国庫支出金から2,418万9,000円を減額し、19億9,639万3,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款17、県支出金から4,826万7,000円を減額し、6億2,258万5,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款18、財産収入から410万1,000円を減額し、231万1,000円としております。1の財産運用収入です。

款20、繰入金から6,252万円を減額し、3億5,356万8,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、諸収入に216万3,000円を追加し、7,353万4,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款23、町債から1億382万6,000円を減額し、9億1,155万4,000円としております。

次のページにわたりまして、1の町債です。

歳入合計、補正前の額87億8,958万9,000円から2億6,091万2,000円を減額し、85億2,867万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費から327万4,000円を減額し、7,584万5,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費から5,608万1,000円を減額し、14億5,426万6,000円としております。1

の総務管理費、2の徴税費、3の戸籍住民登録費、4の選挙費、6の監査委員費です。

款3、民生費から4,342万円を減額し、22億8,481万9,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費から1,515万6,000円を減額し、6億7,889万3,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費から3,736万2,000円を減額し、3億160万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費から3,556万5,000円を減額し、4億6,774万3,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に862万5,000円を追加し、9億1,923万8,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費から2,397万1,000円を減額し、3億3,157万5,000円としております。1の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款9、教育費から5,351万8,000円を減額し、7億5,058万9,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費から119万円を減額し、2億1,724万7,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額87億8,958万9,000円から2億6,991万2,000円を減額し、85億2,867万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正、1の追加です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。

款2、総務費、項1、総務管理費、甲佐町国土利用計画策定事業503万3,000円、同じく地籍調査事業884万5,000円、項3、戸籍住民登録費、住民記録システム改修事業264万円。

款3、民生費、項1、社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2億107万9,000円、項2、児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援給付金事業100万2,000円。

款5、農林水産業費、項1、農業費、タブレット購入事業24万円、同じく農道西幹線跨道橋改修事業2,000万円、防災重点農業用ため池看板設置事業2,800万円。

款6、商工費、項1、商工費、新型コロナウイルス感染症対策やな場環境整備事業173万5,000円、同じく交流拠点施設整備事業633万9,000円。

款7、土木費、項4、住宅費、宅地復旧補助金110万円。

款8、消防費、項1、消防費、田原地区消防格納庫整備事業1,618万3,000円、同じく糸田地区消防格納庫整備事業826万3,000円、同じく新型コロナウイルス感染症対策指定避難所備品購入事業471万9,000円。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業5,540万

円、同じく林業施設災害復旧事業4,300万円。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。

期間につきましては、すべて令和4年度となっておりますので、説明は事項と限度額で行います。

事項が自治体委託業務等災害補償保険料28万7,000円、行政事務委託料1,912万4,000円、マイナポイント端末利用料66万、交通指導員業務委託料194万3,000円、マイナンバーカード取得促進業務委託料43万3,000円、障がい児巡回支援業務委託料53万8,000円、上益城障害者相談支援事業委託料529万4,000円、障害者虐待防止対策支援事業委託料52万5,000円、移動支援事業委託料8万2,000円、日中一時支援事業委託料104万9,000円、意思疎通支援事業委託料8万4,000円、障がい支援区分認定調査業務委託料12万3,000円、在宅当番医運営委託料56万2,000円、新型コロナワクチン接種費3,750万8,000円、予防接種委託料2,033万4,000円、風しんに関する追加的対策事業委託料77万5,000円、母子保健健診委託料554万7,000円、ごみ収集運搬委託料1,945万1,000円、甲佐町農業委員会会議録作成委託料38万7,000円、乙女小通学用シャトルバス運行管理委託料758万円、グラウンドゴルフ場管理委託料360万円。

次のページをお願いいたします。

2の変更になります。

説明は、事項、期間、それと変更前限度額、変更後限度額の順で行います。

まず、事項が投票用紙分類機ユニット賃借料、期間が令和4年度から令和7年度まで、変更前限度額は180万円から変更後限度額が36万4,000円、農業制度資金等利子補給費、令和4年度から令和12年度まで65万円を0円、森林土木積算システム賃借料、令和4年度から令和7年度まで98万円を0円、公共土木等積算システム賃借料、令和4年度から令和8年度まで549万5,000円を396万円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当分の半額を0円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

まずは、起債の目的、臨時財政対策債から4,402万6,000円を減額し、限度額を1億1,665万4,000円としております。

過疎対策事業債から5,300万円を減額し、5億6,250万円としております。

公共事業等債から60万円を減額し、0円としております。

緊急防災・減災事業債から350万円を減額し、3,000万円としております。

公営住宅建設事業債から160万円を減額し、1億1,040万円としております。

災害復旧事業債から110万円を減額し、5,830万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩をいたします。  
3時10分から再開します。

---

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑をお願いいたします。

22ページ、款1、議会費から、31ページ、款3、民生費まで。議会費から民生費までの質疑をお願いいたします。22ページから31ページまでです。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

24ページの企画費の中の定住促進助成金、移住支援助成金というものがございますが、減額されているわけですので、あまり事業は実際なかったのかなとは思いますが、これについて、定住とかのPRには、どういうことをされているか、お聞かせ願います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、定住促進助成金のPRということで、ご説明申し上げます。

ホームページ等に載せてますし、あと県がされます移住相談会等、そういうところにも出向いてPRをさせていただいております。今は、コロナ禍ですので、オンラインで移住の相談会等もあっておりますので、そういうところに担当者が出向いて、甲佐町の良さ等のPRをするとともに上益城教育事務所と連携をいたしまして、移住のモーションというか、PR動画も作成をしているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 今PRの方法はわかりましたが、実際打診とかあってますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 移住につきましては、相談等も受けておりますし、実際に移住された方もおられますので、そういう形で進めているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

議会費から民生費まで質疑を行っております。

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） それでは、次に32ページ、款4、衛生費から41ページ上段、款8、

消防費まで質疑をお願いいたします。32ページから41ページ上段までです。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

32ページの4-1-3の18ですかね、浄化槽の設置補助金ですけれども、585万1,000円と高い金額が減額されておりますけれども、今年度の設置状況と今後の見通しはどうかというところで、町長のマニフェストでは、令和5年度で75%という目標値もありますけれども、それに向かって、目標に向かって設置がなされているのか、その辺の状況をお教えてください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 浄化槽の設置状況について、お答えさせていただきます。

令和3年度におきましては、65基の設置を目指しておりましたが、見通しとしましては60基にとどまる予定でございます。

また、くみ取り層や単独処理浄化槽からの転換が33基見込んでいたんですけど、こちら21基にとどまる予定です。これによりまして、今回の減額補正となっております。

今後の見通しでございますが、60基というのが令和2年度の設置基数と同じでございます。令和2年度が60基で2%弱の伸びとなっております。

このペースで、令和5年までいったとしますと、72から73%ということになりますので、マニフェストの75%には届きません。この率を上げるためには、やはり転換を強力に進める必要がございますので、令和4年度については、転換の補助のほうを拡充しまして、今後さらに転換を推進していくという方針でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 35ページの中段に、認定農業者に対する補助金がありますが、昨日も私は、この認定農業者のことについて一般質問の中で、今の現行の法人と認定農業者、いわゆる専業農家の両立を図って、これも一つの課題だろうという思いで昨日質問をいたして、それを聞いている中には、ちょっといろんな策がありますけれども、町の、いわゆる農政課の認識としましては、この認定農業者と法人この両立だとか、例えば、農機具などでは昨年までは法人のほうにもものすごく多くて、認定農業者は少なかったという実績もありますけれども、その両立という観点から見てですね、町のほうではどのような認識を持っておられるのか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

認定農業者と法人ということでございますけれども、もちろん町として先だっの一般質問の中でお答えしましたとおり、将来の甲佐町の農地を守っていくと、遊休農地を増やさないという観点から、やはり担い手を集中的に支援していくと、その中で、もちろん農事組合法人であったり、認定農業者であったり、同日のところでやっぱり支援をして

いくべきであるとは考えております。たしかに農機具導入に関しまして、今、国、県、そして町のほうも全て補助の採択というのがポイント制ということになっておりますので、どうしても面積、それと法人ということでポイントが上がって、なかなか認定農業者単体では、大規模でないと採択がされにくいというところもございます。

ただ、町単補助の中でも認定農業者個人で、やはり農機具というのは共同利用ということで私どもも考えておりますので、何人かでは認定農業者の方でも組織をつくっていただいて、その中で共同利用をしていただくというところで農機具のほうはカバーしていきたいというふうには考えております。

ただ認定農業者、今回この補正で同志会の補助金25万1,000円減額しておりますけれども、一昨年ですかね、認定農業者の同志会の研修の中でも、すべての認定農業者のために研修ということで、協議会のほうが主体となって有害鳥獣に対する講習会、昨年については、若干早いですけれども、インボイス制度についての、やはり認定農業者の方々にとって有益になる研修を行っております。というところで、それをあわせて甲佐町としましても法人、それと認定農業者、同じ担い手として支援をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

農機具の導入について、国・県のポイントからいくと、ご答弁があったとおり、なかなか個人では非常に難しい、これは今まで過去を見てもそんなに多くの方がやっておられないと思います。

国・県が難しい、あとは町かなという思いを私は持っております。また、どうしても行政のほうでは、国・県も含めて、いわゆる実績ですね、今現在の栽培面積、実績からいろいろ補助対象の金額とか、そういったのが決まってくると思いますけれども、今後、将来的なこともですね、ひとつ加味、今されていると思うけれども、将来的なことも加味されながらの支援額とか、そういったことについて、今後考えていただきたいということ添えて質問させていただきました。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

32ページの環境衛生費の中で、雨水浸透施設設置補助金というのがありますが、これの活用状況はどうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 雨水浸透施設補助金について、説明させていただきます。

この補助金は、熊本地下水財団というところから全額財源を出していただいております。雨水貯留タンクという雨どいの水をためて散水などに使うという装置、それと雨水浸透柵という、やっぱり雨どいの水を地下に浸透させるための柵（ます）の設置に対する補助でございますが、ここ最近、ここ3年間では、今年雨水浸透柵が4基設置されるとい

うだけで、去年、一昨年は補助の実績はございません。過去には貯留タンクを何基か出した実績がございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

ページが38ページなんですけれども、観光費の新型コロナウイルス感染症対策やな場環境整備工事の12と14、委託料と工事費ですけれども、これにつきましては、6月の補正で確か計上された分だと思うんですけれども、補正で計上したのをまた減額するというのはどういうことなのかをちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。

やな場の環境整備工事の委託料と工事につきましては、議員おっしゃるとおり補正をさせていただいておりますが、補正時につきましては、トイレのすべてを改修するという事で計画を行っておりました。

ただ、大変申し訳ございませんが、改修する必要がないトイレも水洗ですね、洋式になっているトイレもありましたので、その分を差し引いたところで工事発注を行いましたので、この分、減額をさせていただいているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番。

今の説明では、改修がなされた場所が、ところがあって、減額をしなくてよかったというようなことだったのですかね。もう一度説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） これにつきましては、和式トイレを洋式に変えるということで計画をさせていただいております。

ただし、設計をするにあたって、多目的トイレだったりとか、女子トイレについては一部、多目的トイレについては1カ所ですけれども、そこは洋式になっていたという部分と、女子トイレにつきましても、洋式に1カ所になっていた部分がありましたので、その分を差し引いたところでの工事をいたしましたので減額という形になっております。

担当課としましては、最初の確認不足ということが原因だと思っております。

申し訳なく思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 補正で計上したものをですね、調査不足であったという形で減額というのはいかかなものかと思うんですけれども。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この件については、備考欄、説明のところにも書いてありますと

おり、新型コロナウイルス感染症対策ということでの補助金を活用しながらの事業であるというふうに認識をしております。

国のほうにも、その内容と計画等についても申請の時期等もありますし、ある程度の概算的な範囲の中で提出をしなくちゃならない、そういう案件もあって、先ほど課長が申し上げましたとおり、調査不足の点は否認できませんけれども、そういった背景があったということは、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

37ページの委託料で、新型コロナウイルス感染症対策販路拡大応援事業委託料ということで、14万4,000円減となっております。

この減のことでお尋ねじゃないんですけど、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を活用して事業構築されたものと思います。

実は、私、普段ろくじ館ほうで仕事をさせていただいているんですけど、ろくじ館でも、この事業を活用させていただいて、インターネットを活用して甲佐の農産品あたりを広く県外、どちらかというとな注文が多かったのが大都市圏ですね、関東、関西、福岡からの注文が結構ありました。これは確か6月に補正予算で出されて、ろくじ館のほうでもすぐ補助金申請をして、7月からインターネットで、そういった活用をさせていただきました。

その間、注文のほうも非常に多くなって、正式には幾らぐらいあったかは、ちょっとこの場ではわかりませんが、とても効果的な事業だったと思います。新年度もぜひこの事業を期待してたんですけど、新年度予算のほうには乗ってなかったので、こういった効果的な事業は、またやればいいのにと思ったので、こういった意図で今回新年度予算に予算計上されていないのか、これは新年度予算は明日ですけれども、ちょっとよければ、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議員おっしゃるとおり、これにつきましては、コロナ対策の臨時交付金を活用させていただいております。

一応、新年度、担当課としましても、そういういい事業でしたので、予算等も考えましたけれども、なかなか財源等が見いだせなくて、その部分で、このインターネットの拡大事業につきましても、臨時交付金があるから取り組んでみようと、その動向を見てという部分もありましたので、今後につきましては、その財源等をまた地方創生推進交付金だったり、新たに臨時交付金があれば、そういう部分を活用させていただきながら効果的な事業に取り組めるように担当課としても取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。この事業につきましては、私が今ろくじ館にいますので、ろくじ館の立場で言わせていただきますと、この事業があることによって、商品を送るときには必ず甲佐町のパンフレットとか、当然ろくじ館のパンフレットも入れますし、あとは、ふるさと納税のパンフレットあたりも入れて差し上げますので、そういった甲佐町のPRにもつながると思いますし、注文を受けた農家の方々は所得の向上にもつながりますし、あとは、ろくじ館に限って言えば会員の方々は、結構高齢者が多くてですね、高齢者のそういった注文があれば生きがいに感じられて、喜んでつくって商品を持って来られますので、そういった高齢者の生きがいつくりの対策としても非常に効果的だと思います。一つの予算がいくつも、政策課を連携した効果を生むということで、非常に効果的だと思いますので、今後ともよろしくご検討をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、休憩を取っていただいて、担当課長のほうから、これにかかるいろんな経緯等についても、今聞かせてもらいました。ちゃんとした手順を踏んで、ある程度手を挙げていただいて、その方たちを対象に、じゃあやろうかというような経緯で、ちゃんとやってきたということでもありますので、私が心配したのは、そういう方だけに集中してしまって、ネットでいろいろやりたいと思っている方がおられても、こっち側ばかりに町のそういった公費を投下するというのはどうかなというような思いもあったので尋ねたところですけども、そういった、きちんとした手順を踏んだ中でも手法ということであった場合に、ただ、これが恒久的にやっていこうといったときにですね、果たしてそれがどうなのかなという気もしますので、やはり事業を投下するにあたっては、その契機となる意識づけというか、やっぱりそういうところも踏まえたところで事業を構築していただいて、それぞれの事業の中で、何というか努力をしていただく部分も必要かなと、それを受けての町が起爆剤として予算投下するについては、申し分ないと思いますので、その第一弾として、コロナ対策の交付金を前回使わせていただいて、それが非常に事業効果が、議員おっしゃるような効果があっているということでもありますので、今後また、それぞれの課の中で、事業提案が、この臨時交付金に対する提案が各課から出されますので、それを整理するときに、ひとつ検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、41ページ下段、款9、教育費から47ページ、款10、災害復旧費までです。教育費から災害復旧費まで質疑をお願いします。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番です。

47ページの教育費の中の3月補正で144万7,000円、光熱費というふうに説明してありますけれども、当初は確か940万ぐらいだったと思うんですけれども、3月補正に144万7,000円というのは、見込みでしてあるんですかね。3月分の見込みかなんかですかね。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この光熱水費は、学校給食費の中の光熱水費というふうになっておりますけれども、これが建物の関係で、甲佐小学校と一緒に電源になっているんですよ、その中で案分割合を計算したところを出したのが、144万7,000円増額になったと、これは甲佐小学校分のやつも入っているというふうに、甲佐小学校の分がちょっと高くなって、給食費でありますけれども、そういった形なんですけれども。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。50分から始めます。

---

休憩 午後3時37分

再開 午後3時50分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 時間をとらせまして申し訳ございません。

質問は、どうしてこんなに、今の時期に144万7,000円もあがっているのかというような理由でございますけれども、まず、ガス代ですね、給食センターで非常にガスを使いますけれども、その代金が昨年より1.5倍高騰していると。

それと、電気代につきましても、約1.1倍になっているということでございます。

それと、この支払いにつきましては、2月の支払いについて3月の末に行うということと、3月分の支払いについては、4月の末に行うと、その2カ月を計上していると、今のところは、ほとんどなくなっているから、2カ月分の計上額が144万7,000円というようなことでございます。

時間を取らせて申し訳ございませんでした。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入について質疑をお願いします。

12ページ、款1、町税から15ページ、款16、国庫支出金までです。

12ページから15ページまで質疑をお願いします。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

13ページの教育使用料の中で、グラウンド使用料で1,409万円の減額ということで、予算になっていますけれども、このグラウンド使用料の減額についての中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらのグラウンド使用料の減額につきましては、当初グラウンド使用料の中に、総合運動公園、麻生原運動公園、緑川グラウンドの使用料を計上させていただいております。

使用料の管理上に容易に管理を行うために、グラウンド使用料の中から総合運動公園使用料を別管理とさせていただいておりますので、下のほうに総合運動公園使用料というところが出てきます。そういった形の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、課長が申されましたとおり、甲佐の下のほうに総合運動公園の使用料は470万円の増額で出てきていますけど、それを差し引いても、まだ1,000万ぐらい金額的には大きいですが、何か相当金額の開きがあると思うんですけども、何かもうちょっと説明はありませんかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 当初、先ほど申しましたグラウンド使用料の中に、総合運動公園の使用料が1,400万、麻生原、緑川グラウンドの使用料が24万というところで、当初計上させていただいております。

その中で、当初の計上の中で、令和3年度から野球場とソフトボール場、こちらが10月から供用ということで、当初予定をしておりましたが、6月、10月の出水期に工事が停止をしましたので、この分、計上した部分が入っておりません。

また、テニスコートにつきましても、計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス等で使用が少なかったため減額になっておりますので、こういった形で、今回減額補正をさせていただいたところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 17ページの県支出金の衛生費補助金ですけれども。

○議長（宮川安明君） 森田議員、15ページまででございます。

○5番（森田精子君） すみません。失礼しました。

○議長（宮川安明君） 次、ありませんか。

それでは、次に16ページ、款17、県支出金から21ページ、款23、町債までです。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 失礼しました。森田です。

17ページの県支出金の衛生費の補助金ですけれども、先ほど歳出のほうで580万ほど減

額があつてましたけれども、その時に65基が60基になったので、ということだったんですが、この補助金についても、かなりの額790万という形で減額になっておりますけれども、この理由については、どういったことなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 県の補助金について説明させていただきます。

まず、先ほど申しましたように、65基が60基になったというのと、転換が33件見込んでいたのが21件だったという差額がございますが、大きいのは令和3年度から県の補助金交付要綱が変更になりまして、県は新築分について補助をしないというふうの方針を転換しましたものですから、60基のうちの39基が新築に伴う設置でございました。

補助の基本額の3分の1ずつを国・県・町で負担しておりますが、県の部分が出なくなりましたので、その分が約500万円ございます。正確には509万6,000円ですが、その分が出ませんようになりまして、先ほど申しました設置基数が少なかったという分で、793万2,000円減額ということになっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 令和3年度からの新設部分の件数39基ですかね、その分については、県からの補助がなかったということですが、それについては、当初からわかつてはなかったとは思うんですけども、県補助分は一般財源でされたんですかね、その辺を教えてください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 39基分は、一般財源でございます。

それと、県からの連絡といいますか、情報なんですけれども、予算編成前後に説明があつたのかもしれませんが、正式な通知としましては、3月31日に4月1日から補助金要項を改正するという通知がきております。ちょっと情報収集が甘かった点があるのではないかということについては、反省しているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 今ので今年度から出ない、来年度以降はどうなるのかということの説明をされるべきだと思いますが、どうですか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 実は、近隣町村の動向も調べておりまして、今のところ近隣町村も同じような状況で、町の一般財源を使って補助をしているという状況です。

令和4年度に急にやめるということではできませんので、令和5年度に検討するという回答を周りからはいただいております。うちもあわせて検討させていただこうと、そういうことでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

6ページの繰越明許費補正の民生費の中に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業があがっておりますので、この給付状況がどうなっているのか、お願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金についての給付状況はどうなっているのかということで、お答えいたします。

このことにつきましては、今定例会冒頭の町長の行政報告の中でも答えられておりますが、この臨時特別給付金につきましては、2月10日に該当する世帯に対しまして、確認書を出していただく必要があるということで、1,402世帯に対しまして通知を発送しております。3月4日までに受付をしましたのが1,112世帯分、2月28日と3月14日に、この1,112世帯分については、振り込みを完了いたしております。この1,112世帯のうち3世帯については、家計急変に該当する世帯でございます。

それと3月4日以降、昨日まで新たに受付をしましたものが、80世帯分です。合計しますと、1,192世帯分、分母を通知を送付しました1,402世帯と設定しますと、85%の世帯の方が確認書のほうの提出をされているというような状況でございます。残りが200世帯ほどございますが、年度末から新年度当初にかけまして、未提出の世帯については、再度通知を出すなり電話をするなりして、対象者の方の意向の確認をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません、項目については、ちょっと探し出すことができなかったんですけど、報道にありました災害見舞金ですね、何カ町村が本来あるべき見舞金が支払われなくなったというような報道がありまして、その中に甲佐町も入っていたと思うんですが、そのことについては何か不明なところがありますので、状況についてどうなっているのか、ちょっとお話をいただければと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、確か2月6日と2月26日の熊日新聞紙上で報道がされていると思いますけれども、一般財団法人の全国自治協議会の災害見舞金制度について、現状について、ご説明申し上げます。

町有の建物につきましては、この全国自治協議会の建物災害共済事業に加入しております。本町においては、一応対象建物107物件で、令和3年度の保険料510万9,019円納付を

しております。これによりまして、火災、落雷、土砂災害等に係る被害に対して、再建築価格より共済金として保険給付が行われます。ただし、風水害の場合は、その2分の1というような形で給付が行われることになっております。

ただし、この共済金の免責事項というのがございまして、地震と噴火、それと津波災害については免責事項にあたります。この三つの災害に係る救済措置のような形で、この見舞金制度が規定されております。見舞金の支給につきましては、基本的に被害額の15%とされておりまして、その被害総額は前年度の基金積立額などの総額の5%に相当する額を限度というふうにされております。

その支給時期は、地震、災害を受けた年度の翌年度に支払うことと規定されておりますので、熊本地震の場合は、29年度に支払うというような規定となっております。

このことから、平成28年度に発生した熊本地震の被害額が、当時の総額で全体で117億というような集計結果だったことから、見舞金は、その15%の約17億5,000万円という計算になりますので、その時の給付限度額が、その基金積立額の総額の5%に相当する額ということになりますけれども、その額は22億1,259万円ということで、先ほど説明した17億5,000万円ということで下回ることから規定に基づいて、その当時給付が行われたというふう聞いております。

しかし、そのあと本町を含めて、10の市町村から被害額が申告されまして、協会としては支給限度額を超えることとなることから、規定に基づく支給率、今度は6.08%として支給することと説明を受けているものでございます。

ちなみに、東日本災害時は、2.318%だったということでございます。

本町の状況につきましては、当初におきましては、この役場庁舎の修繕に要した費用7万1,280円の15%の1万692円の支給を受けておりまして、そのあとに申告しましたグリーンセンターの復旧費、これは管理棟を建て替えたということで、その工事費が7,358万6,000円ということでしたから、それに対応する共済責任額が3,975万8,000円ということで見舞金が未支給となっているという状況でございます。

なお、当初から被害総額が全て判明して算定されて支給されていたと仮定した場合は、総額が限度額を超えますので、率が9.726%となりまして、その額が未支給分が144万5,817円となります。だから、本来受け取るべき金額が9.726%で計算しますと、387万3,795円ですけれども、実際、今支給されている庁舎分、それと今後支給されるグリーンセンター分の6.08%を足した額が242万7,978円ということになりますと、その差額が144万5,817円というふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明ありがとうございました。

今おっしゃった支払われなかった分について、どういうふうな対応をされるのかですね、お聞かせいただいてもいいですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 災害見舞金に關します制度内容、それから、これまでの経緯等については、ただいま総務課長が答弁したとおりです。

町のほうにも、いろいろその後情報が入っていたんですけども、全国の自治協会におかれましては、今回の熊本地震に關しまして浮かび上がった課題、それから制度の将来にわたる安定的運用、そういったことにかかります災害見舞金制度のあり方につきまして、今後は外部の有識者を中心とした検討組織を立ち上げて、今回の事案も含め検討を進めて、最終的には、これは理事会の中で方針を決定されるというようなふう聞いておりますので、今後の町の対応といたしましては、やはり、そちらのほうの状況を見守るということになるかというふうに思います。

これが共済の補償的なものじゃなくて、あくまでも見舞金の形になりますので、非常にその辺の取り扱いというかな、考え方が若干新聞報道でされている内容とは、若干ニュアンス的には異なるような思いはありますけれども、とにかく状況を見守っていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第25号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算でございますけれども、2億6,000万余りの減額補正ということで、時間も取り質疑のほうも出くわしたと思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第25号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第23、議案第26号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第26号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,747万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,700万8,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、国民健康保険税に、1,663万8,000円を追加し、2億4,245万3,000円としております。1の国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料から1万6,000円を減額し、8万4,000円としております。1の手数料です。

款3、県支出金に5,579万3,000円を追加し、11億4,707万2,000円としております。1の県補助金です。

款4、財産収入から7,000円を減額し、2,000円としております。1の財産運用収入です。

款6、繰入金から192万7,000円を減額し、1億6,362万6,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款8、諸収入に630万7,000円を追加し、631万7,000円としております。1の延滞金及び過料、3の雑入です。

款9、国庫支出金に68万3,000円を追加し、68万3,000円としております。1の国庫補助金です。

歳入合計、補正前の額15億953万7,000円に7,747万1,000円を追加し、15億8,700万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から377万9,000円を減額し、2,975万3,000円としております。1の総務

管理費、3の運営協議会費です。

款2、保険給付費に5,580万5,000円を追加し、11億2,347万5,000円としております。

1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費、6の傷病手当諸費です。

款3、国民健康保険事業費納付金、財源内訳変更のみです。1の医療費給付費分です。

款5、保健事業費から183万4,000円を減額し、1,576万9,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款6、基金積立金、財源内訳変更のみです。1の基金積立金です。

款7、諸支出金に108万5,000円を追加し、225万5,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8、予備費に2,619万4,000円を追加し、4,420万4,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額15億953万7,000円に7,747万1,000円を追加し、15億8,700万8,000円としております。

今回の補正につきましては、歳出においては、保険給付費の増額、歳入においては保険給付費相当分として、県から交付されます普通交付金の増額及び被保険者の資格異動等に伴います保険税の調定額変更による収入増額が主なものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に、歳出全部について質疑をお願いします。

歳出全部です。9ページから13ページまで、歳出について質疑をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

11ページの保健事業費の保健衛生給付費の中で、あんま、はり、きゅう治療費補助金というのがありますが、どれだけの利用があっているのか、件数とか金額とか教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） では、あんま、はり、きゅう券の補助金について、お答えします。

1枚1,000円の補助金が1回当たりということで、補助をしておりますけれども、令和3年度の見込みとして、170枚、17万円の補助を見込んでおります。

令和2年度の資料がありませんけど、令和元年度についての金額については、参考までに、16万2,000円ということで補助をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。6ページから8ページまでです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部についての質疑お願いします。  
本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第26号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、7,747万1,000円の増額補正ではございますが、主なものが保険給付費の増額によるものでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第26号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第27号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第24、議案第27号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第27号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億332万2,000円とします。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によります。

(債務負担行為)

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第3表 債務負担行為」によります。

令和4年3月11日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款2、分担金及び負担金から8万7,000円を減額し、32万5,000円としています。項1負担金です。

款4、支払基金交付金から275万5,000円を減額し、3億8,951万1,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金に360万3,000円を追加し、4億1,085万9,000円としております。項1、国庫負担金及び項2、国庫補助金です。

款6、県支出金に252万5,000円を追加し、2億1,464万9,000円としております。項1県負担金及び項3、県補助金です。

款7、財産収入から1,000円を減額し、1万2,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金から766万7,000円を減額し、2億6,869万4,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款10、諸収入に40万円を追加し、870万4,000円としております。項3、予防給付費収入及び項4、介護予防生活支援サービス費収入です。

歳入合計、補正前の額16億730万4,000円から398万2,000円を減額し、16億332万2,000円としています。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費から588万8,000円を減額し、3,762万9,000円としております。項1、総務管理費及び項3、運営協議会費です。

款2、保険給付費に1,968万円を追加し、14億3,192万7,000円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款4、地域支援事業費から441万円を減額し、7,451万5,000円としております。項1、包括的支援事業・任意事業から項4、高額介護予防サービス費相当事業費です。

款8、予備費から1,336万4,000円を減額し、2,020万7,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額16億730万4,000円から398万2,000円を減額し、16億332万2,000

円としております。

次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。

款4、地域支援事業費、項3、一般介護予防事業費、事業名、介護予防サポーター養成講座委託料、金額26万円です。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為です。事項、期間、限度額の順に読み上げますが、期間につきましては、すべて令和4年度となっておりますので、事項と限度額について読み上げ説明とさせていただきます。

新予防給付ケアプラン作成委託料625万5,000円、在宅医療・介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事務委託料8万円、介護相談員業務委託料25万2,000円、緊急通報システム委託料96万9,000円、サテライト事業委託料935万5,000円、通所型サービスC事業委託料357万5,000円、介護予防ケアマネジメント委託料247万4,000円、サテライト事業支援委託料24万円。

今回の補正は、各介護サービス等給付費及び介護予防サービス等給付費の決算見込みによる事業費の調整並びに歳出の変更に伴います歳入の調整を行っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 会議規則第8条第2項の規定により、会議時間をあらかじめ延長したいと思います。

これより質疑を行います。

最初に歳出全部について質疑をお願いいたします。12ページから17ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

15ページに、地域支援事業費の中で、成年後見人制度業務委託料があげられておりますが、成年後見人制度は、県内において弁護士が多額のお金を流用したということで大きなニュースになっておりましたが、甲佐町における成年後見人の利用状況と、そういうふうな被害に遭われた方がもしかしていらっしやらないかというようなことで、ご説明があればと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず、後見人の方が詐欺的な、被後見人の方の財産を搾取するというような事案、新聞報道等でもあっておりましたが、甲佐町においては、そういう事案が発生しているということは聞いておりません。

それと、成年後見制度の利用状況ということですが、成年後見制度は基本的には身近な親族がおられる場合には、親族の方が家庭裁判所のほうに申し立てをして、親族の方も後見人になることが可能なんです、社会福祉士であったり弁護士であったり、そういう方がなれることもあります。

申し訳ありません、総数については家庭裁判所のほうで把握をされていますので、会

議の資料で頂いていたものがあるかと思いますが、申し訳ありませんが、本日持ってきておりませんので、甲佐町で利用されている方、総数については、この場では、ちょっとお答えすることはできません。

それと、身寄りのない方、申し立てをする親族がおられない方については、町長が成年後見制度の申し立てをすることができるという法律になっております。

町長が、申し立てをした場合においては、後見人となられた方の報酬等については、被後見人の方に費用負担ができる財産があるのであれば、裁判所のほうで年間幾らという金額を設定されて、本人さんの財産の中から出されると。

それと、そういう年金も少額で、もともと財産もないという方については、町のほうの助成制度、補助制度という形で後見人の方に費用負担をするという制度もあります。

すみません、それも資料を持ってきてないので正確な件数がわかりませんが、甲佐町においても、町長申し立てで被後見人、後見人制度を利用されている方がおられるということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。

8ページから11ページまでです。歳入全部について質疑をお願いします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、本予算全部について質疑をお願いします。

本予算全部です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

4ページの繰越明許費の中に、介護予防サポーター養成講座というのが出ておりますが、このサポーター養成講座の状況について、お話いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 介護予防サポーター養成講座については、全8回を受講していただいて、講習のほうを終了するというところで、昨年から計画的に実施をしていきたところですが、まん延防止等重点措置の適用がありました関係で、養成講座のほうを最後の3回分、6回、7回、8回分を延期とさせていただいております。

今回の補正予算を作成する時点で、非常に多くの方が感染をされて、まん防の適用除外になる見通しがつかなかった関係で、最悪翌年度へ繰り越して、その3回分を実施したいということで、今回の繰越明許費に計上をさせていただいているところです。

現在のまん延防止が、21日までが期限となっております。仮に21日で解除になった場合につきましては、22日の週ですね、22日以降の日に3回分残っておりますが、少し、ちょっと時間的に長くなると思いますが、3回分を集中的に講義を行って、できれば今年度中にまん防が解除になったとすれば、今年度中に事業のほうは終わりたいと、予算的には一応措置をお願いしておりますが、可能であれば今年度中に事業は終わりたいというふ

うに考えております。

先ほどの成年後見制度の利用者数ということで、すみません、資料のほうがございましたので、令和3年6月30日現在になります。後見制度を利用されている方が19名、補佐の方が2名、補助の方が1名、任意後見の方はおられないということで、後見制度に準じる方も含めまして、甲佐町で25名の方が利用をされております。

それと、先ほど身寄りがない方については、町長申し立てができるということで説明申し上げましたが、令和2年度におきまして、高齢者の方、4名の方を町長申し立てということで、後見制度を利用しているということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

議案第27号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額で398万2,000円の減額となっておりますけれども、地域支援事業費の決算見込み並びに予備費等の減額による補正であることから、本案に何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第27号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第28号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第25、議案第28号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 議案第28号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,192万6,000円とするものです。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料から32万3,000円を減額し、1億132万5,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料に4,000円を追加し、5,000円としております。1の手数料です。

款4、繰入金から307万2,000円を減額し、5,385万2,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款6、諸収入に3万3,000円を追加し、454万6,000円としております。2の償還金及び還付加算金、4の受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額1億6,528万4,000円から335万8,000円を減額し、1億6,192万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から24万2,000円を減額し、129万7,000円としております。1の一般管理費、2の徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金から434万5,000円を減額し、1億5,458万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から11万9,000円を減額し、428万8,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5、予備費に134万8,000円を追加し、165万7,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額1億6,528万4,000円から335万8,000円を減額し、1億6,192万6,000円としております。

今回の補正は、歳入においては後期高齢者医療保険被保険者の資格異動等に伴います調定額の変更による保険料の収入減額と、一般会計繰入額の減額、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものとなります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。  
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○7番（荒田 博君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第28号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、335万8,000円の減額の1億6,192万6,000円の予算でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第28号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時46分

再開 午後4時47分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 議案第29号 令和4年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第26、議案第29号「令和4年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第29号について、ご説明申し上げます。

議案第29号、令和4年度甲佐町一般会計予算です。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億6,878万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1規定により起こすことができる地方債に起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債による」。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、徴税を9億9,831万7,000円としています。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2、地方譲与税を6,376万5,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金を30万円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金を100万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金を650万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金を2億円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、環境性能割交付金を300万円としております。1の環境性能割交付金です。

款10、地方特例交付金を1,100万1,000円としております。1の地方特例交付金。

次のページに移りまして、2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

款11、地方交付税を23億5,000万円としております。1の地方交付税です。

款12、交通安全対策特別交付金を90万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款13、分担金及び負担金を4,432万5,000円としております。1の負担金です。

款14、使用料及び手数料を7,395万8,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15、国庫支出金を11億1,566万2,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16、県支出金を4億9,455万3,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17、財産収入を506万1,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金を4億5,000万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金を5億1,709万6,000円としております。1の基金繰入金から次のページに移りまして、2の特別会計繰入金です。

款20、繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

款21、諸収入を5,435万円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入までです。

款22、町債を5億1,800万円としております。1の町債です。

歳入合計を69億6,878万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費を7,831万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費を11億6,466万円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3、民生費を19億754万9,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費を5億6,658万5,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費を2億7,396万2,000円としております。1の農業費、2の農林業費です。

款6、商工費を3億5,637万7,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費を7億867万3,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費ま

です。

次のページをお願いします。

款8、消防費を3億932万2,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費を4億6,112万4,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費を5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費を11億2,221万4,000円としております。1の公債費です。

款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計を69億6,878万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

説明は事項、期間、限度額の順でいたします。

まず事項、定住促進助成費、期間が令和5年度から令和9年度まで、限度額が2,380万円です。戸籍システム更新費、令和5年度から令和10年度まで4,538万4,000円、選挙票用ユニットハウスリース料、令和5年度70万円、農業制度資金等利子補給金、令和5年度から令和13年度まで65万円、史跡陣ノ内城跡保存計画策定委託料、令和5年度303万1,000円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いします。

第3表、地方債です。

説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順でいたします。

まず、起債の目的、臨時財政対策債、限度額が5,500万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合におけるその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

以下の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、省略させていただきます。

過疎対策事業債4億2,630万円、緊急しゅんせつ推進事業債870万円、緊急自然災害防止対策事業債2,300万円、緊急防災・減災事業債500万円、合計が5億1,800万円でございます。

今回の当初予算につきましては、令和3年度と比較しますと、金額でマイナス1億5,648万円、率にいたしますと、マイナス2.2%ということで計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） お諮りします。

ただいま議案第29号、令和4年度甲佐町一般会計予算の提出者の説明が終了をしたところですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これで延会することに決定しました。

明日、16日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

---

延会 午後4時59分

3月16日（水曜日）

令和4年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 令和4年3月11日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月16日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 3月16日 午後4時12分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	11番 宮川安明
12番 本田新		

1. 欠席議員

9番 福田謙二 10番 井芹しま子

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 宮崎貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 3番 田中孝義

## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

### 1. 会議に付した事件

日程第1 議案第29号 令和4年度甲佐町一般会計予算

日程第2 議案第30号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第31号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第32号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第33号 令和4年度甲佐町水道事業会計予算

追加日程第1 議案第34号 甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 発議第1号 「ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について」

日程第6 議員派遣について

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。9番、福田謙二議員、10番、井芹しま子議員から本日の会議の欠席届が出ております。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、座席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 議案第29号 令和4年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第29号「令和4年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

昨日、提出者の説明まで終了しております。

本日は、質疑から行います。

まず最初に、歳出についての質疑を行います。この質疑は、おおむね款ごとに行いたいと思います。

なお、資料として、令和4年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和4年度から令和6年度までの甲佐町実施計画書が配布されております。この資料からでも質疑ができます。

それでは、最初に歳出について質疑をお願いいたします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

32ページ、款1、議会費から50ページ、款2、総務費までについて、質疑をお願いいたします。32ページから50ページまでです。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

説明資料の中の4ページ、町営バスの運行事業でございますが、前にも9番の福田議員からの質問で、バスを小型化して利便性を図るとかというようなことの質問もございましたが、その辺のご検討はされていますでしょうか。また、そういう計画はございますか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 町営バスの運行につきまして、今議員のほうからバスの小型化とかという検討はということですが、今、地域公共交通ということで検討している中で、バスの小型化、またダイヤの時間とかですね、そういったところの今検討をして、来年度できれば、その実証実験とか、そういったところができないかということで、今、

検討をしているところではございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

この予算資料につきましては、42ページ、それとあわせて資料につきましては、資料の6ページでございますけれども、予算書でいきますと、総務費の総務管理費の中で、防犯カメラの設置工事ということで予算計上がなされております。

資料の6ページを見ますと、本年度の新規事業ということで、「防犯カメラを町内主要道路8カ所に設置します」というような説明書きがっておりますけれども、この件につきましては、私も一般質問のほうで提案をさせていただいた事案だったと認識しております。このことにつきましては、やっぱり子供たちの通学路だったり、そういったところでの犯罪の抑止だったり、速やかないろいろな問題の解決、安心・安全、そういったところで非常に重要な予算ではあると思っておりますので、できれば8カ所設置ということでございますので、場所等についてわかるのであれば説明を求めたいと思います。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えをいたします。

この防犯カメラにつきましては、児童生徒の安全・安心を確保するための安全確保事業、通学路等の安全確保事業ということで設置をするものでございます。

場所につきましては、町内8カ所ということで、基本的に甲佐町の入りと出を把握したいということで、まず予定をしている所を申し上げますと、まず入りところで肥後早川の交差点ですね、それから有安の交差点、それと甲佐小学校前の交差点、それから田口の田口橋を渡った所の五叉路、それと役場前の交差点、それと芝原の芝原交差点、それから乙女小学校の下の五叉路がございまして、ここの五叉路。それから岩下区のうおやの裏付近、あそこも通学路になっておりますもんですから、その付近に合計8カ所を設置をしたいというふうに考えております。

先ほど議員おっしゃいましたとおり、期待できる効果といたしましては、犯罪の抑止、児童生徒の連れ去りとか、交通事故等の犯罪抑止が期待できるというのがありますし、事案発生前後の映像等から犯人の特定とか、それと威力を発揮しておりますのが、高齢者の徘徊とか、不明者の捜索、それから不法投棄、これあたりも防犯カメラによって検挙できたということもあっております。

また、防犯カメラの設置によりまして、町民が安心できる環境になるのかなということで、今回設置をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 非常にすばらしい対策ではないかと私も思っております。

今後につきましては、今回の実証事例といいますかね、こういったものの活用を生かして、次年度以降についても、その効果をもとに検討されたら安心なまちづくりに貢献で

きるんじゃないかと思います。これは回答はいりません。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

予算の説明資料の3ページです。

本年度の拡大事業として「広報こうさ」発行事業ということになっております。説明は書いてありますけど、もしよろしければ、もうちょっと具体的なご説明をお願いできればと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 「広報こうさ」の発行事業ということで、今回リニューアル関連を今の広報紙のスタイルになりまして、かなりの期間も経っていますので、より見やすくなるようにということで、中身のリニューアルを若干考えております。

それと、フォントですけれども、ユニバーサルデザインフォントということで、より見やすいようなフォントを使用して、できるだけ見ていただけるような広報紙にしたいということで、今回あげているところであります。

それと、今年度「広報こうさ」につきましては、県コンクールで佳作という賞も受賞することができましたので、より上の賞がとれるように、今後も「広報こうさ」のほうを新しく魅力的な広報づくりにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただいま担当課長のほうから、コンクールで賞をいただいたというようなお報告もありました。

実は、私のほうにも町民の方々から、「ここ最近、広報紙が非常に良くなった、見やすくなった」ということで、そういう声が多く寄せられています。おそらく私だけじゃなくて、ここにおられる議員さん方々も同様じゃないかというふうに推測いたしますけれども、非常に担当課の頑張りというのが見受けられるじゃないかと思います。

そういったことで、町民の方々も非常に良くなったという声が届いているということ、この場でご報告させていただきます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料のに2ページに、職員の健康診断委託事業があげられていますが、職員の心身の健康状態はどうか、メンタル不調による休職者の状況はどうかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 職員の健康診断の委託事業の件でございますけれども、質問の内容は、職員の心身の状況ということでございます。

一応、産業医を町では日赤病院健康管理センターと契約しまして、年2回の衛生委員会ということで会議を開いております。メンタル不調者の職員も結構今いらっしゃるとい

うような状況ですけれども、かかりつけ医と産業医のほうと、その産業医のところの保健師と面談でケアをしながら復帰を目指して、ケアをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の質問の関連ですけど、不調者が複数いらっしゃるということで、大変だと思うんですけど、やっぱり復帰の見通しとかいうことは、ある程度たっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 産業医のほうとも話しながら、ドクターと話しながらやっているんですけど、一応復帰の見通しとしましては医師の診断が第一ということで、それぞれ職員の状況も違いますけれども、主治医の診断に基づいて復帰をしていただくというような形でやっているというような状況でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

説明資料の4ページになります。④の定住促進事業ということで、令和4年度に22件を見込んでいますと記載されている。この令和4年度にお支払いするということは、令和3年度に建てられた方たちが22件いらっしゃるのかなと思いますが、もしわかるのであれば、町外からはどれくらい定住されたのか、もしわかれば教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） この22件につきましては、令和3年度に来られた方と、これからも見込みがえられる方を含んだところですので、全員が定住されたということではございません。

一応、実績でいきますと、確定で7件という部分で申請が上がっております。その方々につきましては、詳細に町内が何件という部分はありませんが、ほぼ町外だったというふうに認識をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料の6ページに、甲佐高校の魅力化支援事業があげられていますが、このことに関連なんですけど、今年の入学予定数、定員との差ですね。

それと、この魅力化事業の具体的内容と対象となられる生徒さんの数、最後のほうにありますキャリアアップ講習というのは、具体的に何なのかということで、ご説明をいただければと思いますが。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） たぶん5ページと思いますが、甲佐高校の魅力化につきましては、予算を地域振興課で一本化して、事業につきましては、今までどおり学校教育課と連携を図りながら行っていくということで考えております。

内容につきましては、今年度入学者予定者につきましては、正式にはまだ、4月にならないとわかりませんが、今現在で30名だというふうに考えております。

この令和4年のキャリアアップ教育という部分ですけれども、これについては対象者については、一応、甲佐高校生全員を対象とした形での今後の取り組みをしていきたいというふうには考えているところです。

このキャリアアップ講習につきましては、対話型ということで、臨床心理士さんだったりとか、社会の経験をされた方々と生徒が対話する中で、今後の目標だったり、自分たちの資質向上を図るための教育をしていきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時17分

再開 午前10時33分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長のほうから答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 申し訳ございません。

先ほど、甲斐良二議員からの定住の件で、件数を御説明申し上げましたけれども、7件という確定を申し上げましたが、これについては、1回の目の支払いが7件でありまして、5年前に転入された分の確定分が2件ありますので、計9件が確定という形になります。

以上、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（宮川安明君） ただいま、款1、議会費から款2の総務費について質疑を行っております。

ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

説明資料の5ページになりますけれども、公有財産管理事業の中に289万2,000円計上してありますけれども、庁舎以外の公有財産ということで、維持管理費になっておりますけれども、これはどれだけあって今後売却予定があるのか。また、その財産によって利活用ができるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 公有財産の売却予定、売却した物件、そういったことの回答

でよろしかったでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 財産処分になると普通財産にならないといけませんので、今考えられるのが、大きなところでは白旗グラウンドですね。それと仁田子の豚舎あたりについても、その辺の活用は今後考えていかなきゃならないというふうに思っています。

ただ、いずれもまだ具体的な進展しているところはないので、ただ町としては、その辺を生かしていきたいという気持ちは持っておりますので、その点は、もしそういう話が進んでいく場合には、議員の皆様方のご理解とご協力のほうも、よろしく願いしておきます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款3、民生費について、質疑を行います。

51ページから60ページ上段まで、民生費についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

民生費、説明資料のページ11の社会福祉協議会経常経費補助事業1,200万がございしますが、毎年度1,000万から1,500万の経費の補助が行われておりますが、社協の経営状況がどういうふうになっているのか、御説明いただければというふうに思います。

それと、12ページの地域改善対策事業の。

すみません、13ページでした。

人権啓発活動補助金というのが出ておりますが、その運動団体の補助をされている運動団体の活動の状況がわかれば紹介いただきたいということと、また運動団体は全国的には町内にあります二つの団体に限られておりませんが、もし、町内に新たな運動団体ができれば同等の補助をされるのか。その点についてのご説明をお願いします。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 社会福祉協議会の件でのお尋ねがありましたので、私のほうから概略説明申し上げたいと思います。

今現在、町のほうから社協に補助しておりますのは、こちらに説明資料の中にも書いてありますとおり、人的な人件費等を含めた所での、そういう経常活動にかかる経費の補助を行っているところです。

最終的には、その実績に応じたところでの精査等も行いますけれども、あまり社協としても基金的なものを残さないようにという国からの、そういった御指導もあっておりますので、町の社協としても、以前はいろんな事業等も想定したところで十分なる基金もあったんですけれども、現在そういう考え方で今のところ進めたいというふうに思っているところです。

経営の内容については、今のところ、そう心配するような状況でもないかというふうにも思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権団体の活動状況をということでございますが、甲佐町では、部落解放同盟甲佐支部、全日同和会甲佐支部という二団体で活動をされておられます。

主な内容としましては、自分たちで研修会を開催されたり、そういうのに参加をされていると、ただ、今年度につきましては、ちょっとコロナ関係で中止になっている研修会もあるというふうに報告を受けているところでございます。

それから、新たな人権団体が設立されるという場合に、同等の補助を考えておられるかということでございますが、そちらにつきましては、そういう団体もございませんので、今のところ検討していないというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 説明資料のほうでいかせていただきたいと思います。

15ページの真ん中の⑫育成医療費給付事業、本町では、たぶん4年度からは18歳未満に対しては、医療費は無料化というような報告で進んでいるかと思えますけれども、そのような中であって、この育成医療というのは、18歳まで給付しますということ、28万予算計上されておりますけれども、その18歳未満の医療費無料化と、この育成医療無料化の、この兼ね合いについて、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 時間を取り、大変申し訳ございませんでした。

先ほど、本田議員のほうから育成医療給付費事業と、子供の医療費無償化の兼ね合いはどうなっているのかということで、答弁をさせていただきます。

育成医療給付費の対象となるお子様につきましては、育成医療給付費事業のほうが優先をされるということで、無償化になっても育成医療給付費は、そのまま残ると、こちらを優先して給付をするということになっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） わかりました。

では、その育成医療費、いわゆる対象児童といわれる方は、療育手帳だとか、障害者手帳とか、そういったものを持っておられる子供を対象とされているのでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 説明資料のほうにも記載してありますとおり、「身体上の障がい、または既存する疾病を放置すると将来障害が残る恐れがある18歳未満の児童を対象に」ということで、それらに関するような手帳を持っている方と、手帳を取得していなくても、そういう状況にある方も対象になるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ただいま款3、民生費について質疑を行っております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料の20ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業、並びに放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業というのがございますが、これは今年度のみなのか、継続してされるものかということと、対象になる保育士さん、または放課後児童支援員の方、どれぐらいいらっしゃるのかということで、御説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 保育士等処遇改善臨時特別事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特別事業についてお答えいたします。

この事業については、今年の2月から継続して、今年の9月までを予定しております。だから、年度でいいますと令和3年度と令和4年度の継続事業になります。

対象となる職員の数については、こちらにちょっと資料を持ってきておりませんが、町内の全保育所と、あと事業所内の保育所、あと放課後児童クラブが三つありますけれども、全放課後児童クラブを対象としております。事業所の職員になります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 事業の継続についてお答えします。

事業については、一応9月までということになっておりますけれども、10月以降については、委託費等の公定価格に賃金改善を盛り込んだ形で改定される予定ですので、現段階では9月までということで事業がなっております。

国の保育の実施費等の委託費の価格が賃金改善を含んだところで、増額される予定であるところなので、9月までというふうになっております。

人数については、申し訳ありませんが、手元にちょっと資料を持ってきておりませんので、あとで報告させていただいてよろしいでしょうか。申し訳ありません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

説明資料の18ページ、保育の実施費ということで5億ぐらい計上してありますけれども、以前、この点に関して質問いたしましたけれども、その後、本年度は4,620人を見込んでいますと、この説明資料の中には書いてありますけれども、去年の実績と保育園の定数、5園あったかと思っておりますけれども、その以前の話の中で、園長と協議をしながら定数の格差がないようにという話を以前したと思っておりますけれども、その内容によっては、まだ話した結果を聞いていませんので、ただ以前の話としては、そこの定数が100超えたとか、60何名とかおらんところの定数のところは、職員さんがなかなか定数が少ないということで、辞めざるを得ないと、職員さんがですね。ということで、定数を一律にしてもらえないだろうかという話を持っていったと思います。

そのあと、課長の答弁の中で園の園長と協議をして、また報告しますということになっておりますけれども、今年は、この4,620人を見込んでいますというふうになっておりますけれども、その問題の解決はできたんでしょうか。その定数ですね。

ちょっと休憩よかですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時04分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま宮本議員のほうから過去の質問の内容を踏まえたところでのいろんなご意見をいただいたところであります。

結果を申し上げますと、以前は各園すべてが定員が80名ということで、進んどったわけですが、実は、それぞれの園長のほうから要望等もありまして、定員の減員という

こともお話にありましたので、そういったところも考慮しながら、現在は乙女と若草が定員が80名、それ以外については、60名ということで、今保育所の運営がなされております。

現状の状況としては、何の問題なく運営がなされているということでありますので、議員ご心配の向きについては、現在までのところ大丈夫だというようなことでございます。

御報告が遅れたことをあえて、お詫びを申し上げて答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） ただいま、款3、民生費について質疑を行っております。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

この民生費の中で、予算的に見ていきますと、民生費以外の款については、ほとんど予算的には減額の予算がほとんど多く見受けられるんですよ、その中にあっても、やはり民生費については今回590万の増額の予算となっております。

特に、その中で私がちょっと質問したいのは、ページの的には55ページの目の6の障がい者福祉費でございますけれども、ここについては、増額で1,524万2,000円の増額ということでございます。特に、こういった障がいを持たれた方たちの予算につきましては、どの項目をどうということではないんですけれども、やはり今まであったいろんな事業、障がい者福祉費の中の事業について、継続をされていかれながら、そして新たに拡充された部分が出てきての増額ではないかと私は思うんですけれども、その辺について、今までの事業については、そのまま利用できて、なおかつ拡充された部分があるというようなことで認識を私はしていきたいと思うんですけど、その件について間違いはないか、少し補足的に説明する部分がもしあるとするならば、お聞かせいただきたいと思うところがございます。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 民生費の中で、特に障がい者福祉費については、増加が著しいので、新規事業なりというのがあっているのかというような御質問だと思いますが、まず障がい者数の推移ということで、手帳の所持状況、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳というような手帳がございますが、令和2年度末ですね、令和3年3月31日現在で802名の方が手帳を所持されております。

年度別に見てみますと、一番多かった時が、平成27年度末で908名ということで、総数的には対象となられる方は減っているというようなことでございます。

特に、新規事業ということで新たに始まった福祉サービスというのはございませんが、障がい者サービスの利用形態の変化があっている。これまで、そういう福祉サービスについては、施設入所型というようなものが多かったんですが、現在は福祉サービスも、そういう障がいの手帳を持っておられるような方も地域に在宅して地域とともに生活をしながらというような福祉の考え方もあります。

まず、そのため在宅サービスのほうが伸びている、在宅であったり通所サービスというサービスが伸びております。そういうことを勘案しますと、予算につきましては、今年度

の推移状況をみまして、予算編成を行っております。

福祉サービスの利用について、相対的に絶対数、人数、対象者数は減っているんですけども、サービスの利用状況、サービス単価の上昇もありますけれども、そういうことで予算額は大きくなっていると、特に新規事業があって大きくなっているということではございません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款4、衛生費について質疑を行います。

60ページ中段から67ページ上段までの衛生費について質疑をお願いします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 衛生費の中の説明資料から、申し訳ございません。24ページに浄化槽設置事業の、書いてありますし、合併浄化槽を推進するために、いろんな撤去費用だとか、配管工とか、いろいろ放流ポンプとか、いろいろ補助事業をされて、この点については、推進するためにいろいろされていることに対しては高く評価いたします。

そういうことの中であって、先立っての補正のところで県補助がなくなったということで、そこまではよく分かりました。補助をですね、一気になくすのはということで、一般財源でも、その県補助に対して充当するというような説明もあっております。

そういう中で、課長の説明の話ですと、令和5年度に何かこれからのことについては考えると、決定をするということでございましたけれども、そこら辺のことをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） まず、令和4年度にも見直しを多少を行ってมาすので、それから説明させていただいてよろしいですか。

はい。令和4年度には、実は先ほど県の補助がなくなったという関係もございまして、基本の浄化槽本体に対する補助金の5万円ほど下げさせていただいております。これは上益城郡内と宇城市、宇土市の金額と合わせたものでございます。

実は、甲佐町だけが国庫補助基準の高度処理型という5万円ほど高い補助金の額を採用したこともございまして、甲佐だけが5万円高うございました。それを近隣に合わせたことによって、県の分、新築に対して県が出さなくなった分を若干圧縮することができるという考えで近隣に合わせさせていただいております。

拡充の部分ですけれども、国庫補助の基準に、くみ取りからの転換に対する宅内配管補助という流入管と流出管に対する補助が30万円付くようになりましたので、それを採用させていただいております。国・県・町で10万円ずつの負担でございます。

30万円一気に増えますので、県と町で出しました転換上乘せ補助というのを町内業者が25万、町外業者が20万というのを5万円ずつ下げさせていただきました。

結果的には、くみ取りからの転換が令和4年度からは約20万円増額ということになり

ます。単独槽からの宅内配管30万円については、令和2年度から取り組ませていただいておりますので、令和4年度からは単独のくみ取りも、かなりの補助額になるということでございます。

令和5年度から検討させていただきたいのは、県の補助がなくなった新築に対する補助、新築のお宅にはほぼほぼ合併浄化槽が設置されますので、補助を出さなくても付くだろうというのが県の考えのようでございます。新築に出すか出さないかについては、近隣ブロック協議会というのがございますので、その中で話し合って足並みをそろえさせていただければと考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 課長、何とかな、例えば、今までは例えば7人槽の場合、何万円補助がありましたと、令和5年度からは新築に関してはどうなるのかとか、申し訳ないんですけども、わかるように、わかるようにという言い方は失礼ですけども、金額ベースで、これまではこれくらいの補助が付いたけれども、こうなるとかいうのがあるならば、そういった金額で説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 令和4年度の金額ですけども、5人槽の場合新築には33万2,000円の補助をするということにしております。

新築の場合は、国が3分の1、町が3分の2ということの負担になります。これを全くなくすという考え方が一つと、県の分を除いて、今年の額の3分の2に国庫補助金の分と町の方だけにするという考え方があると思いますが、どちらにするかというのを令和4年度中に近隣町村と話し合いながら考えていきたいと、そういったことでございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） では、町長のほうに質問させていただきたいと思いますが、これまでは5人槽の場合33万円かのお金が支給されておったと、県がなくなるということでありますから、新築に関してはどうしたほうがいいのか。新築の場合は合併浄化槽を大体取り入れるというの、県の考え方も理解はできます。

町長のお考えは、将来的にはどう考えておられるのか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。5分間休憩します。

---

休憩 午前11時19分

再開 午前11時25分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから、本田議員のほうから、この合併浄化槽に対する設置補助の件でいろいろと御指摘、御意見をいただいております。

これまでもマニフェストの中で、令和5年、75%まであげるんだと、それは緑川を抱える町として、やはりそういう環境意識が非常に大事だという思いからですね、そういった数字もあげさせていただいて、これまで普及について取り組んできたところです。

内容としても、町単独での補助とか、あるいは上乘せ補助、あるいは新たな宅内配管で補助とか、いろんなこともやらせていただきながら、この普及率を上げるために努力してきたところです。

令和3年度から県の補助がなくなったということで、考え方としては、先ほどから説明しておりますように、当然新築については、下水道以外については、おそらく合併浄化槽を設置するというような考えだろうと思います。ただ、いきなりそれに乗ったところで、町も補助をはずしたらということには、やっぱりいきませんので、令和4年度については、上益城郡内、それから本町についても、これまで県の負担をしていただいていた分を含めたところで、国が3分の1、それから町が3分の2というような負担で、この補助を継続してやらせていただくことにしております。

そういった背景の中で、じゃあ令和5年度以降どうするかというようなことですが、確かに県が考えておられるように、設置については、当然これは入る、当然新築すれば合併浄化槽は付けられるので、普及率向上といったことには、おそらく直接的にはつながらないのかなと思っていますので、くみ取りとか、あるいは単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える、とちらのほうに重きを置いて、今後補助と支援等はやっていったほうが率は上がるかなとも思いますけれども、ただもう一つ考えなくちゃいけないのは、公共下水、下水道に対する、本町の場合は、この合併浄化槽の普及でありますので、費用対効果等を考えたときには、やはりその辺は少し考えていく必要があるのかなという思いはあります。

結果的に申し上げますと、令和5年度からどうするかという話でありますので、近隣の考え方等も意見交換もしながら、この問題については最終的な結論を出したいと思っております。

現段階においては、判断はなかなかできない部分もありますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ただいま、衛生費について、質疑を行っております。

ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 説明資料の28ページですけれども、不法投棄対策事業の86万2,000円計上してありますけれども、お願いですけれども、ちょっとわかりませんので、不法投棄に関する委託、シルバー人材ですかね、委託先はシルバー人材センターと書いてありますけれども、月に何回出られるのか、ちょっとわかりませんけれども、パトロールを増やしていただいて、今は現状的に山端のほうに結構大きいのを捨ててあります。その中では見てはいけないものか何か知らんけれども、動物あたりが来てバラバラにしております。それを去年からありますので、それをちょっとお願いして対応していただければと

思いますけれども、お願いです、これは。

委託先の方に、お願いとパトロール回数を増やすように言っていただければと。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） パトロールについては、3日間、2人体制で回っていたんですけども、どこ辺りにごみが捨てられているというような情報を環境衛生課のほうにお寄せいただきますと、重点的に回ることができますので、そのようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料の26ページに、がん検診事業があげられております。その中で、がんの早期発見ということで、早期治療ということですが、具体的に、がんの早期発見に、どう役だっているのか、がんの発見状況があるのかということをお願いしたいということと、ここに人間ドック、節目健診があげられておりますが、今の状態から対象者を広げるといようなお考えはないのか、そういったところで質問です。

それと、この集団がん検診の延べ人数ですね、これはいつの期間、1年間なのか数年間なのか、ちょっとようわかりませんので、ご説明をというふうにお願いします。

以上です。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） がん検診の発見ということでございますけれども、毎年7月に集団検診、8月に高齢者検診、12月にがんの検診というふうに実施をしているところではございます。

がん検診の発見状況ということで、人数のほうはちょっと把握がしてはおりませんが、がんの精密検査等が必要な方等に対しては、保健師のほうが自宅のほうに訪問等を行い病院受診の勧奨を行っているという状況ではあります。

それと、節目検診の拡大ということでございますけれども、以前も答弁のほうをさせていただいてはおりますけれども、今の現状としては、そのままの年齢で行っていくならばと、拡大のほうはすみませんが、考えてはいないというところです。

集団のがん検診の延べ人数ということでございますけれども、延べ人数ということで、これは昨年というか、本年度、昨年度以前からの実績に応じて、それぞれがんの延べ人数ということで、一つ受けられる方もありますし、数件のがん検診、いろいろ検診については胃がん検診とか、大腸がん検診、肺がん検診とか、乳がん検診とかありますので、そこで複数受けられる方もおられるということで、延べ人数をあげているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと令和元年度の数字で申し訳ないんですけども、いろん

ながん検診を受けますけれども、そのうち胃がんが発見された人が令和元年は3人、それから大腸がんの発見者が2人、肺がんの方が1人、乳がんの方が2人、以上のようなことになっていますので、そういった検診によって新たに病気が見つかったという方がおられるということで、非常にこれは大事なやっぱり検診なのかなという思いがあります。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すみません。先ほどのがん検診の発見人数ということで、ちょっと私のほうで手元に資料がございまして、実際はわかっているというところで、町長から答弁いただきました。すみませんでした。

○議長（宮川安明君） ほかに衛生費について、ありませんか。

ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 先ほど、民生費のところ佐野議員の質問について、住民生活課長のほうから訂正のお申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 先ほど、佐野議員の質問で、処遇改善事業の対象となる事業所のことで答弁いたしましたけれども、その中で事業者内保育所というふうに説明いたしましたけれども、事業内保育所は対象外となっておりますので、お詫びして訂正させていただきます。

また、対象となる施設職員の人数については、町内の5つの保育所で職員数が89名、合計です。あと3つの放課後児童クラブの職員数が17名、合計で106名分を対象として予算計上をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 次に、款5、農林水産費について、質疑を行います。

67ページ中段から74ページ上段までの農林水産費について、質疑をお願いいたします。

款5、農林水産費についてです。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

説明資料の30ページの農地利用最適化推進活動ということでありましてけれども、今度は推進委員さんの改選もあるんじゃないかなと思っておりますけれども、最初ときは確か我々のほうにも資料というか、頂いたかとは思いますが、もし決まりましたら、またご

周知というか、それはお願いしたいと思っております。

それと、32ページの新規就農者支援事業、一般質問、また昨日の補正の中でも12番議員が聞かれておりましたけれども、以前は年齢と年収とか、そういった分の要件もあったかと思うんですけど、今回のことで、それは改善されているのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

まず、最適化推進委員さんのほうですけれども、現在、推薦、公募をかけまして、そのあと評価委員会にかけて、一応そこで名簿としては出来上がっております。それを先日同意いただきました農業委員さんが今度4月1日に臨時総会を開催されます。その中で、農業委員会の今度農業委員さんの中で、今度また評価委員会を開催して、そこで任命ということになりますので、そこが正式に決まりましたら、また資料の提供のほうは行っていきたいというふうに考えております。

それと、次に新規就農者の支援、年齢要件、それと所得要件ということで、国のほうの農業次世代人材投資事業についてと思いますけれども、以前年齢については45歳までというのが、現在のところ50歳までということに延びております。

それと、令和4年度から制度が今度新しく変わります。先ほどおっしゃいましたとおり所得要件で150万円の最大支給が受けられる、ただ所得があればだんだん減っていくというようなところでしたが、それについては、所得要件については、世帯の所得ということで、変わって大幅に緩和されております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） すみません。

今度は、世帯の所得ということで、1世帯当たりで600万まで、600万までであれば、この150万円が3年間いただけるというような制度に変更になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

説明資料の35ページの中のカワウ追い払い活動委託料というのがございますけど、放流した稚魚がカワウの食害を受けている状況で行っているということでございますが、最近テレビとかでもよく出ております外来種による在来種の絶滅とかいうのも聞いておりますが、そういう調査とか、また今後そういう駆除とかされるようなことは、もし計画されて

おられればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、外来種の駆除ということで、おそらく想定されてますが、たぶんブラックバスとか、そういうところになってくると思われます。

町のほうでは、それらの駆除活動に対しては、現在のところ行っておりません。ただ緑川漁協のほうで、外来種あたりの駆除についても行われているということで聞いております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 説明資料の35ページですけれども、有害鳥獣捕獲事業の中の318万7,000円あがっておりますけれども、とにかく夕方から、あそこの中早川から浅井にかけて、イノシシがすみついとるのか何かわかりませんが、しかもですね、道路に結構おります。そういう場合は、対象としては、あの辺では鉄砲は撃たれんけんですね、駆除的には夜間の窓口とかはありませんので、あの辺の民家の方が怖くてどうにもできんと、家から出られないということで、そういう場合は、どこに連絡して、駆除で苦情にならないと思いますけれども、とにかく龍野線のあの路線は、イノシシとシカが山からじゃなくて毎晩おりますので、そういう場合は駆除は、どこに頼めばよかですかね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 有害鳥獣の駆除ということで、議員おっしゃいました箇所について、以前からお話があります。

一応、駆除につきましては、おっしゃいますとおり、あそこでの銃の使用というのが、なかなか民家がありますのでできないということで、町のほうに相談されて、昨年については、わな班、有害鳥獣駆除隊のほうに町のほうから依頼をして、昨年わなを仕掛けた経緯がございます。そこで、昨年1頭か2頭ぐらいについては、捕獲がっております。今現在まだ、例えば子供に危険を及ぼすとか、そういうふうな状況であるのであれば町の農政課のほうに言っていただければ、その状況を見て駆除隊のほうに依頼をして、わなの設置であったり、追い払いであったり、そういうところを依頼したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

あの路線に毎晩のように道に出てきますので、小さいやつから大きいやつまでですね、できるならば早急に駆除をされる方に通達していただいて、駆除をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。おりますけん、太かんのですね、それもお願いしておきます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

私も同じく有害鳥獣について、質問させていただきます。質問といたしますかですね、今おっしゃるとおり緑川の河川敷ですね、河川敷の中をイノシシだったりシカが、いうなればすみかにして、夜になると農地のほうに出てきて悪さをするというようなお話を聞きます。一つのそういった意見をいただいたのが、上揚地区で鶴の瀬の上流のほうをここ最近地元の有志の方たちで河川敷の竹を伐採されて、きれいな環境をつくられておりました。お話をいただきましたんですけど、その中で、やっぱり環境が良くなったことと、隠れ場所がなくなって、イノシシによる被害も大分減ったというようなお話を地元の方からいただきました。

となると、やっぱり畑とか農地だけを守るんじゃなくて、やっぱりすみかである河川敷、特に国土交通省さんが管理されておりますので、なかなかむやみには触ることはできないと思うんですけど、これについては農政課、それと建設課、特に河川敷に木とかヨシとかが非常にはえていますので、この辺はやっぱり国交省に対しても、何らかのアクションで伐採とかを進めていただければ、有害鳥獣も山の方に帰っていくやつが、多々いはしないかと思うんですけども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 国が管理しております河川敷の伐採については、毎年繁茂をしている場所については、要望はしているところですが、要望どおりには進んでいないというのが現状で、国のほうも繁茂している箇所については、施工はされておりますので、強くですね、これからも継続的に要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 説明資料で、34ページの下二つに糸田堰の老朽化施設の改良と、その次に糸田地区基盤整備事業と、この二つの予算が計上されておりますけれども、まずは、上の糸田堰の老朽化施設は、こういったものが老朽化しているのか。

それと、財源内訳は、財源はどこに、糸田堰はどのような形で財源が準備されているのか。いわゆる糸田堰の分とか、受益者、土地所有者の負担だとか、そういったことを含めて、財源の内訳をしていただきたいのと。

糸田地区の基盤整備事業というのは、これは以前からずっと話をしているという思いがあります。もう随分もう10年も20年も前から、こんな話があつておりますけれども、この事業の見込みですね、この基盤整備事業ができそうなのか、できそうにないのか、その見込みと、調査されるということでもありますので、その調査される委託先、誰に調査されるのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えします。

まず糸田堰地区の農業農村整備事業の負担金ということでございますけれども、これの老朽化の箇所については、糸田堰の本体でございます。

糸田堰本体で漏水があつて、水が堰の堤体のほうから出ているというところで、これに

ついでに補修工事を予定しております。

これについては、県営事業で行いまして、国が50%、県が29%、そして土地改良区が、7%、残りが町ということになります。受益が3町村にわたりますので、嘉島町、御船町、甲佐町、それぞれ受益の面積でパーセントを出して負担金を出すような事業になっております。

一応、これが令和5年までの予定ということで、昨年測量のほうが終わりました、今年から工事のほうに入っていくであろうということ聞いております。

それと、糸田地区のほ場整備、換地業務でございますけれども、現在予算のほうで委託料のほうを二つ組んでおります。これについて、議員おっしゃいましたとおり、以前からずっと話が出ていたところでございます。これが令和元年から再度また説明会を開催いたしまして、地元説明会、そして、そのあとに地元以外の地権者の説明会も行いました。これについては、町のほう県のほうもあわせていって再度説明会を行っております。そして、その推進委員会のほうの中で動かれて、現在のところほぼ同意のほうは取れたというところになっております。

そして、あそこのほ場整備の大体の区域についても、その委員会のほうでほぼ決定されまして、それに基づいて、今回この調査業務のほうを出しております。この調査業務と申しますのが、まず国の補助の採択を受けなければならないということで、その手順として、まずは町のほうが促進計画、基盤整備促進計画書というのをつくらなければならないと、その促進計画をつくるために、まず、その地区のアンケート調査、営農のアンケート調査、それと、その筆、それと相続関係の調査、それとそこのほ場整備、換地したあとにどういうふうな営農をするのかという営農構想、それと換地設計基準、そういうのを含めたところで推進計画を町のほうがつくります。その推進計画をつくった後において、県のほうで更に計画のほうを立てられます。県のほうで計画を立てられて、今度は国のほうに採択を申請すると。

今、県のほうと地元、そして町のほうで何回か協議を重ねておりますけれども、一応採択予定は令和6年度に採択予定ということで、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料の33ページ、事業名、多面的機能支払い事業、施設の長寿命化ということで説明が載っておりますが、なかなかちょっと専門的で、なかなか理解できないようなところがありますので、備考欄とか下の①②について、もうちょっと説明をいただければと思うんですが。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、多面的機能支払い事業の長寿命化の方でございますけれども、これにつきましては、多面的のいわゆるハード部分、農道の舗装であったりとか、用排水路の布設替え、そういった事業にかかるものでございます。

ここで①、直営施工を行っていない組織については、単価が通常の6分の5となるということで、直営、自分たちでそのところを舗装をすると、そういったところじゃなくて業者のほうに委託をされるという場合には、単価が通常の6分の5ということになっております。

それと、②でございますけれども、このところで1組織への交付上限額は200万円のため、合計額が差異が生じるということで、単価に単純に面積を掛けて金額を出しますと、これが上限が200万となっておりますので、それを超えた部分については交付されないということになりますので、単純に横計と縦計がちょっと合わなくなりますよというところで、ここは記載をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

説明資料の次のページ、34ページの上の④の中山間地域総合整備事業についてお尋ねします。

この事業につきましては、説明にもありますとおり、御船、益城、甲佐、広域連携型のハード事業ということでございますでしょうけど、おそらくもう取り掛かっておられる事業もあると思うので、令和3年度の実績と令和4年度の、この4,000万ほどありますけど、計画の具体的な内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 中山間総合整備事業について、お答えいたします。

まず令和3年度の実績といたしまして、まずほ場整備が中横田の宮上、内田、この両地区でございますけれども、これについて、今、換地委員会のほうを開いて換地基準等の設定を全部行っております。

そして、そこについて、一部設計に入って入るところでございます。

それと、営農員雑用水、宮内のほうの営農員雑用水につきましては、設計、それと一部用地買収に入っているところです。それと、ため池整備につきましては、現在まず世持の上ため池のほうで設計が終わっているところです。

そして、今度令和4年度新年度の事業でございますけれども、まず営農員雑用水については、一部工事のほうが始まりますということと、残りのところの設計、そして用地買収が予定されております。

そして、世持上ため池についてが、今年度工事を着工される予定です。

そして、ほ場整備については、中横田、宮上、内田、この両地区については、今年工事に入られる予定です。稲刈り後ということで、聞いております。

それと、あと1カ所ほ場整備の上揚地区につきましては、今、換地委員会のほうを設置しまして、今、換地の価格、それといろんな設計について話し合いをしている段階でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 農林水産費について質疑を行っております。ありませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 昼食のため、しばらく休憩します。  
午後は、1時から開会いたします。

---

休憩 午前11時59分  
再開 午後1時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款6、商工費について質疑を行います。

74ページ中段から77ページ上段までの商工費について、質疑をお願いします。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

説明資料の38ページ、やな場施設管理費のところに80万6,000円のとってますけれども、本年度から委託業者が変わるということで、特定の1社だけしかないという説明を受けておりますけれども、以前に募集をかけて何社かこられて入札制度になったかと認識しておりますけれども、そのときの町に納める使用料ですね、今の現状からの何人か変わられておられますので、その使用料の額と、今回400万円の使用料、100万円の減ということで、おそらくコロナ禍の影響で100万円の減と思いますけれども、コロナ禍が終息したら元に戻されるのか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今やな場の貸付料のことについて、お答えいたします。

ここ数年400万ということで、貸し出しを行っております。議員おっしゃるとおり、以前は400万プラス売上の数パーセントという形で提案をいただいたところで、契約した部分もありますけれども、ここ最近では400万という形で契約をさせていただいております。

あと、今年度につきましては、議員おっしゃるとおりコロナ禍がありまして、2年間も営業を行っていませんので、100万の減額をしたところの300万を月額に割って支払っていただくという形をとっております。

これについては、今年度、令和4年度分で300万で5年度から400万に戻すという形で考えているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

またその関連で申しわけございませんが、この管理費80万6,000円のとってありますけれども、非常にあそこの公園ですかね、公園かなんかわかりませんが、あの辺あたりも、そういう委託業者が維持管理をされるのか。

また、特定の1社だけしか募集がきてないということではありますけれども、その特

定の1社、結構今回までかなりいろいろされていると思いますけれども、その関連ではございますけれども、今後大型施設ができる場合、それも専門業者とかなく、またその特定の1社だけになるのか、偏りはしないかという不安からお聞きするだけであって、もしも仮に1社だけしかおらないということであれば、その方が、もしも現状できないということであれば、ほかに誰もいないわけですので、その専門的な業者さんを地域限定でしたらだけで1社しかないということで、今後大型施設あたりは、また特定の1社だけをされるのか、運動公園のことですね、それをちょっと聞きしたい。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、まずやな下公園、議員が言われている公園につきましては、やな場の下の公園だと思います。やな下公園という名称がありますが、その管理につきましては、この業者設定につきましては、公募型のプロポーザルということで、公募をして審査会を行っております。これについては、議員おっしゃるとおり1社の申し込みがあって、その1社について、プレゼンをしていただきながら点数を付けて評価点が超えたという部分で業者を決定させていただいています。

その要件につきまして、やな下公園の管理も含めたところでの提案をいただいておりますので、管理については、決められた業者がさせていただくという形になります。

あと、その業者につきましては、町内でいくつか事業もされておりますけれども、それについても今後ですね、そういう形で無理がないような形での営業努力、そういう部分については、町もきちんと把握しながら指導に努めていきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 現在までの状況については、今、担当課長のほうから説明したとおりです。

議員ご心配の点は、今後、現れなかった時というような状況なんでしょうか、そういうことに対する考え方なんでしょうか。そういうことでよろしいですか。

もし、そういう状況が発生する場合については、その場面で考えなくちゃなりませんけれども、町にとって有益なきちんとした対応をしていただくところを選定するというようなことが基本になろうかと思います。

その詳しい内容等については、少なくとも、今後5年間は決定している事業所と契約を結んでやっていくということになりますので、そういった5年間の中で十分考える時間はありますので、検討していくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今、町長答弁ありましたけれども、今後に向けても1社しかないということでもございますけれども、大型施設もございまして、ただ先ほど申した一時的には1,000万から超える額で使用料、売上に対しての割合があったかと思いますが、

一律400万ではなかったと思いますけれども、その400万まで下げた経緯は、どういうあれがあるのかという、さっきお聞きしたかもしれない。一番上がった時に1,700万ぐらいあったと思いますけど、それから500万とか400万ぐらいまで下がったんじゃないですかね、その下がった経緯は、どういうあれで下がったのかというところ。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 提案される時には金額が上がれば、それだけポイントも高くなるし、あといろいろな審査する場面で点数が上がるためには、いろんな条件がそろったほうが、例えば、私がずっと言い続けてきたのが、その半期だけじゃなくて、年中を通したところのそういった提案がなされれば、おそらくポイントも高くなるだろうし、そういったところをトータルで考えて事業者を決定したというふうに記憶してますので、1,000万の時には金額での入札によって金額が上がったということで、その後、業者決定に当たっての方法を変えてきましたので、その段階で徐々に金額のほうも下がってきたというようなことだというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

すみません。今のやな場の関係で、やな下公園についての管理もされるということで、今までも私も甲佐町において何度もよく使わせていただいていたわけですが、確か最初、何代か前の方は上豊内部落にされとって、その次の方が自分ですとって、ちょっと荒れた時が確かあったと思いますが、今後の今度の業者さんですね、そちらのほうの管理のほうがちゃんとできるのか。それと、町長の通年営業、先ほど言われた。この辺に関しては、どのようになっているのか、よければお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） やな下公園のまず管理について、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地元の業者さんに、地元の方に頼んで維持管理をされた場合と、受けられた事業者さんが直接されたという部分であります。

来年度ですね、令和4年度につきましては、一応プロポーザルで受けて何らかの提案では、一応地元で頼んで地元と協力して維持管理をしていくというふうに聞いておりますので、よりよい維持管理ができるものというふうに考えているところです。

また、通年営業につきましては、一応これも提案していただいておりますけれども、令和4年度からは一応通年営業ということで4月、5月は準備で間に合いませんので、6月からは営業していただいで、その後、やながアユが落ちた場合ですね、終わった場合の11月以降については、営業していただくような形で今計画をされております。

その中では内容は詳細には、まだ決まっておられませんけれども、提案としては地元特産品を使った、ニラを使った鍋料理とか、そういう形で提供していきたいというふうには聞いておりますので、その辺については、今後、町とも協議をしながら、どのような形で営業していただくかという部分については、協議をしながら決定していきたいという

ふうを考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

説明資料の38ページ、交流拠点施設管理者運営事業262万3,000円というふうには、2施設への指定管理者制度の活用の運営ということであっております。これについては、予算書のほうでは76ページ、交流拠点施設管理料139万円ということであっておりますので、その2施設それぞれが内訳がわかりましたら教えていただきたいというのがございます。

それともう1点、現在ご存じのとおり、キャンプブーム、アウトドアブームでございまして、津志田河川自然公園等も非常にキャンプでにぎわっております。また、津志田河原に関しては、本町への交流人口の増大大きく貢献していると思っておりますが、経済効果はあるかというクエスチョンマークでございますが、井戸江峡のキャンプ場におきましては、グランピング施設に泊まれたお客様は、必ずといっていいほどお金を落とすとしていただいておりますし、経済効果、そしてあわせて経済波及効果にも貢献している施設です。今後、井戸江峡のほうのキャンプ場のほうの拡張というか、駐車場の横にも空いている土地がございますが、そういったのお考えかということお聞きします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 交流拠点施設の経費等について、ご説明を申し上げます。

議員おっしゃる資料につきましては、38ページの262万3,000円につきましては、これについては、施設の修繕費、また通信料として電話代、またWi-Fiを付けておりますので、その通信費、また井戸江峡の備品という部分が入ったところでの262万3,000円という形になっております。予算書の中の139万につきましては、指定管理料ということで指定をしている業者に支払う金額になっております。この内訳につきましては、指定管理をする際に町のほうで試算をさせていただいて、今後の利用状況だったりとか、その収支を考えたところで3年目の指定管理を出しております。その中で、旧西村邸については、収支でマイナスの184万2,000円で試算をさせていただいて、井戸江峡につきましては、45万2,000円の増ということで、利益が出るという部分で計算をしておりますので、差引まして139万が赤字になるだろうという試算をしておりますので、その分を計上させていただいているという形になります。

また、井戸江峡の拡張につきましては、今現在、町道の改良が行われております。その状況も踏まえまして、今後利用状況、また利用者等を考えながら拡大等についてはどうかということについては検討していきたいというふうを考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 商工費について質疑を行っております。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

予算資料ですと、76ページの観光協会補助金関連で町長にお聞きいたしますけれども、今のところ、ちょっとなかなか難しいですが、今2年間あゆまつりが開催されておりません。本年度、今の状況の中で町長の思いをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃるとおり、この2年間あゆまつりの開催ができておりませんし、その他にも春、夏、秋、冬、それぞれに町がこれまで行ってきた各種イベント等についても全て中止というような残念な結果になっております。

ただ、あゆまつりの時期については、少しでも町民の人たちが癒しを感じていただけるなと思ひまして、突発的に花火を上げたというようなこともありました。

今後の対応については、どうしても、このコロナの感染がどういう状況につながるかということにもなりますけど、願わくば、これまでやってきた従来の祭りの形式をとりながら、ぜひ実施したい。

また、そのほかのスポーツフェスタ、それから産業文化祭、そして10マイルロードレース等についても、実施ができるようなことで、準備は進めていきますし、予算的にもちゃんと確保してありますので、早くそういう状況に戻れるように願っているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。

説明資料の37ページの観光宣伝事業でございます。

観光看板の案内事業とか、そういうのもかなり今まで続いてきましたが、観光看板をつけてですね、今のところ拠点拠点をつなぎ合わせて町への経済効果を図るようなことにつなげるというのが大体目的だったと思いますが、津志田河原の自然公園については、やっぱり今でもかなり多くの方が利用されております。トイレの改修もあれで済んだと思っておりますが、あそこの利用者に対してのそういうPR活動というのは、何かなされておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今議員おっしゃるとおり津志田河川自然公園については、土日になりますと、100ぐらいのテントが毎週、あたりに建てられていると思います。その方々へのPRということで、いろんな部分で課内でも協議をしております。ただ、これといった、すみません、得策な手段がまだ確定しておりませんので、ホームページ等々の宣伝等、また議員おっしゃるとおり、地域振興課では、サイン計画ということで、看板等の計画も立てておりますので、それに基づきながら甲佐の町内に誘導できるような形で取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 次に、款7、土木費について質疑を行います。

77ページ中段から82ページ上段までの土木費について、質疑をお願いします。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

予算書からいきますと、78ページの18の負担金補助及び交付金の県事業負担金ですけれども、これと次のページの道路橋りょう費の中の14番の工事請負費、道路維持工事の分について、お尋ねをしたいと思います。

まず、78ページの県事業負担金ですけれども、これにつきましては、事業名と事業概要、それと単年度要望とは思いますが、それぞれに負担額を教えてくださいのと、79ページの道路維持工事につきましては、予算が大変厳しい中に行政区の要望もかなり年々増えてきております。1年ごとにすると20件未満ぐらいの行政区要望があっている中で、ほとんどがこういった事業系の要望だと思いますけれども、予算のほうは今年度は500万ほど増額されており、行政区の要望のほうも認められて少しずつでも良くなっているのかなと思いますけれども、まず、その行政区要望が、この500万が増えたことによって、どのくらいの率に、率といいますか執行率になるのかというのをお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、まず1点目の県事業負担金について、ご説明をいたします。

県事業負担金につきましては、県の事業に対する町の負担金ということですが、一つ目が県道三本松甲佐線、上揚地区における道路改良工事でございます。

これは現在の上揚団地周辺の工事となります。現在、測量設計が終わりまして、用地交渉と補償が進められております。それと一部道路改良に入られる見込みでございます。こちらが町の負担率が15%。

それと二つ目に県道稲生野甲佐線、上早川地区ですね、こちらは上早川の河川公園のところから橋梁の区間の道路改良工事が予定されております。現在、測量設計が終わられて、今後用地買収等に入られ、工事に一部着手される予定となっております。こちらも負担率は15%となっております。

それともう一つが、同じ県道稲生野甲佐線の上早川地区の城平の先の付近ですね、側溝が小さいということで、側溝の大きさを変えるという側溝の補修工事ですね、それを約30メートル程度されて、そちらの維持工事の町負担金の負担率も15%となります。

これは、あくまでも県のほうの現在の予算に対する予定でございます。負担割合、負担金が465万円の負担の予定となっております。

このほか、これ以外にも県で追加されて維持工事等をされる場合がございますので、こちらに対する負担も今後発生してくるものと見込んでおります。

それともう一つの件が、道路維持工事で昨年より500万円増えたということですが、道路維持工事に対しては、純然たる一般財源で対応しておりますので、これまで地震以前には3,000万程度の事業費で推移してたんですが、地震以後だんだん少なく

なって、令和3年度では2,100万円の予算でした。令和4年度で2,600万円を要求いたしまして、500万円の増加が見込まれております。

この中で、行政区に対する要望でどれだけ反映しているかということだと思いますけれども、現在、行政区要望の取りまとめをしております、建設課はかなり多くて道路維持関係に関する工事が約28件ほどありまして、1億1,000万円、概算費用ですこれはあくまでもですね。1億1,000万円程度、交通施設安全費で20件ほどありまして、これが720万円程度、それとこれは河川になりますけれども、河川しゅんせつとか河川維持工事で11カ所程度ありまして、2,400万円。道路維持ですので、河川費は関係ございませんけれども、この中で、合計しますと、約1億1,200万円程度ですので、要望に対する予算の割合としたら18%程度かなということですので、要望に対しては、そうあんまりはできていないということですが、熊本地震以降、社会資本整備事業の交付金事業あたりを活用して、本来維持工事で対応すべき舗装の劣化工事とか、それにあわせて側溝の整備、そういったやつを研究しながら、なるべく維持工事から交付金事業へ乗り換えていこうという取り組みも研究しながら現在やっているところで、行政区要望に対する事業量としてどれだけできているかということは、ちょっと統計をとっておりませんが、ちょっとこれは推計で申し上げてよろしいでしょうか。

はい、すみません。大体、要望に対する40%から50%程度はできているんじゃないかという感覚でおります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番。

先ほども言いましたけれども、やはり年間に行政区要望を取られる際に、20件ぐらいの要望がほとんどありますけれども、その要望をやはり一般財源で年次計画で、それを完了していくというのは、なかなか厳しいものもあると思いますけれども、その要望のやり方を例えば、行政区でも優先順位というのは、必ず決められてはくると思うんですけれども、必ず総会を通した面での要望なのか、何といいますか、部長さんあたりでされた要望なのかというのが、ちょっとわからない点もありますけれども、なるべく要望がかなうように、優先順位を何本かに決めて、そして、今年からはこういうふうに変えますよというような行政区要望の様式を変えたりとかする計画があるかどうかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 行政区要望につきましては、昨年度だったと思いますけれども、行政区要望の規定といいますか、要項みたいなのがなかったので、新たに作りましてですね。一行政区も20とか30とかあげてこられるところも過去にございましたので、一応10件までということで、一応重要度に絞って出していただくような形で各50行政区にはお願いしているところです。

様式の変更につきましては、重要度というかですね、その緊急度とかいうのを一応付けていただくようにはやっておりますけれども、今後もいろんな、さっき森田議員が言われた

ように、総会とか役員さんとか総意の上での要望であるかどうかというのも、それぞれの行政区に聞いてみないとちょっとわからないんですけれども、そのあたりの公平性あたりも保つような形で、また今後も検討していきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

説明資料の43ページ、町営住宅維持管理費として1,000万弱出ておりますけれども、この老朽化した町営住宅ということで、修繕と維持管理費ということでもありますけれども、以前から比べると、建物自体が新築で1戸当たり1,500万ぐらいするとじゃないですかね、家賃収入、低所得者向けですので、家賃の収入だけでは、また修繕等がかなり、今後は中長期でみた場合、かなり出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、そこで町長、もうそろそろ老朽化施設は、払い下げされていかがですか、そういう町営住宅の老朽化した施設ですね。

おそらく建物自体は評価ゼロだと思いますので、若干の土地だけぐらいの施設を、そういう町営住宅に限ってですね、また建て直すと維持管理費もすると、かなり今後は修繕代とかいっぱい出てくると思っておりますけれども。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時29分

再開 午後1時29分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今の町営住宅の今後のあり方といたしますか、町のほうでは町営住宅の長寿命化計画を策定しております。

今年度策定を新たにやり直しまして、現在、上揚住宅の建て替え工事、早川第1団地の建て替え工事を最後に、残りの住宅に対しては現状を修繕しながら維持していくということで耐用年数が過ぎ、入居者がおられなくなった場合には用途廃止をしていこうという方針のほうで長寿命化計画を策定しております。

現在、住まわれているまでは修繕等で対応していきますけれども、後々には用途廃止の方向で考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町の町営住宅については、これまでその時その時、時代時代の要請に従ったところで住宅を建設する。あるいは維持管理を行って来るということで、これまで進めてきたというふうな思いがあります。

今後については、そういった情勢を考慮しながら、やはりどうするかというのを判断していかなきゃならんというふうに思いますので、町がそれだけ管理する内容が減ってくれ

ばですね、それはそれとして結構なことだと思いますけれども、それぞれの地域の実情であったり、それから、入居者の方々の入居状況であったり、そういうことを総合的に判断しながら結論を出していきたいというふうに思っております。

一応、今のところ、建設課長のほうから説明したような内容で長寿命化ということで、今進めておりますけれども、十分、議員ご指摘の件は念頭におきながら、今後の対応を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

説明資料の39ページになります。

先ほど、森田議員のほうの質疑の中でもありましたけれども、県営事業の中で県道三本松甲佐線、上揚区、先ほど建設課長のほうからの説明で上揚団地周辺ということで、ご説明ありましたけれども、これに関連してお尋ねなんですけど、やな場からそこまでの区間ですね、やな場から甲佐神社とか、この辺りの道路について、今後、三本松甲佐線の期成会あたりで拡幅のそういった話とかは出ているのかどうか、お尋ねしたいと思います。確か私の記憶では、以前は農政サイドの第3期の中山間総合整備事業の中で上揚地区のほ場整備あたりが計画があってですね、その計画とあわせて三本松甲佐線の今言いました区間については、拡幅工事を検討するならというような話になっていたかと思っておりますので、そのあたりの現段階での状況について、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 上揚団地から、やな場までの道路拡幅工事で期成会あたりで要望しているかということですが、現在は、以前はやな場から上揚団地まで長い区間を要望していた時期もありました。

しかし、あまりにも長すぎるということで県のほうからですね、一応、上揚団地周辺の狭い所を特化して近年は要望しております。

しかし、先ほど農政サイドのほ場整備の話が出たときに、そういったところの、そのときに道路を広くしたらどうかという話もありましたので、その後、県土木サイドと、堤防ですので、国土交通省も関係してまいりますので、また町とですね。今年度になってから三者とそういった話があるので、今後そういった道路改良の話も含めてほ場整備と一体となった整備ができるかどうか、また県道の整備をそれとあわせて協議を進めてほしいということを町のほうから要望を、協議をしてくださいという要望を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、わかりました。

私が聞きましたのは、要は今度陣ノ内城の跡が国指定史跡ということで認定されて、そういった文化施設の観光といった面で、例えば陣ノ内城跡がありますし、その周辺では、

やな場もありますし、甲佐神社もある、その途中には鶴の瀬堰ですね、そういった文化的な観光施設を、よく執行部で言われる点と点を線で結ぶといったときの線の整備ですね、例えば、大型バスでやな場までは行きますけど、例えば甲佐神社までは行かないとか、そういったものもありますので、よければ線の整備ですね、そういったのも平行して進めていただければと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

ちょうど上揚地区のことが、今、話で出てますので、これは建設課の工事だと思うんですけど、町村河川の安平川で宮内地区の防災センターというのが上扬住宅のすぐ隣に出来ましたよね、その隣に河川の安平川がございますよね、そこに、私この前ちょっと別の用でいたんですけど、橋台か何かがかかっているような気がするんですけど、あそこにはもともとは人道橋ぐらいの小さな橋が甲佐神社のほうから田んぼの中をきて、上扬住宅のほうに行くようなところだったと思うんですけど、橋台を見ると結構大きな橋台が見えたので、あそこに橋か何か架けて今度上扬のほ場整備をする地域の中の農道か何かを広げて、道か何かをつくれる計画が今あってるんでしょうかね、そこをちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

今、鳴瀬議員がおっしゃられました上扬住宅の所の人道橋ですね、人道橋が以前ありました。それが熊本地震によって落橋いたしまして、通れなくなったということ。県道にかかる三本松甲佐線に架かる橋も熊本地震の際に通れなくなったということで、県のほうはもう普及が済んでおりますけれども、その際に上扬住宅から上の地区にお住まいの方が工事期間中、道を通れないということで、この人道橋も今回ほ場工事によって車が通れるような拡幅した道路で災害復旧ではありませんけれども、交付金事業を活用して迂回路として利用できるような道路のために橋梁を現在架けているところでございます。

その中で、今回農政サイドのほうではほ場整備の予定区域に入ってます道路も大型車両が入るような一部拡幅等をしておりますので、として道路はつくっておりますけれども、その後はほ場整備で、その後どういった配置計画があるかどうかは、お互い協議をしながら道路整備については進めていきたいと思っておりますけれども、安平川に架かる橋梁については車は通る橋梁を架けていくこととなります。令和4年度には完成する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

私の一般質問で取り上げました路面標示の問題で、それに関連して通学路安全対策事業

の中で、区画線等の整備を行う予定というふうに載せてあります。それで、通学路に関係する路面標示については、この予算の中からというふうに思いますが、それ以外の路面標示については、どこかの事業費の中であるのかなというふうに思うんですけど、それはどこになるのかということで、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 通学路の路面標示についての予算はどこにあるかということですが、これは7款の7-2-2の土木改良費、7-2-2です。道路新設改良費の中の工事請負費の中にですね、その中に防災安全交付金事業で行います通学路安全対策費用というのがありますので、その中に入っております。

ページで言うと80ページの中の道路改良、工事請負費の中に入っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

説明資料ですと41ページ、本予算ですと80ページの道路新設改良費の中に、建物を立木等補償費と、町道大町塔ノ木線ということで、1億5,020万円予算が組まれておりますけれども、令和4年度は用地買収及び移転補償を改良工事を行う予定となっておりますが、用地買収及び移転補償の件数ですね、どのぐらいあるのか、そこを教えてくださいと思います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 7-2-2の大町塔ノ木線の補償費につきましては、大体物件的に12件ほどありますけれども、今回すべてをあげていることではありませんので、5棟ぐらいを今回令和4年度の予算で5件ぐらいの分を補償費としてあげております。

まだ、交渉の今後はじめますので、ここはまだ補正あたりで対応させていただくという工事費からこちらのほうに組み替えとか、そういった対応させていただくならばと考えておりますので、またその時になってご相談をさせていただき、予算の補正をさせていただくならばと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款8、消防費について、質疑を行います。

82ページ中段から86ページ上段までの消防費について、質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

説明資料の49ページに、宮内防災センター整備事業がありますが、この説明の中に車中泊、避難場所ということで利用できるような整備とありますが、車中泊、避難場所というのは具体的にどういったものか、ご説明いただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 宮内防災センターの建物自体はできておりますけれども、県道から入り口のほうを上場住宅を解体しまして、そこを中段、道路が走るわけですが、その道路と宮内防災センターの間に、かなりの800平米あたりの広さができますので、そこを盛り土をいたしまして、宮内防災センターと一体化に、利用できるようにして駐車スペース並びに、そういった車中スペース、いざというときに車中泊あたりの避難場所として使えるようなスペースを盛り土工事によって造成するというございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 車中泊スペースということで、一般的な駐車場よりもちょっと広くなるということでしょうかね、違う。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 駐車スペースの区画を設置するという事ではなく、広場を舗装して車も自由に止められるような広場をつくるということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 84ページもよかですよ。

○議長（宮川安明君） はい。

○4番（鳴瀬美善君） それで一つ、お尋ねいたします。

ページは84ページが一番上の項目、防火水槽新設工事、資料としましては、46ページですね。この中で40トン級の耐震性貯水槽を令和4年度は4カ所ということで予算化をされてますね。ずっと毎年耐震性貯水槽は設置されてきておられますけど、計画の最終年度というのがあるのか、あって毎年4基ずつつくってきたとするならば、必ず終わりの年度はくると思うんですよ、4基ずつつくっていくので。ただ、これまでにもう30年か、それ

ぐらいの以前に出来た耐震性貯水槽、何でわかるかというとも私もその時代において設置していますので、そういった耐震性貯水槽は、年数とともに耐用年数もきますでしょうから、そういったものの更新だったり、あるいはジョイント部だったり防水の修理へんも発生してきているのではないかと思うんですけど、聞きたいのは最終年度があるのか、そして、古いやつは更新していく計画があるのか、あるいは修理で賄えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、消防水利には基準水利数というのがありまして、それが221基というふうになっております。現在の水利数が212基で、充足率は95.92%ということで、本町はかなり充足しているというような状況でございます。

終息年度の質問でございますけれども、これからいうと、もうあと少しで基準数ぐらいは満たすということになります。先ほど鳴瀬議員言われたように、以前昔からある20トンとか30トン級の防火水槽が民地に入ったりしている部分がございます。その分については、昨年度あたりは民地の地権者の方が「撤去していきいれ」というふうな形で言われたので、撤去した部分もありますし、またはふたが付いている、ふたが腐食しております、ふたの取り替えとかいうのもやっておたりしております。

そういうことで、40トン級の防火水槽は、議員おっしゃられるように以前から毎年過疎債等を活用しながら整備しているというような状況でございますけれども、終息年度が何年度かと言われると、まだこの間ではちょっとはつきりお答えはできませんが、もうしばらくしたら大体基準数ぐらいはいくだろうというふう考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

しばらく休憩します。2時から再開します。

---

休憩 午後1時52分

再開 午後2時00分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款9、教育費について質疑を行います。

86ページ中段から102ページまでの教育費について、質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

教育費について、3項目まとめて質問しますので、聞き漏らしのないように、よろしくお願ひします。

52ページ、小学校トイレ整備事業、トイレの整備事業について説明があつてはおりますが、各学校の洋式化はどこまで進んでいるのか、ご説明をいただきたいというふうにお願ひ

ます。

それと、55ページの中学校だと思いますが、未来塾というのが説明が載っておりますが、この未来塾の状況、学習の向上とか、進路への貢献とかというのがどうなっているかということで、ご説明をいただきたいと思えます。

最後、陣ノ内城跡保存管理、活用について事業費が上がっておりますが、保護事業と保存活用計画について、その違いが今わかっている範囲での事業内容を説明していただければというふうに思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校教育課のほうからは1点目の小学校トイレ整備事業、52ページですけれども、その中で洋式化が各学校どれくらい進んでいるかということでございますけれども、まず、この52ページに記載しておりますところについては、令和4年度に乙女小学校、外の屋外便所の新築と、それと内部の便所の洋式化とあわせまして、バリアフリー化を検討する設計費を組んでいるところでございます。

屋外については、建築工事を行いますけれども、屋内については設計のみということでございます。

それと、今できているのは、龍野小学校の屋外については、令和2年度に行っておりますけれども、屋内については、一部洋式化できてないところがございます。一部はできておりますけれども、できてないところがあるということでございます。

それと、今年度は白旗小学校の屋外のトイレの新築と、屋内については全て洋式化、乾式化を行っているところでございます。

それと、甲佐中については、もう済んでいるということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時03分

再開 午後2時05分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 失礼しました。

甲佐小学校につきましても、和便器、全部が洋式化じゃなくて和便器が残っております。大体男子便所で洋便器が九つで、和便器が六つと、それと女子便所は洋便器が16で和便器が10というようなことで、一部は残っているということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 未来塾は。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） まず、未来塾につきましては、中学生を対象に夏休みに

開催をしているところであります。こちらにつきましては、さまざまな理由で塾に通えない学習、また学習習慣が身に付けてない学生に対して、町のほうで授業形式の塾を実施をしているところでございます。

今年度につきましては、1年生が27名、2年生が8名、3年生が22名の計57名の参加がありました。夏休み期間中に実施をしております。

効果という点ですけど、こちらは塾生にアンケートのほうを取っております。「集中力が途切れる時期もあったがしっかりと取り組めた」、「とても学習意欲が高かった」。

すみません、これは。こちらについては、すみません。

今のは支援員さんのアンケートでございます。「集中力が途切れる時期もあったがしっかりと取り組んでいた」、「生徒の個人差があった」というところでもアンケートをいただいております。

生徒につきましては、良かった点というところで「友達と一緒に学習ができた」、「学校と家では違った環境で学習ができた」というところでも、アンケートのほうでの調査結果が出ているところでございます。

続きまして、陣ノ内の保存計画についてでございます。

こちらにつきましては、4年、5年度の事業になります。保存計画につきましては、陣ノ内城跡の本質的な活用、次世代へ伝達するための保存管理、本質的な価値を理解し、それを現代社会に生かす活用、保存のための整備及び活用のための施設整備といった整備、これら三つを確実に進めていく上で必要となる運営方法や円滑に進める体制について、計画をしていくものでございます。

この保存活用計画の策定にあたりましては、有識者や地元代表で構成される検討委員会を立ち上げて進めていく予定としております。先ほどありました保存と活用という点におきましては、次年度の計画の中で策定をしていくところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

説明資料の51ページ、教育カウンセラー配置事業の中で、490万程度計上してありますけれども、まず、今現況で構いませんので、以前からの子供の不登校とか質問いたしておりますので、今でも多分カウンセラー室とかあると思いますけれども、現況では、そこに何人おられるのか、この数ですね。

それと、その後の追跡調査はされているのかをお願いしますとともに、7番の学校ICT機器整備等事業の中の関連ではございますけれども、以前かなりICT事業に関しては、荒田課長のときにいたしておりますけれども、その時の導入にあたってのアンケート調査を行った結果、保護者からいろいろないいところも悪いところもアンケートの中の調査の中ではありましたけれども、今、現に全生徒に対しての1人1台のあれになっておりますけれども、その導入にあたっての今現在のアンケート調査を去年されているのか、導入にあたっての保護者の評価ですね。

それと、以前甲佐町は小学校あたりから前倒しで英語教育を6年生を4年生からされるという話で認識しておりますけれども、その成果があったのか、このICT機器により小学校の課程までは熊本県下で甲佐町は上位に入っているけれども、中学校に入ったらガクッと落ちるという話も伺いましたけれども、その後の結果は成果が上がっているのか、何点かありますけれども、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ちょっと大分多かったので漏れるところもあるかもしれませんが、その時はまたご指摘ください。

まず、教育カウンセラーの配置事業のほうからお答えします。

この教育カウンセラーにつきましては、ご存じのとおり、社会のさまざまな変化に対応できない児童・生徒の問題行動とか、学校の不適応、いじめ、不登校、そういったことに対して専門的な立場から指導・助言を行うコーディネーター等を配置する事業でございますけれども、今、教育カウンセラー3名と児童・生徒支援コーディネーターという方が1名おります。

不登校については、今もいろいろ対策をしておりますけれども、頑張ってはいるけれども、不登校はゼロではないということでございます。

不登校に対しましては、保健室での対応などをやっておるケースが多いんですけれども、生徒の様子をよく観察してカウンセラー室や保健室での自習等と進めているところでございます。

それと、本人の体調に合わせて1時間から3時間程度話をしたり、漢字や計算の自習プリントをしたりといったような対応をしているところでございます。

場合によっては、教育事務所のスクールソーシャルワーカーあたりにご相談いたしまして、福祉機関であるとか、地域の民生委員さんたちの力を借りてやっているというところでございます。

それと、ICT機器でございますけれども、これにつきましては、昨年度から1人1台のタブレットと、各教室に電子黒板を全部配備しているところでございます。

それで、アンケートについては、保護者には取っておりませんが、一般質問の時に荒田議員のほうから質問があった時に、ICT機器の活用状況についても、お話ししているところでございますけれども、今、保護者の方、児童・生徒に対しても「非常に活用が有効的にできていい」というような評判を受けているところでございます。

そのICT機器を使う上で、いろいろな問題があったときは、その都度、先生とかICT支援員の方にお話をしてくださいというようなことで、今のところは何ら大きな問題はなく有効活用ができていくというふうに思っているところでございます。

英語教育でございますけれども、これは宮本議員おっしゃるとおり、1年生から4年生までを外国語活動ということで、行っておりますけれども、これにつきましても、今は外国に約6年間ほど留学経験がある日本人の方に1年生から4年生までを教えていただいているところでございます。これによって英語の力が伸びたのかというようなことでござい

ますけれども、これにつきましては、今から徐々にというふうに思っております。今のところは、中学校で英語検定とか受ける方も、なかなか少なくありますので、今の子供たちが中学校になったら伸びてくるんじゃないかというふうな期待を持っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

今の課長答弁がありましたけれども、なかなかですね、上がってくるんじゃないかなろうかという話になってますけど、それでは教育長のほうにお尋ねします。

以前から子供に関しては、かなり質問してまいりましたけれども、今課長がありましたけれども、数はちょっとわからないということで、以前はカウンセラー室というのがあったと思います。そういう不登校とかいじめにあっている子供たちは、なかなか学校に出向ききらるので、カウンセラー室という所に入って、そのカウンセラー、支援員の方が対応されていたと思うんですけれども、それに対しての大体で構いませんので、おおよそ何人ぐらいおられるのか、そして、さっき言った卒業してからの追跡調査ですね、まだ家に閉じこもっておられるのか、そこにあれば行ったほうがよかったと思うんですけれども、よかです。

いちばん肝心要の以前教育長のほうが答弁をたぶんされたと思いますけれども、ICT機器導入によって、子供たちの小学校の課程までは県下では上位のほうに入っておると、甲佐町はですね。しかし、中学校に入った時点で、ガタッと落ちると、甲佐中学校がですね。そういう話もされたという認識がありましたけれども、今の状況としては、やっぱり英語教育、外国語教育ですかね、あれを前倒しでされておりますけれども、徐々に成果が上がっていくんじゃないかなろうかという答弁ですけれども、その成果としては教育長から見た場合は、早めの前倒しの外国語の授業を取り入れて成果があったと、個人的に構いませんので、お願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） それでは順々に、まず不登校の子供の数というようなご質問かと思えます。カウンセラー室に来たり、全く来れなかったりですね。もしくは学校に来れないけれども、別の所には来れるという子もおりますので、ろくじ館の部屋でそういう部屋で対応して、それを登校とみなすというような、いろんなその子に応じた対応をしておりますけれども、今、小学校はあまり多くないんですけれども、中学校毎月1回把握をして、県にも報告しておりますけれども、これはちょっと古いんですけれども令和2年で、甲佐中は17となっておりますが、確かですね、先月現在で15という数になっております。確かに多くなっております。

これは上益城全体同じような傾向がありまして、特にコロナ禍が始まってから、1学期始まった頃は大丈夫なんですけど、徐々に増えて、年間を通して増えていくという傾向がありまして、これは非常に問題意識を高く持っております。

したがって、そういうことを受けてですね、特別な不登校対策委員会というのを立ち上げて、委員会の中で個別個別の事案について、学校の教員、そういった専門家等も入れて対応していらっしゃるところでございます。

特に、中学生が多ございますので、これは中学校の大きな課題ということで、後ほど答弁いたします学力についても、同じことが言えるんですけども、ひょっとすると、そこには同じ、根っ子にあるものがあるのじゃないかというようなことも考えておまして、課題意識を持って取り組んで今いるところでございます。

学力の話になりますけれども、小学校は非常に学力検査の結果から見ても、県下平均を超えている者が多いという状況でございますが、中学校になると、そのレベルが下がるんじゃないかと維持できなくて、伸びるしこ伸びしきれてないというですね。これはやっぱり中学校に入る時のギャップ「中1ギャップ」というふうに言えますけれども、そこがギャップが埋めきれないんじゃないかなというようなことを考えております。

I C T機器あたりを使った成果は確かにあると思いますが、それ以前の何か不登校にもつながるような問題もあるのかなと、それに加えて教員の授業力がですね、基本的な1時間1時間の授業の「研ぎ澄まされた授業」というふうに私は表現してはいますが、1時間1時間がマンネリ化していない「研ぎ澄まされた授業」をしていくと、伸びるはずだというふうに思いますが、それが伸びきれてないということは、そこは足りてないのかなというようなことも考えて学校の教員集団に課題意識として持ってもらおうということで、今話し掛けをして、これもここ二、三年ずっと課題として捉えて取り組んできているところでございます。

それから、英語についてですけども、つい先日、英検等の力、どのくらい持っているかという調査があって、その結果が県のほうからきましたけれども、県の平均よりも本町の中学生の英語力は平均よりも上回っているという結果が出て、非常に嬉しく思いました。英検の4級レベル程度を持っている生徒の数というのは、県平均をかなり上回っていたというふうに思います。

小学校の1年生、2年生から英語の授業をやっているところは、私が聞くところでは、あまり聞きませんので、そういう成果がこれからどんどん出てくるんじゃないかなと、ただ英検を受けたり、そういう資格試験を受けていこうという、この意欲がなくて、力は持っているが先生が判断するんだけど、実際検査は受けんでもいいやというような子供さんもおりますので、どんどんそういう資格というのは進路保障にもつながっていきますので、そういう意欲を持って自分の持てる力を伸ばしながら英検とかCEFR（セファール）とか、いろいろありますので、そういうのも読んでいってほしいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 教育費について、質疑を行っております。

ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

説明資料の53ページでございます。いちばん上のところですが、遠距離通学費の補助金が60万円ということで、計上されております。ここの説明をちょっと読みますと、「学校から4キロ以上の通学距離にある生徒の保護者に対して自転車購入費又はバス料金の一部を補助します」と書いてありますので、ここの文章を読みますと、4キロ以上から通学する生徒さんで、自転車の購入費というのはわかります、私、4キロ以上離れた所からは自転車を購入されて、その一部かなんかの費用をいただいて購入して通学するとなると、おそらく中学生だろうなという思いはあります。

じゃあ、後段のほうのバス料金の一部を補助というのは、小学生の子供かなと、としたときに、4キロ以上なんで、これに該当するような小学校の対象の地域となると、宮内の方たちとか乙女でいうなら府領のほう方たち、龍野でいうなら上早川5区の方たちとかが該当してくるのかなと思いますけれども、その辺の、まずバスの対象になっている校区の方たちと人数、それと自転車で対象になっている方たちの人数と一人当たり幾らを補助されてるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この遠距離通学費補助金というのは、学校から4キロ以上の通学距離のある生徒ということでございますので、中学生という限定でございます。

児童は、小学生になりますけれども、生徒ということでございます。

それと、自転車購入費というのは、今40人に対して1万5,000円というような計上をしております。

バス料金の一部といいますのは、例えば、自転車で行くのが難しいとか、バスのほうがいいといいますか、本人からの希望ですね、それを4キロ以上あるところに対しては公共料金の一部を補助するというような仕組みになっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） どこで何人。

○学校教育課長（吉岡英二君） どこと断言はできませんけれども、芝原とか府領あたりは、おっしゃるとおり、そこからバスで来たら4キロ以上ございますので、大体、田原、府領、芝原、中学校までの距離ですので、途中で切れるところはありますけれども、そのあたりということです。4キロ以上ということでございますので。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今年の予算をお尋ねしたんですけれども、今年想定する人数がちょっとわからないのであればですね、バス通学も40人ですか。

自転車は、さっき説明されたのは、40人の1万5,000円じゃないですかね。

バスは何人ですか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） バスは、要望が今あっておりませんので、バスで来るといのは聞いておりませんが、あった時には補正または流用で対応していきたいと

いうふうには思っているところです。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） じゃあ、今はないということですけども、1年前でもいいですけども、令和3年度、現年度については、おられましたでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時29分

再開 午後2時31分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） バスの補助を行っている人は、3年度はおりません。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款10、災害復旧費から款13、予備費について、質疑を行います。

103ページから104ページまでの災害復旧費から予備費について、質疑をお願いします。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳出全部について、質疑をお願いします。

32ページから104ページまでです。

何かありませんか。歳出全部です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 先ほど、民生費の中で先ほどお聞きしたんですけども、定数に関してはですね、お聞きしているかもしれませんが、あえて質問したんですけども、まずお詫びして訂正します。

自分が聞きたかったのは、定数に対しての今の現況の人間ですね、人数をどれだけかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 先ほど保育所の入所の件で、現在の利用状況についてということで、お尋ねがあり、先ほどの質問に対して現在利用状況ということで、ご質問がありましたけれども、各保育園の定数と、現在の利用状況について、お答えします。

この利用者数については、町内の住民の方を優先的に利用ということで、施設の入所決定はしておりますけれども、中には町外の方が甲佐町にお務めということで、町外からも利用されている方も含んだ数で報告をさせていただきます。

甲佐保育園が60人に対して、現在60名、これは3月1日現在になります。

若草保育園が80人定員に対して、96名。竜野保育園が60名に対して、71名。乙女保育園が80人定員に対して、93名。緑川保育所が60人に対して、81名の利用になっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入について、質疑をお願いします。

最初に、款1の町税から款14、使用料及び手数料について、質疑を行います。

11ページから18ページ上段までの質疑をお願いいたします。

11ページから18ページです。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款15の国庫支出金から款16、県支出金について、質疑を行います。

18ページ中段から25ページ上段までについて、質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、款17の財産収入から款22、町債について、質疑を行います。

25ページ中段から31ページまでについて、質疑をお願いします。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について、質疑を行います。

11ページから31ページまでです。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本予算全部について、質疑をお願いします。

本予算全部についての質疑を行います。

本田議員。

○12番（本田 新君） 私から、本予算全部の中でありませけれども、一つ町に対して要望をさせていただきたいと思います。

一つは、熊本方面から我が町に入る道路というのは、国道443と嘉島甲佐線、乙女地区の今吉の甲佐線、国道、県道から我が町に熊本方面から入ってくると思います。

特に、嘉島甲佐線のことと言わせていただきますと、御船地区辺りから非常に道が暗いんです。ところが、甲佐町に入った芝原に入った途端に防犯灯が設置されて、我が町の安心・安全とか、そういう意識の高さだとか、我が町のイメージアップに非常に繋がることになっていると私は思いますし、また本年度も400万の防犯灯の設置工事をされるということで、くらし安全室を中心に、この事業を大いに展開されていることに対して、高く評価をさせていただきます。

その上で、もう一つ、これは町長のほうにお願いがありますけれども、嘉島甲佐線を見

ますと、今、田口橋のほうで道路改良をしておりますけれども、田口橋から塔の木までの間は堤防を供用する形での県道ということでなっております。

これは、やっぱり見てみますと、少し曲がりくねったとまではいきませんが、非常に狭くて、道路として、もう少し我が町の大動脈の1本であるこの道をですね、何とか国土交通省あたりと協議というか、要望されて、この区間の道路幅の拡幅だとか、できれば真っすぐに近いような形で、そういった形ですのようなことを今後とも考えてもらえないだろうかという思いがありますので、最近は国土交通省とは、かなり密接な関係だと私は思っておりますけれども、ひとつ、この嘉島甲佐線の田口橋から塔の木までの区間の道路について、今言いましたような要望を今後とも町として国交省に要望していただけないだろうかということ、ここでお願いをさせていただきたいというふうに思います。

町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時41分

再開 午後2時42分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま、本田議員のほうから嘉島甲佐線の件で要望として、今ご提案がありましたけれども、確におっしゃるとおり、県道の監視をするとなっても、おそらくこれは国交省との協議が必要でありましょうし、それと水路等もありますので、土地改良区との協議も必要かなというふうにも思います。そういったことをちゃんと念頭に入れながら、まずは関係する団体、あるいは県、国とも話をする場面が1年のうちに何回かありますので、ちょっとまずはその辺の切り口から入ったところで、どういった形で進めていくのが一番有効的なのか、その辺模索しながら考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

令和4年度一般会計予算での反対討論を行います。

私は、議案第29号、甲佐町一般会計について、反対の討論を行います。

反対の第1の理由は、コロナ感染症に対する対策です。県ホームページ資料によれば、3月10日時点での第3回目のワクチン接種率では、46.3%と県内では6番目の接種率となっております。

この点では、町の対策の結果が現れていると思いますし、評価をしております。

しかしながら、一般質問においても取り上げられました無料検査場の設置など、社会的検査の充実や感染となった方々への支援が十分でないと考えます。

第2の理由は、同和運動団体に対する人権啓発補助金についてであります。

予算の多くの項目については、同意できるものですが、真に差別をなくすあらゆる分野での人権モラルの立場から第3款、民生費の目5、地域改善対策費の人権啓発活動補助金については、賛成できません。

地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は、2002年に終焉し、既に20年が経過しております。

県内の自治体においても、これをもって運動団体に対する補助を終了したところもあります。補助金が交付されている団体に対し、みずからの力で活動資金を確保し運営を行う努力を促すべきと考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

〔「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時45分

再開 午後2時45分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第29号、令和4年度甲佐町一般会計予算であります。反対討論があるようですが、限られた財源の中から各課ごとの予算付けということで、本一般会計、令和4年度の本予算には69億6,878万9,000円という限られた財源の中から、このコロナ禍の中で大変だったと思います。改めて、お疲れさまでしたと申し添えておきます。

それと一緒に、報道等で第7波がきているという報道があっておりますので、本年度もこの予算の執行がですね、スムーズにいくように期待申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第29号「令和4年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。  
しばらく休憩します。3時から始めます。

---

休憩 午後2時47分  
再開 午後2時58分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第2 議案第30号 令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第30号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第30号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,755万6,000円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入です。

款1、国民健康保険税を2億4,329万5,000円としております。項1の国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料を10万円としております。項1の手数料です。

款3、県支出金を11億923万9,000円としております。項1の県補助金です。

款4、財産収入を9,000円としております。項1の財産運用収入です。

款5、寄附金を1,000円としております。項1の寄附金です。

款6、繰入金を1億3,490万2,000円としております。項1の一般会計繰入金及び2の基金繰入金です。

款7、繰越金を1,000万円としております。項1の繰越金です。

款8、諸収入を1万円としております。項1の延滞金及び過料から3の雑入までです。  
歳入合計を14億9,755万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費を3,295万3,000円としております。項 1 の総務管理費から 3 の運営協議開始までです。

款 2、保険給付費を10億7,672万4,000円としております。項 1 の療養諸費から 6 の傷病手当諸費までです。

款 3、国民健康保険事業費納付金を 3 億6,588万1,000円としております。項 1 の医療給付費分から 3 の介護納付金分までです。

款 4、共同事業拠出金を1,000円としております。項 1 の共同事業拠出金です。

款 5、保健事業費を1,824万7,000円としております。項 1 の保健事業費及び 2 の特定健康診査等事業費です。

款 6、基金積立金を 1 万円としております。項 1 の基金積立金です。

款 7、諸支出金を100万4,000円としております。項 1 の償還金及び還付加算金及び 2 の繰出金です。

款 8、予備費を273万6,000円としております。

次のページになります。

項 1 の予備費です。

歳出合計を14億9,755万6,000円としております。

本予算は、令和 3 年度当初予算と比較しますと、予算総額で1,519万3,000円、率にいたしますと、約 1 %の増額で計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより、質疑を行います。

最初に、歳出全部について、質疑をお願いします。

12ページ、款 1、総務費から21ページ、款 8、予備費までです。

歳出全部についての質疑をお願いします。

説明資料のほうも付いておりますので、説明資料のほうからの質問もお願いいたします。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部についての質疑をお願いします。

7 ページ、款 1、国民健康保険税から11ページ、款 8、諸収入までです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○6 番（佐野安春君） 6 番、佐野です。

8 ページの県支出金の中の保険給付金交付金、説明の中に保険者努力支援交付金672万5,000円というのがありますが、この交付金の内容と前年度との比較を説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 保険者努力支援制度について、お答えします。

保険者努力支援制度というものは、都道府県、市町村の医療費適正化、予防、健康づくり等の取り組み状況に応じて支援されるもので、ポイント制となっております。

毎年重点となる項目が変わっておりますけれども、近年の保険者努力支援の交付金の交付状況について、お答えします。

令和元年度が約520万円、令和2年度が約920万円、今年度については、まだ確定はしておりませんが、940万円程度が収入が見込まれております。ただ、予算上としましては、毎年ポイント制ということで、重点項目等も変わるものですから、600万程度を予算的には見込んでおります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに歳入について、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第30号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてですが、国保は、その構造的な問題から運営的にも非常に厳しい状況におかれているというのは事実ですが、収支不足ということで、税率引き上げを課していくならば、加入者の暮らしが非常に懸念をされるというふうに考えます。

国保税の重さは、限界にあるというふうに考えます。国保会計への一般会計等からの繰り入れ等で国保加入者の負担を軽減すべきであり、国保税の引き上げを含む予算については、反対といたします。

以上で、反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第30号、令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてですが、令和4年度の予算が14億9,755万6,000円ということで、昨日税条例で税は改正をされましたけれども、この予算の編成にあたりましては、しっかり編成されていると思います。賛成いたします。

また、国保自体は県が主体でございますけれども、税率についての統一化を早急にしていただくことをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第30号「令和4年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。  
この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第31号 令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第31号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第31号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,820万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものです。

令和4年3月11日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、介護保険料を2億5,343万1,000円としております。項1、介護保険料です。

款2、分担金及び負担金を56万7,000円としております。項1、負担金です。

款3、使用料及び手数料を1万円としております。項1、手数料です。

款4、支払基金交付金を4億177万6,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金を4億1,851万7,000円としております。項1、国庫負担金及び項2、国庫補助金です。

款6、県支出金を2億1,691万2,000円としております。項1、県負担金から項3、県補助金までです。

款7、財産収入を1万2,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金を2億7,790万9,000円としております。項1、一般会計繰入金及び項2、基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。項1、繰越金です。

款10、諸収入を906万5,000円としております。項1、延滞金加算金及び過料から、次のページ、項5、雑入までです。

歳入合計、15億7,820万円としております。

次のページ、4ページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費を3,776万7,000円としております。項1、総務管理費から項4、趣旨普及費までです。

款2、保険給付費を14億5,120万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。項1、財政安定化基金拠出金です。

款4、地域支援事業費を8,218万8,000円としております。項1、包括的支援事業、任意事業費から項5、その他諸費までです。

款5、基金積立金を1万2,000円としております。項1、基金積立金です。

款6、公債費を1,000円としております。項1、公債費です。

款7、諸支出金を3,000円としております。項1、償還金及び還付加算金、及び、項2、繰出金です。

款8、予備費を702万7,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、15億7,820万円としております。令和3年度当初予算と比較しますと、金額的に3,162万6,000円、率にしますと、約2%の増加となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に、歳出全部についての質疑をお願いします。

14ページ、款1、総務費から、23ページ、款8、予備費までです。

歳出全部についての質疑をお願いいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。

7ページ、款1、介護保険料から13ページ、款10の諸収入までです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。

本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第31号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

甲佐町介護保険第8期において、保険料は引き下げとはなりましたが、介護保険制度発足以来、ほとんどの期間において、介護保険料は上がり続けております。

被保険者である高齢者にとって、連続する負担増加は耐えられないと考えます。

今こそ国による公費負担を大幅に増やして、介護保険制度を支えるべきであります。

以上の理由により、令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算については、反対であります。

終わります。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

議案第31号、令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算でございますけれども、全体的な予算といたしましては、前年度に比べて3,162万6,000円の増額ということでございます。

歳入では、支払基金交付金においては、前年度より2.8%の1,076万9,000円の増額、また歳出では、保険給付費や地域支援事業である介護予防、生活支援サービス事業等が増額予算となっております。各種支援事業の充実を目的とした予算となっていることから、適正な予算編成であると認め、議案第31号につきましては、異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第31号「令和4年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第32号 令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第32号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第32号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,906万3,000円と定めるものです。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

令和4年3月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料を1億1,241万3,000円としております。項1の後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料を1,000円としております。項1の手数料です。

款3、寄附金を1,000円としております。項1の寄附金です。

款4、繰入金を6,011万5,000円としております。項1の一般会計繰入金です。

款5、繰越金を1,000円としております。項1の繰越金です。

款6、諸収入を653万2,000円としております。項1の延滞金及び過料から5の雑入までです。

歳入合計を1億7,906万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を245万3,000円としております。項1の総務管理費及び2の徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億7,089万7,000円としております。項1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費を560万4,000円としております。項1の健康保持増進事業費です。

款4、諸支出金を10万1,000円としております。項1の償還金及び還付加算金です。

款5、予備費を8,000円としております。項1の予備費です。

歳出合計を1億7,906万3,000円としております。

令和3年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で1,597万5,000円、率にいたしますと約9.8%の増額ということで計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。9ページ、款1、総務費から11ページ、款5、予備費までです。歳出全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。

6ページ、款1、後期高齢者医療保険料から8ページ、款6、諸収入までです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第32号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算には、反対の立場から討論を行います。

75歳以上の医療費の窓口負担を一定以上の収入がある人について、今年10月から1割から2割に引き上げようとしております。

対象者は、370万人になるとされています。保険料も制度発足当時からすると、平均で倍以上になっております。

高齢者の約7割は、年金のみで暮らしております。しかし、年金は切り下げられる中、コロナ禍などによる物価上昇は、高齢者の暮らしを追い詰めております。

こうした制度上の予算については、反対です。

以上で、反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第32号、令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は、1億7,906万3,000円の予算となっており、本予算は後期高齢者の健康を守る予算でもあります。

よって、この予算は適正に予算編成されておることを認め、賛成といたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第32号「令和4年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第33号 令和4年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第33号「令和4年度甲佐町水道事業会計予算」を

議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第33号、令和4年度甲佐町水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。

（総則）

第1条、令和4年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水戸数3,400戸。第2号、給水人口8,300人。第3号、年間総給水量905,000立方メートル。第4号、1日平均給水量2,479立方メートル。第5号、主な建設改良工事、甲佐町水道施設中央監視装置更新工事、事業費3,200万円。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。

第1款、事業収益を1億6,247万3,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。

第1款、事業費を1億6,247万3,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,609万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額800万9,000円及び、過年度分損益勘定留保資金8,809万円で補填するものとしていたします。

収入です。

第1款、資本的収入5,072万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。

第1款、資本的支出1億4,682万円としております。

内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は5,000万円。起債の方法

は、証書借入れ又は証券発行。利率は5.0%以内。償還の方法は、借入先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとします。

(一時借入金)

第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

第1号、職員給与費2,098万6,000円。たな卸資産購入限度額、第8条、たな卸資産の購入限度額は、300万円と定めます。

令和4年3月11日提出、町長名です。

なお、4ページから36ページまでに予算説明資料を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いいたします。

本田議員。

○12番(本田 新君) 2点ほど確認をさせていただきます。

19ページに当年度純利益ということで、271万円が計上されていますけれども、これは収益としては、270万円黒字だったというようなことで確認させてください。

それと、新設改良事業費で8,800万ほど計上されています。

その中に、3,200万の中央監視装置更新事業の3,200万を含めた8,800万が新設工事としてされていますけれども、できれば主だった工事あたりも、これで、ちょっとどこに書いてあるかわかりませんが、ちょっと見ただけで私は確認できませんでしたので、主だった漏水管工事更新事業だろうと思いますので、その点を説明をお願いいたします。

○議長(宮川安明君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長(橋本良一君) まず、19ページの令和3年度予定損益計算書にあります当年度純利益271万1,000円でございますが、令和3年度の決算見込みを行いまして、この金額の黒字が出るだろうと計算しているところでございます。正確な数字は、決算をしてみたいと出ません。

それと、次のご質問の令和4年度の主な工事ですが、老朽管の布設替工事をいくつか予定しておりますが、大きいところでは、町道府領村中線というところで、1,300万円、工事費のみで1,300万円でございます。

その他としましては、町道吉田芝原線、町道古閑八丁線、それと町道下豊内上揚線という、先ほど橋の架け替えといいますか、話が出たと思いますけど、橋に水道管を添架しますので、その移設といいますか、布設替工事を行います。

一番大きいのは、先ほどの中央監視装置の更新でございます。  
主なものは、以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。  
予算全部について、質疑をお願いしております。  
森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。  
ちょっと関連でお聞きしておきたいと思うんですけれども、前回だったですかね、美里町へ水道を売却するというようなお話があったと思うんですけれども、その後の状況というのは、どうなってますか。お聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 美里町さんのほうで、令和4年度の予算として、新たな簡易水道事業を創設するという認可申請の費用を予算に計上されて、先の議会で議決されたと聞いておりますので、事業は前のほうに進んでいくものと考えております。

料金とか、その他の条件については、今後話し合いで決めていくということになります。  
以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。  
ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終結します。  
これから討論を行います。  
本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。  
本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第33号、令和4年度甲佐町水道事業会計予算でありますけれども、ただいま課長のほうとの質疑をいたしますけれども、令和3年度においても健全に運営されておりますし、また、この本予算を見ますと、令和4年度も健全に運営されることが期待されますので、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。  
これから、議案第33号「令和4年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。  
本年は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第33号「令和4年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案どおり可決されました。  
しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時46分

再開 午後 3 時46分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま執行部から追加議案、議案第34号「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時47分

再開 午後 3 時48分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**追加日程第1 議案第34号 甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮川安明君） 追加日程第1、議案第34号「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 議案第34号について、ご説明申し上げます。

議案第34号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年3月16日提出、町長名です。

甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例。

甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を次のように改正する。

前文を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、条例の一部を改正するため、この議案を提出するものでご

ございます。

次のページに新旧対照表を付けております。

昨日、ご議決いただきました条例で、条例名と設置第1条、略してありますけれども、その部分に前文が入っております。その部分を削るものになります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第34号、甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま課長から説明がありましたとおり、条例の一部の前文を削るということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第34号「甲佐町企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。4時より始めます。

---

休憩 午後3時51分

再開 午後3時59分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、荒田博議員ほか1名から、発議第1号「ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について」が提案されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号「ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時00分

再開 午後4時01分

---

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第2 発議第1号 ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について

○議長（宮川安明君） 追加日程第2、発議第1号「ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について」を議題とします。

事務局をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） 発議第1号、令和4年3月16日、甲佐町議会議長、宮川安明様、提出者、甲佐町議会議員、荒田博、賛成者、甲佐町議会議員、宮本修治。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由については、省略いたします。

次のページをお願いします。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議（案）

令和4年2月24日、ロシア軍はウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始した。

これは力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反、国連憲章違反で決して許されるものではなく、世界の平和と安全を脅かし、国際社会の秩序の根幹を揺るがす行為として、断じて容認できず、断固として非難する。

ウクライナの首都キエフなど主要都市では、激しい砲弾で多くの民間人の尊い命が奪われるとともに、ウクライナから逃れる多数の避難民が発生している。

武力により、国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる戦争は、死と破壊しかもたらさない。

ロシアの核兵器使用を示唆する姿勢については、核による威嚇と使用を断固として認めることはできない。

本町議会は、ロシアが直ちに戦闘を停止し、ロシア軍の即時撤退を求めるとともに、世界平和の実現に向け、国際社会が一体となり取り組むよう強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月16日、熊本県甲佐町議会。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 次に、提出者の説明を求めます。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議についてを提出したものでございます。

提出理由にありますとおり、皆さんご承知のとおり、ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国際法に違反した暴挙であります。

また、民間人を含め、多数の犠牲者を出しており、一刻も早く戦争を終わらせ、ウクライナからのロシア軍の撤収を強く求めるものであります。

以上のことから、議員各位におかれましては、懸命なるご判断をお願いし、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 発議第1号でありますけれども、先ほど説明とか提案理由の説明もありましたとおり、ロシアの暴挙に対して、断固反対すべく、この発議に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

発議第1号「ロシアのウクライナへの軍事侵攻を非難する決議について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決定いたしました。

---

## 日程第6 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第6「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

---

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第7「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第8「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配布のとおり、総務文教・産業厚生との2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第9「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、議会を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、3月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

す。

今期定例会は3月11日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました令和3年度各会計補正予算、令和4年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたりご同慶に存するものであります。

なお、執行部の不手際で、条例の追加提案をいたしましたけれども、改めてこの件については、議員各位に心からお詫びを申し上げますとともに、新たに提案いたしました議案については、ご承認をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

お世話になりました。

ここに、ご議決をいただきました補正予算や令和4年度各会計予算をはじめ、各議案の成立によりまして、今後の復旧復興に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今後も町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう、お願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月11日に開会、本日16日までの6日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠にご同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重されていただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意いただきますよう、お祈りを申し上げ、令和4年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

---

閉会 午後4時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録  
令 和 4 年 第 1 回 定 例 会

令 和 4 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電 話 (096) 234-1198